

第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

改訂版

2005

倉吉市

第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画
目 次

- 第1部 序論
1 計画の策定の趣旨
2 計画の性格
3 計画の構成・期間
計画の構成図
体系図

第2部 総合計画

章	節	款	目	頁	
第1章 部落の完全解放の実現	第1節 人権擁護の確立	1 部落差別事象への対応		1	
		2 人権侵害の救済と擁護		1	
	第2節 啓発・教育の推進	1 啓発推進組織の整備・充実	ア 人権啓発		3
		2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	ア 就学前教育における同和保育の推進		5
			イ 学校教育における人権同和教育の推進		6
			ウ 社会教育における人権同和教育の推進		7
	3 社会教育関係団体の自主活動の促進			11	
	第3節 社会参画の推進	1 社会参画の推進			13
		2 地位向上			13
	第4節 就労・雇用の促進	1 企業への啓発促進			14
		2 就職の促進・安定			14
	第5節 産業の振興	1 中小企業の育成			16
		2 企業の誘致			16
		3 農業の育成			16
		4 林業の育成			18
		5 水産業の育成			19
	第6節 社会福祉の増進	1 地域福祉の充実			21
		2 人権文化センターの取り組み			22
		3 福祉施設の活用			23
		4 保険・年金の充実(医療保険・介護保険・厚生年金制度・国民年金制度の普及)			23
	第7節 保健衛生の推進	1 地域保健の充実			25
		2 地域医療体制の充実			25
	第8節 生活環境の改善	1 住環境の整備			27
2 住宅の整備				28	
第2章 社会参画のある人の自立と	第1節 人権擁護の確立	1 個人情報の保護		29	
		2 人権侵害の救済と擁護		29	
	第2節 啓発・教育の推進	1 啓発推進組織の整備・充実	ア 人権啓発		31
		2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	ア 就学前教育における障害児保育の推進		32
			イ 学校教育における障害児教育の推進		33
	ウ 社会教育における障害者教育の推進		34		
	3 社会教育関係団体の自主活動の促進			35	
	第3節 社会参画の推進	1 社会参画の推進			37
	第4節 就労・雇用の促進	1 企業への啓発促進			38
		2 就職の促進・安定			38
第5節 社会福祉の増進	1 地域福祉の充実			40	
	2 福祉施設の活用			41	
第6節 生活環境の改善	1 住環境の整備			43	
	2 住宅の整備			43	
	3 公用・公共施設の整備			44	
第3章 男女共同参画社会の実現	第1節 人権擁護の確立	1 人権侵害の救済と擁護		46	
		2 人権侵害の救済と擁護		46	
	第2節 啓発・教育の推進	1 啓発推進組織の整備・充実	ア 人権啓発		47
		2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進	ア 就学前教育における男女共生教育の推進		47
			イ 学校教育における男女共生教育の推進		48
	ウ 社会教育における男女共生教育の推進		48		
	3 社会教育関係団体の自主活動の促進			49	
	第3節 社会参画の推進	1 社会参画の推進			50
		2 地位向上			50
	第4節 就労・雇用の促進	1 企業への啓発促進			52
2 職業の安定				52	
第5節 社会福祉の増進	1 一人親家庭福祉の充実			54	
	2 高齢者福祉の充実			54	

章	節	款	目	頁	
第4章 人権保障の実現 在住外国人の	第1節 人権擁護の確立	1 国籍条項		56	
		2 個人情報保護		56	
		3 人権侵害の救済と擁護		57	
	第2節 啓発・教育の推進	1 啓発推進組織の整備・充実		ア 人権啓発	59
				ア 就学前教育における国際理解教育の推進	59
				イ 学校教育における国際理解教育の推進	60
			ウ 社会教育における国際理解教育の推進	60	
		3 社会教育関係団体の自主活動の促進			61
	第3節 社会参画の推進	1 社会参画の推進			62
	第4節 就労・雇用の促進	1 就職の促進・安定			63
第5節 社会福祉の増進	1 地域福祉の充実			64	
第5章 権利回復の実現 先住民族の	第1節 啓発・教育の推進	1 啓発推進組織の整備・充実		66	
				ア 学校教育における多文化教育の推進	66
				イ 社会教育における多文化教育の推進	66
			3 社会教育関係団体の自主活動の促進		66
第6章 人権保障の実現 子どもの	第1節 人権擁護の確立	1 虐待・いじめ・不登校問題		68	
	第2節 啓発・教育の推進	1 啓発推進組織の整備・充実		ア 人権啓発	70
				ア 就学前教育における同和保育の推進	70
				イ 学校教育における人権同和教育の推進	70
			ウ 社会教育における人権同和教育の推進	71	
第7章 権保障の実現 高齢者の人	第1節 人権擁護の確立	1 虐待問題		72	
	第2節 啓発・教育の推進	1 啓発推進組織の整備・充実		ア 人権啓発	73
	第3節 社会参画の推進	1 社会参画の推進			74
	第4節 就労・雇用の促進	1 就職の促進・安定			75
	第5節 社会福祉の増進	1 地域福祉の充実			76
				2 保険・年金の充実(医療保険・介護保険・厚生年金制度・国民年金制度の普及)	76
	第6節 保健衛生の推進	1 地域保健の充実			78
第7節 生活環境の改善	1 住環境の整備			79	
			2 住宅の整備	79	
			3 公用・公共施設の整備	79	
第8章 差別解消の実現 身近な	第1節 身近な差別等の解消	1 個人情報の保護		81	
		2 感染症・特定疾患など疾病患者の人権保障		81	
		3 罪や非行を犯した人とその関係者の人権保障		83	
		4 性的マイノリティーの人の人権保障		83	

付属資料

第1部 序 論

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成6年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を施行して以来、平成8年に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進してきたところであります。

しかしながら、教育、啓発、就労などにおいて、今なお課題が残されています。

そのため、この「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を、平成13年度の「第9次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、向こう5か年にわたる本市の部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しましたが、このたび、その後の社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため次のとおり内容の見直しを行いました。

(1)「子どもの人権保障」と「高齢者の人権保障」の2章を加え、全8章構成としたうえで「現状と課題」、「事業計画」を中心に現在の内容に見直すとともに、計画体系の整理を行いました。

(2)第8章「身近な差別の解消」に個人情報保護、ハンセン病、罪や非行を犯した人とその関係者、性的マイノリティの記述を加えました。

2 計画の性格

この計画は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の広範にわたる問題解決のための諸施策の推進を図ることを基本とした総合的な計画です。

3 計画の構成・期間

「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」は、基本方針、基本計画及び事業計画とします。

(1)基本方針

平成8年度に策定された「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」で示された基本方針を「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の基本構想として引き継いだものを基本とし、今回の章の追加に伴い適宜追加・修正を加えました。計画期間は平成13年度から平成27年度までの15年間とします。

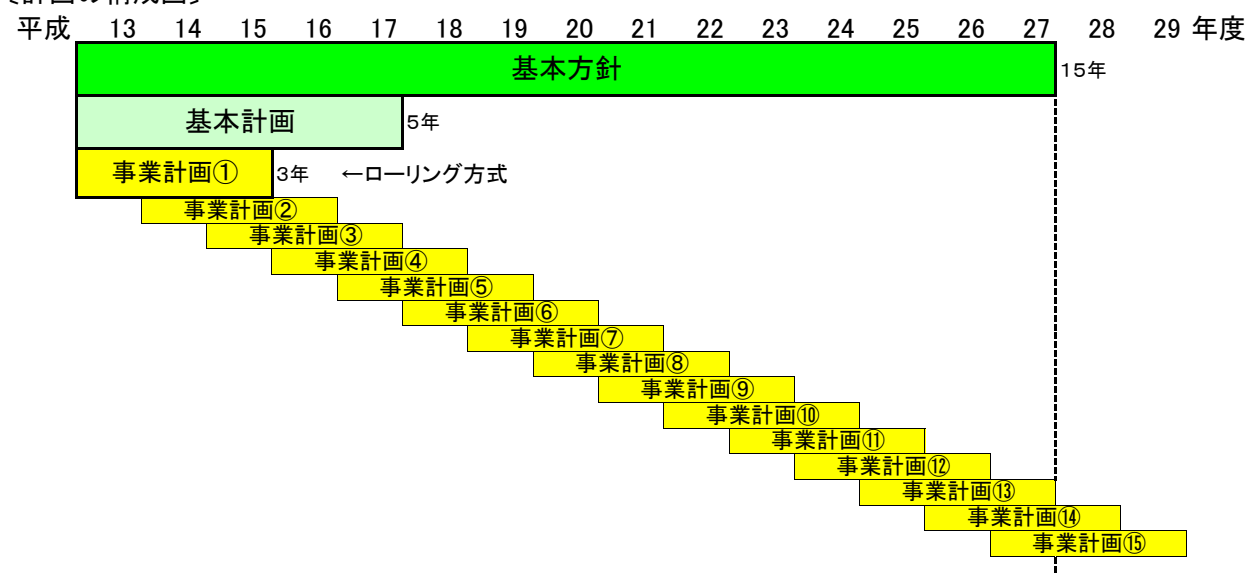
(2)基本計画

計画期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間とし、「第9次倉吉市総合計画」の計画期間と同じくし、一体的に取り組むこととします。

(3)事業計画(別冊)

事業計画は、基本計画で示された各施策に対する具体的な事業を明らかにすることにより、総合計画の効果的な推進を図るものであり、計画期間は3か年とし、毎年度向こう3か年の年度別計画を更新するローリング方式とします。

〔計画の構成図〕



第2部 総合計画

第1章 部落の完全解放の実現

第1節 人権擁護の確立

1 部落差別事象への対応

□現状と課題

111

●学校現場や市民の生活の場において、安易な言動等による差別や人権侵害事象が発生しています。市民の人権についての認識不足を解消し、人権意識の高揚と啓発活動の充実を図る必要があります。また、人権侵害についての相談体制の充実が求められています。

□基本方針

111

○差別事象が発生した場合には、部落差別事象への対応方針に基づき、事実の把握に努め、その要因や背景並びに行政課題を明らかにするとともに、関係機関・団体と連携し速やかな課題解決に努めます。

□基本計画		担当課	No.
相談窓口の充実	職員の責務と自覚を高めながら、事象に関係する関係課が主体的にその対応に取り組み、事実関係の正しい把握と人権侵害の事実を明らかにするとともに、各関係機関との連携による人権相談窓口の充実と周知徹底を図ります。	人権文化センター	1
倉吉市人権啓発検討委員会の開催	差別事象の事実関係の把握に努め、その要因と社会的背景を正しく分析し、行政の主体による問題解決への対応方針を検討します。	人権文化センター	2
啓発活動の充実	差別事象は、重大な人権侵害であり社会的問題として厳しく受け止め、市民団体との連携を図り人権擁護の体制づくりを強め、問題解決へ向けた市民への啓発活動の充実に努めます。	人権文化センター	3

2 人権侵害の救済と擁護

□現状と課題

112

●日常生活や結婚問題など、部落差別に関する人権侵害は根強いものがあり、各関係機関、団体との連携を図りながら人権啓発を推進し、被害者への救済対策と人権擁護の体制確立に努める必要があります。

●人権文化センターの人権相談窓口は、各専門機関との連携の強化を図るなかで、相談対応の充実に努める必要があります。

□基本方針

112

○市民が部落差別事象に関わった場合、差別を受けた人の立場や心情、そして、人権を守ることを第一として人権擁護機関と連携し、被差別の立場にある人々の願いや思いを尊重しながら、問題点を明らかにし速やかな課題解決に努めます。

□基本計画		担当課	No.
人権相談体制の充実	人権相談業務の窓口の整備を積極的に進めるとともに、各関係機関との連携による人権相談窓口の充実と周知徹底を図ります。	総務課 人権文化センター	4

<p>人権啓発日の設定(条例制定記念日など)と啓発活動の推進</p>	<p>人権啓発日を設定し、市民にその内容をアピールするとともに、市民一人ひとりが気軽に参加できる体制づくりを行いながら、その啓発活動の推進に努めます。</p>	<p>総務課 人権文化センター</p>	<p>5</p>
------------------------------------	---	-------------------------	----------

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

□現状と課題

121ア

- 行政として差別の実態と市民意識を把握し、差別や偏見の解消に向け市民組織などと連携の強化を図り啓発の推進に努める必要があります。
- 同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題に関する職員の意識実態の把握に努める必要があります。
- 行政内部および地域での啓発活動を推進する指導者の育成を図ることが必要です。
- 市民に対する人権啓発として、幅広く市民の参加を促進し、市民の学習機会の保障と拡充を図る必要があります。
- 就職差別につながるような不適切な面接や職場内での差別事象が発生しています。本市では、倉吉市同和問題企業連絡会が組織され研修会などが開催されています。今後、行政として倉吉市同和対策雇用促進協議会を中心に企業訪問などによる倉吉市同和問題企業連絡会への加入や企業内推進組織の確立と研修実施を促進するため、研修機会および啓発資料・情報を積極的に提供していくことが必要です。
- 行政職員などが、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題解決に向けて自らの責務を自覚し地域活動への積極的な参加を図る必要があります。
- 町内学習会における参加者の固定化と学習内容と方法のマンネリ化を防ぎ、主体的に学習に取り組むことができるよう支援することが必要です。
- 学校教育における人権同和教育の研究実践について、教職員に対する指導の充実が求められています。そのため、人権同和教育指導主事を配置し、教育行政の指導体制を充実しなければなりません。
- 同和問題の早期解決を図る対策の一つとして、関係団体に助成、支援していますが、今後も、同和問題の早期解決を図るための活動に対し、支援していくことが必要です。
- 人権・同和問題に携わる組織や団体が、それぞれの役割を踏まえながら横断的なネットワークを充実し、連携・協力を推進していく必要があります。

□基本方針

121ア

○行政の各部局は、それぞれの分野で同和地区および同和地区住民に対する差別や偏見の解消と地域の文化教育力の向上を図る施策を推進するとともに、倉吉市同和教育研究会などの同和教育推進組織・団体および企業と連携し、市民一人ひとりの生き方や人権意識の高揚につながる活動を総合的かつ計画的に推進します。

□基本計画		担当課	No.
倉吉市人権啓発推進委員会の開催	部落差別の実態と市民意識を把握し、部落差別をなくするための行政課題を明確にし、行政総体として課題解決に向けた人権啓発の諸施策を決定し、具体的な実践活動を推進します。	人権文化センター	6
人権啓発モニターを設置	効果ある施策の実施に資するため、啓発・教育の諸施策に対する市民の理解や部落差別解消への効果について、市民からの評価および情報の収集に努めます。	人権文化センター	7
人権教育推進員と学校人権同和教育指導主事の充実	社会教育と学校教育における同和教育を社学一体で推進させるため、人的体制の充実を図ります。	人権文化センター 学校教育課	8
行政職員意識調査の実施	部落差別をなくする主体者としての自覚と実践力を高めるため、行政職員の同和問題に対する意識の実態を把握検討し、職員研修の充実を図ります。	職員課	9

行政職員研修の充実と指導者の組織化	職員研修を計画的に実施し、職員が自らの職務の中で、また、地域社会で人権啓発の指導的役割が果たせる資質と指導力の向上を図ります。行政職員を各種の指導者講座や研修会などに派遣することにより、差別解消への意欲と実践力を身につけ、行政内部および地域での啓発活動を推進する指導者として育成します。	職員課	10
同和教育推進組織・団体の活動支援	倉吉市同和教育研究会をはじめ、地域における同和教育推進組織およびPTAなど、社会教育関係団体の啓発活動を量的・質的に充実するため、財政的支援を行うとともに、学習機会や各種の学習教材・情報の提供、相談活動など、行政および生涯学習関連施設の支援を積極的に行います。	人権文化センター	11
同和地区生活実態調査の活用	同和地区および同和地区住民に対する部落差別をなくする行政の諸施策の成果と差別解消の実態把握を行い、残された課題解決に向けた施策の構築に努めます。	人権文化センター	12
市民意識調査の活用	市民の同和問題に対する意識の実態を把握し、啓発・教育の成果と課題を明確にし、部落差別をなくする施策の推進に努めます。	人権文化センター	13
啓発資料の発刊と活用・情報提供	市民の意識の実態や学習ニーズを把握し、行政および関係機関、推進組織・団体と有機的な連携を図りながら、多様な学習方法に対応できる各種啓発資料の発刊や視聴覚教材・機器の整備、情報提供などの充実を努めます。	秘書広報課 人権文化センター	14
国・県および各関係機関・団体との連携	市民の学習機会や情報の提供等する場合は、国・県および各関係機関・団体との連携・調整を図り、効果的な啓発活動を推進します。	人権文化センター 人権政策課	15
倉吉市人権文化センターの機能充実	部落差別をはじめ人権に関する各種の資料収集、研究、資料展示を行い、市民の同和問題をはじめ人権問題の学習と交流活動を支援する人権文化センターの整備充実を努めます。町内学習会などの要望に対応のできる指導者の派遣、各種学習教材の設置など人権啓発の生涯学習支援システムの構築と機能の充実を図ります。	人権文化センター	16
企業における啓発推進体制の確立と組織化	特に、雇用者10人以上の企業・事業所に対して、推進体制の確立と研修の実施を企業訪問などの中で指導要請するとともに、公正採用選考人権啓発推進員の研修機会および啓発資料や情報提供、指導者の派遣など指導援助に努めます。	商工観光課	17

啓発媒体などの有効活用	マスメディアの活用や啓発ビデオを作成し、市民の日常生活や職場生活の中に送り届ける啓発を推進します。	人権文化センター	18
-------------	---	----------	----

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における同和保育の推進

□現状と課題

122ア

●保育所は乳幼児の最善の利益を考慮し、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行うこと(保育所保育指針)となっていますが、保育者自身の部落差別の現状についての認識は、地域・保育所により異なり、その取り組みに格差が生じています。

●保育士の指導力の向上を図るための職員研修が必要です。

●保、幼、小、中学校における一貫した同和教育の推進と地域で取り組む同和教育の充実を図るため、公民館など、生涯学習関連施設との連携を図り、中学校区同和教育研究会の促進に努める必要があります。

□基本方針

122ア

○乳幼児の保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。すべての乳幼児の心身の全面的な成長発達を図り、差別に負けない、差別を許さない感性と差別をなくする実践力を身に付けた人間の基礎づくりに努めます。

□基本計画		担当課	No.
保育内容の充実と保育環境の整備	倉吉市同和保育指針に基づき、すべての乳幼児の全面的な成長発達を保障し、部落解放の人的資質を育成するため、地域や園の実態に応じた保育環境を整備充実し、差別に負けない・許さない感性と実践力を身に付けた人間を育成する基礎教育に努め、差別に立ち向かい自らの進路を切り拓く力に具体的につながる保育実践を推進します。	福祉課	19
同和保育加配保育士の設置	家庭・地域・学校・関係機関との連携や職員の資質の向上を図り、保護者や地域の保育課題を的確に把握し、その課題解決に向けた保育実践の中心的役割を果たす同和保育加配保育士の設置を進めます。	福祉課	20
職員研修の確立と指導力の向上	すべての保育士が部落差別の現実に学び、その責務を自覚して保育実践に努めるため、職員研修の確立に努めます。	職員課 福祉課	21

地域・保護者との連携及び啓発	乳幼児の生活全般にわたり発達段階に即した科学的、系統的、継続的なきめ細かな保育を行うため、幼稚園・保育所は保護者会や学校、地域、関係機関と連携し、相談活動や保護者学習会、仲間づくり活動など、地域の子育てセンターとしての支援体制および活動の充実を図ります。また、保護者の学習や活動を充実するため、同和保育推進委員会活動の活性化に努めるとともに、就学前の乳幼児、保護者を対象にした保・幼、小、中学校の一環した学力の向上、進路保障の取り組みを地域ぐるみで実施します。	福祉課 学校教育課	22
保育料の減免による未就園児の解消	現在の子どもを取りまく厳しい実態の中には、家庭にあっても保育に欠ける子どもたちの実態があり、すべての子どもたちの全面発達を保障するため、保育料を減免し保護者の負担軽減を図るとともに、保育サービスの必要な乳幼児の入所の促進に努めます。	福祉課	23
保育条件の整備・充実	国際化、情報化、高度技術化の進展や少子・高齢化の到来など社会の様々な面で急速な変化が進行するなか、乳幼児の全面発達や人権を保障するため、保護者と密接な連絡をとりながら、一人ひとりの子どもの課題に合わせた保育の実施に努めます。	福祉課	24

イ 学校教育における人権同和教育の推進

□現状と課題

122イ

● 賤称語のもつ言葉の重みや歴史的経緯を十分に理解しないまま、友達同志のケンカや悪ふざけの中で、相手を軽蔑し打ちのめす手段として、また、相手より優位に立つ(見下す)手段として、容易に使用される状況があります。

● 同和問題学習が知的理解とともに、差別に対するの怒りや憤りまで子どもの心情を高め、行動に結びつくところまでに深まっていません。同和問題学習の教材開発、年間指導計画や学習資料の見直し、仲間づくりのあり方等についての工夫改善が必要です。

□基本方針

122イ

○ 同和地区児童・生徒が、将来社会の各分野に進出して有用な人材となるための、学校の教育力を一層高めるとともに家庭・地域の文化的教育力の向上を図り、すべての児童・生徒が主体的に差別の解消に取り組む実践力の育成に努めます。

	□基本計画	担当課	No.
学校・家庭・地域間の連携強化	同和地区児童・生徒の学力向上・進路保障にかかわる課題の解決を図るため、学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、指導法や教材開発のあり方についての研究実践を推進します。また教育条件に恵まれない家庭環境におかれている児童生徒の学力向上と学習習慣の定着に努めます。	学校教育課	25

人権同和教育の指導計画の改善と指導内容の充実	同和教育実践上の諸問題や推進上の課題についての研究実践を深めます。また、人権同和教育の指導結果に基づいて全体計画や年間指導計画を見直すとともに、全教科・全領域において、同和問題をはじめ障害者問題などの、あらゆる人権問題についての生活と結びついた教材開発や教育機器の活用などにより指導の充実を図ります。	学校教育課	26
学校人権同和教育の推進体制の充実と教職員の資質・指導力の向上	部落差別の現実に学び、教職員としての社会的立場を自覚し、その解決を自らの責務として研究実践するため、具体的な課題解決に向けて校内同和教育推進委員会や学年会などの活動をより活発化するとともに、授業研究、事例研究などの教職員研修の量的、質的な充実を図ります。	学校教育課	27
保護者啓発とPTA活動の充実	人権同和教育の公開授業や懇談会を積極的に実施するとともに、現地研修や交流会を実施するなど、保護者啓発の内容・方法の改善を進めます。また、PTA人権同和教育推進部(委員会)の活動を活性化し、会員の研修機会の拡充、家庭・地域の啓発活動を推進するとともに、地域に開かれた人権同和教育を推進します。	学校教育課	28
社会人講師の活用と指導者の育成・確保	地域の人材である、社会人講師の登用に努めるとともに、養成講座や研修会の開催並びに各種研究集会への派遣などを通じて、指導者の養成と確保を図ります。	学校教育課	29
学校教育施設など教育環境の整備	「個」を生かす指導など教育内容・方法の多様化に柔軟に対応できる、差別のないゆとりと潤いのある教育施設・設備の充実に努めます。また、高度情報化社会に生き抜く学力を育成するため情報のネットワーク環境の整備を図るなど情報教育を充実します。	学校教育課	30
教育条件の整備と先導的な教育実践の推進	学校週5日制などに対応するゆとりと個性重視の教育、エイズ教育や環境教育など、人権教育にかかわる新たな教育課題に対応する教育を充実するため、先導的な実践研究のための教育条件の整備に努めます。	学校教育課	31

ウ 社会教育における人権同和教育の推進
□現状と課題

122ウ

- 生涯学習課・公民館・図書館・博物館では学級・講座の開催や人権パネルなどの資料展示、指導者の育成、情報提供や相談活動などを推進しています。これら生涯学習関連施設が市民の学習機会や情報の提供、相談活動、プログラムの開発研究、人材育成や同和地区および周辺地域の交流学习など、住民学習の支援システムの機能を充実することが必要です。
- 公民館では、職員を対象に研修を行っていますが、生涯学習を推進するなかで、同和問題の解決における市民一人ひとりの生き方を啓発していく責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、今後さらに研修を深めていく必要があります。
- 公民館は、人権尊重を基本に住民の生涯学習の態勢を確立し、住民の自治能力を育成する諸活動を保障する社会教育施設であり、地域住民の共通の課題として人権同和教育を推進していく場です。地区公民館では、住民の学習ニーズや地域の実態を踏まえ、同和問題の学習を学級・講座や団体活動のなかに設定し、また、地域での啓発活動を推進するため地区同和教育研究会などの活動や町内学習の充実に努めています。今後、対象別の学級・講座の開催や団体などの自主的な啓発活動を促進するなど、地域の啓発センターとして住民の学習機会の充実、学習内容、方法の充実、指導者の発掘などの機能強化が求められています。
- 人権文化センターは、人権啓発推進のため同和地区住民ならびに周辺地域住民のコミュニティセンターとして各種関係機関との連携のもと、幅広く活動し学習機会の提供を図る必要があります。
- 住民の多様なニーズに応えることのできる指導者の養成・確保と指導者の悩みや不安に答えることのできる研修会が必要です。
- 各種の同和教育推進組織・団体との連携・協力により、地域や各団体が開催する研修会へ講師の派遣を行っていますが、今後とも指導者の充実に努めるため、同和問題をはじめ人権問題に深い認識と実践力のある指導者のさらなる発掘と養成に努める必要があります。
- 公民館では、職員を対象に研修を行っていますが、生涯学習を推進するなかで、同和問題の解決における市民一人ひとりの生き方を啓発していく責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、今後さらに研修を深めていく必要があります。
- 関係機関での各種研修会・学習会が開催されていますが、全企業の参加には至っていないのが現状であり、関係機関と連携し企業・事業所へ学習会参加を呼びかけるとともに、企業内研修会の実施を啓発・援助していく必要があります。
- 行政および生涯学習関連施設の職員に対して、職員研修による職員の資質と指導力の向上が必要です。

- 総合的な学習として、地域との連携を強める必要があります。
- 人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、より実践的に活動できる住民を育成するためには、住民に必要で不可欠な学習(行政主体の学習)と住民自身が要求する学習(住民が主体的に行う学習)が、一層、充実するよう取り組む必要があります。
- 法的措置による同和行政の展開と解放運動により、部落の生活環境をはじめとする物的事業面については是正されてきましたが、教育、就労、福祉等においては、差別を原因とする格差が残されています。また、市民の同和問題を解決しようとする意識は高まりつつあるものの、現在でも、依然として賤称語や差別語を使った差別発言や落書き、投書、またインターネットやメールなどを使った差別事象が発生しています。
- 同和教育の成果により、あからさまな差別は減少し、同和問題に対する理解や人権尊重の意識は高まりつつありますが、差別的な言動に出会った時、指摘できない人や同和問題を他人事ととらえたりするなど、これまで得た知識を課題解決のための行動にまで十分に高まっていない現状があります。
- 同和問題について語り合うことが、研修会や学習会のなかだけに留まっており、家庭や地域、職場での日常的な会話や話題となっております。
- 学習の場が自由な意見交換の場となりにくく、逆に差別意識を閉じ込めてしまう危険性と差別を温存しかねない状況があります。
- 図書館は同和問題をはじめとする差別と人権に関する図書の購入・閲覧を進めています。また、同和地区住民の学習や子どもの読書環境の整備などを支援する活動をはじめ、児童館(センター)・人権文化センター・公民館・学校での学習を支援する取り組みを行っています。今後、これらの取り組みの推進が求められています。
- 同和地区生徒の就業機会の拡大や就業構造の改善を図る上で、現在の専修学校生等への奨学資金制度の果たす役割は大きなものがあります。今後、県と連携を図り利用者(希望者)の実態に配慮した運営を図る必要があります。
- 児童館(センター)では、仲間づくりの視点で遊びを通して、児童の健全育成をめざした活動に取り組んでいます。また、母親クラブを組織し、学習会等の活動を通して啓発を進めています。同和地区の生活実態など、子どもを取り巻く生活環境は厳しいものがあり、学校5日制を踏まえ、同和地区および周辺地区の子どもたちを含めた子育て支援事業が求められています。

□基本方針

122ウ

○生涯学習のなかで市民に直結した啓発・学習活動を推進していくため、生涯学習課や公民館などの社会教育施設をはじめ倉吉市同和教育研究会、地区同和教育研究会などの推進団体、PTAなどの社会教育関係団体のそれぞれが果たす役割や機能、啓発活動を体系化し、指導者のネットワーク化など支援システムの充実を図りながら、市民の生活実態に即した学習機会の充実や多様な啓発活動を推進します。

○集会所、人権文化センターを中心として、学校、公民館、図書館などの教育施設・機関などとの有機的な連帯を図り、同和地区住民および各団体の自発的な学習活動や地域活動を推進し、生活基盤の改善および家庭の教育・文化の向上を図るとともに、子どもの進路保障に努めます。また、同和地区に受け継がれている伝承文化などの保存活動を奨励します。

○幅広い優れた見識を持ち合わせた、社会に有用な人材を育成するため、県、学校、家庭、地域などとの密接な連携の上、子どもたちの進路保障に努めます。

□基本計画	担当課	No.
-------	-----	-----

市民に対する啓発活動の推進	行政をはじめ生涯学習課や公民館、人権文化センターなどの生涯学習関連施設が、学習機会や情報の提供、学習プログラムの開発、指導者育成などの学習支援の機能を充実し、市民生活に直結した多様な学習や啓発活動の推進を図るとともに、倉吉市同和教育研究会をはじめ、PTAなどの社会教育関係団体の自主的な学習や啓発活動を推進するため、研修機会や学習情報、指導者養成などの支援を積極的に行います。また、地域における啓発活動を推進するため、地区同和教育研究会および同和教育推進員連絡協議会と公民館との連携を強化し、公民館においては住民の生涯各期(乳幼児期、少年期、青年期、成人期)を踏まえた学級・講座の開設や、町内学習会の充実に努めるとともに、同和地区の住民学習、啓発の充実、さらには、周辺地域の住民を含めた啓発活動を推進します。	生涯学習課 人権文化センター 人権政策課	32
企業における啓発活動の推進	倉吉市同和问题企業連絡会や倉吉市同和问题雇用促進協議会を中心に関係機関と連携し、同和问题解決に向けた企業の啓発活動を促進するため、研修機会および啓発資料・情報の提供に努めます。	商工観光課	33
生涯各期・各領域における指導者の確保	地域や各団体、各機関での各種の研修会を充実するため、研修会への派遣要請に対応し、行政および生涯学習課、公民館、人権文化センターなどの生涯学習関連施設において、同和问题をはじめ幅広く人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保を図ります。	生涯学習課 人権文化センター	34
職員研修と資質の向上	行政および生涯学習関連施設の職員は、生涯学習を推進するなかで同和问题の解決における市民一人ひとりの生き方を啓発していく責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、計画的に職員研修を実施します。	生涯学習課 職員課	35
啓発資料・教育機器の整備と活用	学校や地域、企業、あるいは団体における同和问题の学習を支援するため、図書館をはじめ生涯学習課、公民館における図書の実質、視聴覚教材・機器の整備を進めるとともに、各種研修会や多様な学習方法に対応する啓発資料および教材の作成に努めます。	図書館 人権文化センター	36

同和地区住民の学習活動と進路の保障	集会所をはじめ人権文化センターを中心として、同和地区住民の学習活動や地域活動を充実するとともに、子ども会をはじめ女性や高齢者など各団体の部落解放に向けた自主活動の促進を指導援助します。また、学校、家庭、地域、企業などの密接な連携の上に立った進路を保障する取り組みを充実します。図書館および博物館は、同和地区の子どもたちの読書環境の整備や学習の場を提供する事業などを推進するとともに、同和地区に受け継がれている伝承文化、資料の収集・保存活動を支援します。	博物館 学校教育課 図書館 福祉課 人権文化センター 人権政策課	37
地域施設・組織間の連携による人権啓発の推進	公民館、人権文化センターを住民の学習と交流の拠点施設として機能を拡充し、学校、各種の同和教育推進組織・団体との協力、連携による地域単位の啓発活動の推進システムの確立に努めます。	生涯学習課 人権文化センター	38
指導者のネットワーク化と活用	行政、学校、地域、運動体をはじめ各団体に幅広く人材を発掘し、地域での啓発活動や各種研修会などに対応できる指導者の育成と組織化を進めます。	人権文化センター	39

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

□現状と課題

123

●生涯各期における各種の講座・学習会を開催し、同和問題解決に向けた学習を深めていますが、今後さらに、自主的な学習活動の促進を図ることが必要です。

□基本方針

123

○行政および生涯学習関連施設は、社会教育関係団体の同和問題解決に向けた自主活動を促進するため、積極的な情報提供や指導者育成のための指導、援助を推進します。

	□基本計画	担当課	No.
社会教育関係団体における指導者の育成	社会教育関係団体の自主活動の促進には、指導者の育成が必要不可欠です。そのため、各種研修会への派遣や参加を促進するとともに、団体活動における同和教育の必要性などについての研修会の開催および情報の提供に努めるとともに、相談業務を専門とする職員の配置を積極的に進めます。	生涯学習課 人権文化センター 福祉課	40
学習機会、情報の提供	生涯学習を推進する上で、公的な教育施設利用団体への情報提供にとどまらず、民間の教育施設利用団体への学習機会・情報の提供ができるシステムを構築しながら、社会教育関係団体の実態を把握し、類似団体ごとに学習会の開催に努めます。	生涯学習課 人権文化センター 福祉課	41

社会教育関係団体の地域活動の促進	社会教育関係団体の活動は、実践することで効果がさらに拡大します。生涯学習は、個人の学習機会を生涯にわたって保障するだけでなく、地域づくり・まちづくりへと範囲を広げることが生涯学習であり、部落差別のない地域づくりを推進する上で、社会教育関係団体の組織力、教育力に期待するところは大きく、社会教育関係団体相互の連携をさらに深め、地域活動へとつながる団体の育成・援助を行います。	生涯学習課 人権文化センター 福祉課	42
生涯学習関連諸施設との連携活動	社会教育関係団体の同和問題解決に向けた自主的な活動を援助するため、生涯学習関連施設間の連携をさらに進めます。	人権文化センター 生涯学習課	43
社会教育関係団体の推進体制の確立と自主活動の促進	構成員の少ない社会教育関係団体の学習や実践活動を充実するため、推進員を設置し、各種の研修機会を提供しながら同和問題解決に向けた自主活動の促進に努めます。	生涯学習課 人権文化センター 福祉課	44

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

□現状と課題

131

●同和地区出身者の社会参画の促進を図るため、差別や偏見を解消する市民啓発や学校機関などによる児童・生徒の社会的立場の自覚をより一層深めていく教育が必要です。

●児童や女性など社会参画から疎外されやすい人達に対して、地域社会の一員であることの自覚を求めるとともに、社会参画への意欲の向上を図る必要があります。

□基本方針

131

○同和地区出身者の社会参画を促進するため、人権文化センターの機能を充実し、教育・文化の向上、職業の安定、産業の振興および保健福祉の充実などを図るとともに、行政の各分野で関係機関と連携した啓発活動を推進します。

□基本計画		担当課	No.
人権啓発活動の充実	同和地区出身者が、地域や職場のなかで自らの社会的立場に誇りを持ち、意欲を持って社会参画できる地域社会の実現のため、同和地区に対する偏見や差別を解消する人権啓発活動の充実を図ります。	人権文化センター 人権政策課	45
学校機関などとの連携	保・幼・小・中・高等学校と連携を密にし、児童・生徒の社会的立場の自覚を深めるとともに進路の保障に努め、社会参画への意欲の向上を図るとともに、地域PTAや子ども会活動にかかわる保護者に対し、地域活動への一層の参加を積極的に働きかけます。	人権文化センター 福祉課 学校教育課	46

2 地位向上

□現状と課題

132

●職員研修による職員の資質と実践能力の向上を図ることが必要です。

●地域住民の生活実態や差別解消への願いなどを十分に把握した学習課題の設定を図り、学習者に同和問題と自己との関わりや、同和問題の解決を自分のこととして、とらえられるような啓発活動が必要です。

●同和地区出身者の社会進出を促進するため、地域・職場における同和問題を正しく理解するための啓発の推進が求められています。

●人権文化センター、集会所などを基点として、地域住民の自主的努力を支援し、促進する必要があります。

□基本方針

132

○地域社会が同和問題を正しく理解し、同和地区住民の社会進出が保障されるよう啓発活動を推進します。

□基本計画		担当課	No.
職員の資質向上	同和地区住民への偏見の解消や、地位向上を図る行政能力の向上に努めます。	職員課	47
学習活動の推進	同和地区住民が自らの社会的立場の自覚を深め、あらゆる分野で活躍できる人材を育成するため、学習機会と情報の提供に努めます。	人権文化センター	48
啓発活動の推進	同和地区住民の社会進出を保障するため、各関係機関と連携し、同和問題を正しく理解する地域・職場での学習の場の提供に努め、市民への啓発活動を推進します。	人権文化センター	49

第4節 就労・雇用の促進

1 企業への啓発促進

□現状と課題

141

●企業は同和問題の解決を自らの課題とし、自主的・主体的に研修・啓発活動を行っていくことが必要です。また、公正な選考・採用の確立を図る必要がありますので、今後、関係機関と連携し、企業訪問などにより、啓発活動を積極的に行っていくことが必要です。

□基本方針

141

○企業の同和問題解決における社会的責任として、応募者の適性と能力を基本とする、公正な選考、採用による就職の機会均等の確保と差別のない明るい職場づくりに関する啓発、指導に努めます。

	□基本計画	担当課	No.
企業内同和教育の推進	人権が尊重されるまちづくりを進めるためには、企業・事業所での理解と協力が必要です。企業の体質改善を図るため、事業主・担当者の自覚と責任により、在住外国人問題や障害者問題も含めた人権学習、具体的な事例学習など、同和問題研修会を計画的に実施するよう指導し、差別のない快適な職場づくりをめざした企業内同和教育を推進します。	商工観光課	50
倉吉市同和対策雇用促進協議会の充実	適正な採用選考システムの構築や事業所内での人権・同和問題の解決のため、公正採用選考人権啓発推進員設置事務所の拡大及び企業内研修の促進に努めます。	商工観光課	51
倉吉市同和問題企業連絡会の充実	倉吉市同和問題企業連絡会は、トップ・担当者研修、企業内研修、全国・地域の各種集会への参加など、積極的に同和教育の推進を図っており、今後とも会員企業の活動を充実し、事業の促進に努めます。	商工観光課	52
同和教育推進特別休暇制度の創設とボランティア活動への参加	企業内同和教育研修会の一環として位置付けた同和教育推進特別休暇制度の創設を関係機関へ働きかけ、学校同和教育への保護者の参加促進を図るとともに、社会福祉活動への参加を働きかけ、地域社会に貢献する企業育成に努めます。	商工観光課	53

2 就職の促進・安定

□現状と課題

142

●市民生活の安定の基礎となる雇用の安定・機会の拡大を図るため、技術革新による企業形態の多様化、高齢者、女性、障害のある人などの就労意欲も高まっており、就労形態に対応した施策が必要となっています。今後、学校や関係機関と連携し、新規学卒者の雇用、就職機会の拡大に努めるとともに、能力開発の促進を図ることが必要です。

●国、県の進学奨励制度の活用により、高校進学率の格差は是正されつつありますが、大学進学率については、格差が見られます。

●同和地区の人々の就業形態は中高年齢層を中心に臨時雇いなど不安定就労の占める割合が未だ高く、経済的格差を解消するためにも、生活基盤の安定・就業機会の拡大を図る必要があります。

●同和地区生徒の就業機会の拡大や就業構造の改善を図るため、専修学校生等へ奨学資金の貸与制度が実施されています。毎年一定数の利用者があり、専門知識や技術取得による就業先の確保や安定就労のために大きな役割を果たしています。

□基本方針

142

○魅力ある就労の場の確保のため、企業の誘致、地場産業の振興や既存企業の育成支援を行うとともに、企業、学校、倉吉公共職業安定所などの関係機関との連携により、同和地区出身者の雇用促進等、社会進出と就職の安定を積極的に推進します。

□基本計画		担当課	No.
倉吉市同和对策雇用促進協議会の活動充実	倉吉公共職業安定所や倉吉商工会議所などの関係機関との連携による雇用の促進を図るため、倉吉市同和对策雇用促進協議会の活動充実に努めます。	商工観光課	54
就職違反面接の根絶	採用選考面接での不適切な質問が、同和問題に対する認識不足と企業内同和教育推進の不十分さにより繰り返されている現状を踏まえ、その改善に向けて、事業主・担当者への啓発を行います。	商工観光課	55
安定した職場環境の確立	同和地区出身者の進路指導の強化による自立意欲の向上を図るとともに、個人の能力・資質を高めながら雇用主と連携し、安心して定着できる職場環境の確立に努めます。	学校教育課 人権政策課 人権文化センター	56
企業の誘致	企業の誘致、地場産業の振興や既存企業の育成により、雇用の促進に努めます。	商工観光課	57
長寿社会に向けた雇用の促進及び就労機会の確保	65歳までの継続雇用および中・高齢者の雇用促進への啓発に努めます。	商工観光課 長寿社会課	58
職業相談員との連携	企業への雇用・就職支援制度周知の促進及び倉吉公共職業安定所情報の共有化に努めます。	商工観光課	59
情報交換の場の形成	学校、倉吉公共職業安定所、企業、倉吉商工会議所、部落解放同盟倉吉市協議会・中部地区協議会などによる情報交換の場をつくり、進路指導の徹底と就職後の定着指導、相談活動の充実に努めます。	商工観光課	60
技能・資格取得、能力開発の促進	社会保障制度で対応できない不安定就労の実態を踏まえ、関係機関と連携を図り、就労の安定、中・高齢者の雇用拡大につながる職業訓練、技能修得、資格取得などの国・県の雇用促進、能力開発施策の協力を努めます。	商工観光課	61

第5節 産業の振興

1 中小企業の育成

□現状と課題

151

- 同和地区の企業経営は、規模が小さく、土木・建設事業が多く、長引く不況により厳しい経営状況下にあります。今後、関係機関と連携し、企業の育成に努めて行く必要があります。
- 同和問題の早期解決を図る対策の一環として、倉吉市同和対策推進協議会から部落解放倉吉市企業連合会に対し、助成支援しているが、今後も、団体の資質の向上・充実に努めます。
- 中小企業者の経営の安定と生活の向上のため、部落解放倉吉市企業連合会に対し助成支援していますが、経営の近代化を促進するための調査・援助・研修等の活動を支援し、団体の育成充実に努めます。

□基本方針

151

- 安定した経済基盤の確立を目指して、企業育成と経営指導の充実に努めます。

□基本計画		担当課	No.
勤労者の生活安定	中小企業勤労者の生活安定を図るため、各種社会保険制度、中小企業退職金共済制度や特定業種退職金共済制度の普及と加入促進に努め、労働者福祉の向上に努めます。	商工観光課	62
部落解放倉吉市企業連合会の育成	部落解放倉吉市企業連合会の活動を支援し、中小企業者の資金確保の促進のため、各種金融対策の活用などにより経営の近代化に努めます。	商工観光課 人権政策課	63
能力開発の推進	関係機関との連携により、同和地区出身者の能力開発を推進し、企業に有用な人材育成に努めます。	商工観光課	64
情報化社会への対応	情報化社会に対応できる企業育成を目指して、プログラマー、システムエンジニアなど各種公的資格取得制度のPRに努め、企業主への啓発と職員の受講を促進するとともに、情報化社会への対応と経営の合理化と安定に努めます。	商工観光課	65

2 企業の誘致

□現状と課題

152

- 近年複数の企業進出や既存企業の工場増設もあり、雇用増が図られていますが、今後さらに企業誘致に努めるとともに、既存企業の育成にも力を入れて行く必要があります。
- めまぐるしい社会の変化のなかにおいて、望ましい職業感、勤労観を育みながら、進路意識の向上を図ることが必要です。

□基本方針

152

- 電気・機械、サービス産業など既存企業の育成と、高度技術を備えた付加価値の高い企業の誘致に努めます。

□基本計画		担当課	No.
企業の誘致	企業の誘致を図るとともに、既存企業や地場産業の育成に努めます。	商工観光課	66
学校教育との連携	学校教育における進路指導と連携を深め、同和地区児童・生徒の進路意識の向上に努めます。	商工観光課 学校教育課	67

3 農業の育成

□現状と課題

153

●本市の農業は、水稲のみならず野菜・果樹・畜産などの複合経営を中心とした多様な生産が営まれています。平成12年の農業粗生産額は63億円で県内第2位となっており、作物別にみると米・すいか・梨・酪農・養豚と続いています。水田、畑ともにほ場は、ほぼ完了しており農業構造改善事業などの実施により生産基盤の整備を推進してきました。しかし、本市の農家戸数は減少を続け、農業就業人口では女性が55.7%、また、農業従事者のうち65歳以上が、60.6%を占め、依然として農業就業構造は女性、高齢者に依存する傾向になっています。このように、本市の農業・農村は農業従事者の減少、高齢化の進行、新規就農者の減少などによる担い手の不足、それに伴う耕作放棄地の増加など、深刻な状況に直面しています。また、果樹振興と観光振興を目的とした鳥取県二十世紀梨記念館を含む倉吉パークスクエアが整備されたことにより、観光的農業振興を図る必要があります。今後、「食料・農業・農村基本法」の基本理念を元に、地域農業の見直しと農家の意向を組み入れた足腰の強い農業の確立を図り、後継者対策などを中心に農業の活性化を推進する必要があります。

□基本方針

153

○ウルグアイ・ラウンド農業合意以降の国際化に対応できる低コスト・高品質・高生産性を持った21世紀農業確立のため、担い手の育成などによる生産体制の強化、農業生産振興、生産基盤の整備や農村生活環境の整備などを総合的に実施し、年間2,000時間で勤労者並みの所得を確保することを目的に、実情に即した農業振興施策を行い、農業経営の安定を図るほか、環境と調和した農業の活性化に努めます。

○生産体制の強化による余剰労働力を、農産物の加工など付加価値を高めて行くことや、ブランド商品の開発に向けた取り組みなどに活用してまいります。

○同和地区は、農業地帯に多く存在しており、周辺農家とのつながりがありますが、同和地区以外の農家は同和問題への理解を深めることを目指し、21世紀を展望する農業のあり方や栽培技術の研究活動を支援し、さらに農業を通じた農家同志と消費者との交流を深め、同和地区の人々の思いや願いを共感できる学習の場づくりに努めます。

(生産体制の強化)

□基本計画		担当課	No.
農地の有効利用	優良農用地の確保に努めるほか、農地の造成や土地改良事業などの農業生産基盤の整備を計画的に推進し、耕作放棄地の発生防止に努めます。	農林課 農村整備課	68
農業後継者の育成・確保	新規就農者を育成・確保するため、若者、退職者、都会からのUターン者などに「農業体験」の場を提供し、魅力ある農業の推進に努めます。	農林課	69
集落営農集団の育成	広域的な農地の借り手や生産組織、大型経営体の育成を図るとともに、集団営農を基本として集落ぐるみの農地の利用や作付け栽培の協定、農作業の受委託機械施設の共同利用などの推進に努めます。	農林課	70
農家の経営安定	地域ぐるみの農地利用計画を策定することにより、広域的な農地の借り手となる担い手や生産組織の大型経営の育成を図るため、経営安定資金の有効活用などにより、農家の経営安定を図ります。	農林課	71

基幹的担い手農家群の育成	同和地区においても、農業経営改善計画認定制度(認定農家)の普及を図り、育成する担い手を明確にし、農用地の利用集積、優良農用地の確保など経営基盤の強化に対する支援をおこなうとともに、倉吉地方農林振興局改良普及部やJA鳥取中央農業協同組合などの農業関係機関・団体との連携により、支援活動を進めます。また、地域を取り込んだ農業生産法人を重点に、一戸一法人を含む農業生産法人の設立を促進します。	農林課	72
農業情報化の推進	インターネットやCATVの導入および活用を促進し、農村情報など各種農業関連情報の充実に努めるとともに、防災行政無線の有効活用により、農業災害の早期対応を図ります。	農林課	73

(農業生産の振興)

地域特産物の育成	地域の特産品づくりでは、同和地区の立地条件を考慮し、低コスト生産と地域輪作体系の確立による地域特産物のブランド化を図ります。	農林課	74
畜産の振興と耕種連携の強化	優良雌牛の保留に努め、経営体質の強化と生産コストの低減を図るとともに、高能率牛の導入により高品質な乳牛の低コスト生産を促進するとともに、家畜糞尿の適正な処理と地力増進を図るため、耕種農家との連携を強めます。	農林課	75
流通・消費対策	観光農園の農産物商品のイメージを形成するPR活動の充実、販売キャンペーンの展開や出荷体制の確立を図り、有利販売に努めます。	農林課	76
都市と農村の交流促進	「交流と共生」を理念として、観光農園の整備振興・オーナー制度の導入など、都市(消費者)と農村(生産者)との交流を促進します。	農林課	77
農業生産基盤の整備	暗渠排水、農業用排水路整備により水田の乾田化を促進し、高度利用のできる圃場の整備を図り、21世紀農業に対応できる生産基盤の確立に努めます。	農村整備課	78
農村生活環境の整備	農業農村地域の生活環境の整備、河川や農業用排水路の水質保全を図るため、公共下水道区域外の農業集落排水事業を推進します。	農村整備課	79
営農相談員の役割	各地の農業情報の提供を行い、生産技術の向上と意欲の高揚に努めます。	農林課	80

4 林業の育成
□現状と課題

●森林は、林産物生産はもとより、水源の涵養、国土の保全、環境の保全など森林の有する多目的な機能を有しており、これらの機能を通じて地域住民の生活と深く結びついています。本市の平成12年における森林面積は10,313haで市域総面積の59.1%を占めており、このうち国有林を除く民有林は9,879haと全森林面積の95.8%となっています。森林資源の整備状況をみると、人工林面積は、4,963ha、人工林率は50.2%となっていますが、35年以下の若齢級の森林が全体の約50%を占めており、これらの森林の適正な整備を推進していくことが求められています。

●森林を取り巻く情勢は依然として厳しく、小規模林家が多いことや後継者不足、木材価格の低迷、高齢化などにより林業生産活動が停滞し、間伐、保育などの施業が適正に実施されていない森林が増加しています。今後は、林業生産基盤の整備や後継者育成を進めるなど林業生産意欲の向上に努めながら、造林、間伐、保育などの森林整備や、素材生産、加工流通体制の一体的整備を進め、活力ある林業の振興に努めていくことが必要です。また、自然と市民のふれあいの場や市民の保健、休養の場に加え、地球温暖化防止などへの期待と関心が高まっているなか、森林の保全に努めるとともに多目的利活用を図ることも必要となっています。

□基本方針

154

○同和地区の林家を含めた地域林業関係者の連携により、計画的な間伐、保育などの森林施業を進めるとともに、林道整備や後継者対策の推進、林業労働力の育成・確保、特用林産物の振興や加工、流通体系の整備を図ります。また、森林の保全に努め、森林が有する公益的機能を発揮させるとともに多目的活用を図ります。

(生産基盤の整備)

□基本計画		担当課	No.
林道・作業道の整備	生産基盤の整備を図るため、林道網整備計画に基づき、林道・作業道の整備、改良を進めます。	農林課	81

(林業労働力の育成・確保)

林業後継者への支援	就労条件の改善や機械化の促進を図るとともに、認定農家を含めた担い手の育成、組織化などを推進するために、林業後継者の支援を行います。また、林業作業の受託組織の育成を図り、雇用の安定に努めます。	農林課	82
-----------	---	-----	----

(林業生産の振興)

造林・育林の推進	森林資源の保全培養と森林の持つ公益的機能の増進を図るため、人工林の造林・保育や複層林整備に努めます。	農林課	83
林業構造の改善	特色ある多様な地域の森林資源を活かした村づくりと、農山村の定住条件の向上を図ることを基本とした林業構造の改善を進めます。	農林課	84
森林の保全・活用	保安林の適正指定とともに、森林浴の森、レクリエーションの森などの整備を進めます。	農林課	85

5 水産業の育成

□現状と課題

155

●水産業については、河川・水辺環境の改善を図り、魚の住める川を取り戻し、天神川水系における魚資源の培養によって、漁業とレクリエーションの調和を図りながら、地域の特性を活かした内水面漁業の振興に努める必要があります。

□基本方針

155

○魚の豊かな川づくりや、水と魚にふれあう環境の整備を図るとともに、内水面漁業の振興に努めます。

	□基本計画	担当課	No.
ふれあいの場づくりの推進	現在ある農業用溜め池をレクリエーションとしての利用を図るなど、河川環境の改善と市民ふれあいの場づくりを推進します。	農林課 建設課	86

第6節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

□現状と課題

161

●被保護世帯の大部分が、高齢・傷病・障害などに起因した世帯で、就労による自立が困難な状況であり、保護受給期間は長期化の傾向にあります。

●少子高齢化、核家族化の進行などにより、地域社会に関する様々な課題が増加し、これに伴い、市民の福祉に対するニーズは、多様化しており、特に在宅福祉サービスの充実が求められています。

●高齢者の多くは、住み慣れた地域で暮らし、介護が必要となった時は、自宅で介護を受けることを希望しています。平成12年4月、将来の介護需要に対応するため、介護保険制度が施行され「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定し、事業を実施しています。

□基本方針

161

○同和地区における就労、福祉、健康、生きがいなどのあらゆる生活課題に対し総合的な施策を推進し、人間関係が健やかに充実され住みやすく、このまちに生まれてよかったと実感できる地域社会の実現を目指します。

また、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着などをはじめとする健全育成事業の充実を図り、児童、生徒の学力の向上と進路の保障に努めます。

□基本計画		担当課	No.
低所得者対策の充実(生活保護世帯対策)	低所得者の対策は、雇用対策とあいまって緊急な課題であり、相談事業の充実を図り関係機関と連携を強め、雇用の安定を促進し、経済力の向上に努めます。また、被保護者の生活実態やニーズに即した具体的な処遇方針をたて、計画的な訪問により、被保護世帯の処遇の充実と自立意欲の向上に努めます。さらに、生活保護制度のパンフレットの作成と配布により、生活保護制度に対する理解を深めます。	福祉課	87
生活福祉資金貸付制度のPR	低所得世帯などの生活実態の把握に努め、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金貸付制度のPRに努めます。	福祉課	88
関係機関との連携強化	社会福祉協議会、民生児童委員、ホームヘルパー、福祉協力員、生活相談員などとの連絡会議の開催により連携を図り、個人に関する秘密の保持に十分留意しながら、情報の収集と対応について検討し、被保護世帯の処遇と自立助長の促進を図ります。また、倉吉保健所、倉吉公共職業安定所などとの連携を深め、適切な対応を図ります。	福祉課	89
在宅福祉サービスの充実	在宅サービスを充実し、在宅の要援護者などを支援するとともに、介護のためのマンパワーの確保に努め、地域の福祉向上を図ります。	福祉課 長寿社会課	90

乳幼児の保育	倉吉市同和保育指針に基づき、乳幼児の全面的な成長発達を図るとともに、差別に負けない・差別を許さない感性と基本的人権尊重の精神と実践力を身に付けた人間を育成する基礎教育の推進に努め、遊ぶ権利・遊べる権利・自然とのふれあい・仲間意識などの子どもが本来持っている権利を保障し、同和保育の充実を図ります。	福祉課	91
--------	--	-----	----

2 人権文化センターの取り組み

□現状と課題

162

●人権文化センターは、福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点として、地域に密着したコミュニティセンターの機能を果たしていますが、今後、高齢化の進展や多様化する住民ニーズに対応するための体制づくりが必要となります。

□基本方針

162

○人権文化センターは、同和問題の解決の拠点であるとともに、地域の総合センター機能を持ち、周辺地域を含むコミュニティーセンターとしての役割を果たすため、各種相談事業や教養文化事業の推進、人権意識の高揚に努めながら機能の充実を図ります。

○さらに、社会福祉の充実に向けた在宅・施設福祉事業の行政サービスを地区および周辺地域に反映させ、地域ボランティア活動の育成に努め、地域福祉のネットワークづくりの中心的な役割を推進します。

	□基本計画	担当課	No.
人的・物的体制の確立	高齢社会に対応するため人的体制の確立と物的機能の充実を図り、同和問題の速やかな解決に資する役割を担うとともに、周辺地域を含むコミュニティーセンターとして、地域福祉のネットワークづくり、共に生きる地域社会の実現、福祉と人権のまちづくりの拠点となるよう努めます。	人権文化センター	92
相談活動の充実	自立促進についての対策は、これまで以上に各種相談や指導事業の充実が重要となっています。地域における生活改善を進め、経済的基盤が確立するよう啓発に努めるとともに、具体的な課題解決に向けた行政施策の効果的な推進が求められています。そのため、地区住民の自立意欲と社会参加能力の開発・伸長を促進し、人権文化センターの基本的機能である相談活動の一層の充実を図ります。また、気軽に人権に関する相談ができるよう、人権電話相談110番の設置を図ります。	人権文化センター	93
ボランティア活動の育成	地域の自主的活動促進のための支援や条件整備を高め、地域内の交流を図り、周辺地域を含めたボランティアの育成と確保に努め、自主活動サークルの新たな組織化に努めます。	人権文化センター	94

在宅福祉サービスの充実	地区における高齢化は進んでおり、高齢者世帯、一人暮らし老人対策が現実の問題となっており、隣近所の相互支援の育成など様々な対応に迫られています。また、介護教室や高齢者向けの健康教室、あるいは自主的活動促進などの事業の推進に努めます。	人権文化センター	95
地域活動づくり	一人暮らし老人への訪問活動や各種講座の趣味活動の推進とともに、施設訪問や自宅に居る人たちを地域に参加できる事業の工夫と、隣近所が支え合うことができる地域活動づくりに努めます。	人権文化センター	96
子どもたちとのふれあい	被差別体験の語り聞かせなどを、人権文化センターが中心に児童館(センター)、学校、社会教育などの関係機関と連携し取り組み、差別との闘いや人間らしく堂々と生き抜いてきた人々の生きざまや、地域の歴史・文化などを伝えるなど、学習活動を推進し、高齢者の生きがい対策の充実に努めます。	人権文化センター	97
人権文化センターの施設充実	高齢者・障害のある人が利用しやすいコミュニティセンターとしての施設整備を図ります。	人権文化センター	98
人的体制の充実	住民の様々なニーズに応える体制の整備に努めます。	職員課	99

3 福祉施設の活用

□現状と課題

163

●核家族化、少子化などで、子育てが不安が増大している地域の子育て家庭に対し、保育所や児童館は、地域における子育て支援施設としての役割が求められています。育児講座や子育てサークルなどの活動を通して、子育て中の家族に対する相談支援業務の推進を図る必要があります。

●高齢化の進展に伴い、介護や介護予防に対する相談体制、高齢者やその家族への支援の充実が重要になっています。

□基本方針

163

○地域のなかで、安心して子育てができるよう、保育所、児童館などを整備し、子育て支援の推進を図りながら、高齢者が気軽に利用できる老人福祉施設の充実に努めます。

	□基本計画	担当課	No.
地域にある福祉施設の充実	民生児童委員、保健師、栄養士、福祉協力員などとの連携を強化し、人権文化センターを核に地区会館・児童館(センター)・老人憩いの家施設とのネットワークを図り、各種事業の連携と各種交流活動の充実に努めます。	人権文化センター 福祉課	100
介護に対する相談体制の充実	相談体制の充実を図り、在宅福祉事業の充実、とりわけデイサービス施設の利用促進に努めるとともに、介護者対策として、介護講習会への参加を促進するなど、家族の介護疲れの解消を図るよう努めます。	長寿社会課	101

4 保険・年金の充実(医療保険・介護保険・厚生年金制度・国民年金制度の普及)

□現状と課題

164

- 本市の平成16年3月末現在における国民健康保険加入者数は、19,194人で、総人口に対する加入割合は約40%となっており、地域住民の医療の確保に大きな役割を果たしています。
- 国民年金の受給権は加入25年以上であり、年金受給者の実態把握に努め、中・高齢者対策はもちろん、若年層への加入促進を教育機関などと連携して、安定した就職・雇用の保障と各種社会保障制度の啓発事業を推進し、加入促進を図るとともに無年金者の解消に努めなければなりません。

□基本方針

164

○若年層が堅実な生活設計を立てることができるように資格や技能を習得し労働能力を高め、安定した雇用促進と地域の自立意識を高めるための啓発事業を推進し、各種社会保障制度への加入促進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
国民健康保険の充実	国民健康保険の啓発を図り、医療保険制度の充実に努めます。	市民課	102
医療保険・厚生年金への加入促進	将来にわたり安定した生活ができるよう、雇用促進活動の充実と企業・事業主に対して、社会保険制度への加入促進の啓発指導を関係機関と連携して推進し、被扶養者の無年金者の解消に努めます。	市民課	103
国民年金の加入促進	国民年金の受給権確保に向け、経過措置などを適用しながら、未加入者の意識変革に努め、加入促進を図ります。	市民課	104
学校教育などとの連携	学校教育などとの連携を深め、若年層の学力向上と自立意識を高めていくとともに、安定した雇用が確保できるように、進路指導の充実と併せて各種社会保障制度の啓発に努めます。	市民課 学校教育課	105
介護保険の充実	援護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、介護保険制度への理解促進に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。	長寿社会課	106

第7節 保健衛生の推進

1 地域保健の充実

□現状と課題

171

●健康診査、各種検診の受診率が低く、健康づくりを推進するためには、受診率の向上を図る必要があります。未就業のために健康チェックの機会のない女性を含め、乳幼児から高齢者に至る地域住民全般の健康づくりに対する啓発を行っていくとともに、各種の健診、予防接種などを実施し、地域全体の健康管理を図っていく必要があります。

□基本方針

171

○健康で明るい生活を営むため、母子保健、老人保健、健康づくりなど、関係機関と連携した保健事業を推進し、健康に関する知識の啓発や健康診査受診率の向上を図り、一人ひとりが「生き生き」と生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めます。

□基本計画		担当課	No.
健康づくり対策	地域において、各種検診の受診率の向上を図らなければなりません。そのため、健康診査・各種検診を充実させ、住民への啓発を行い、一人でも多くの人に受診機会を提供し、病気の早期発見・早期治療の推進を図り、地域ぐるみでの組織的健康づくりに努めます。	市民課 長寿社会課	107
保健・栄養指導の充実	保健・栄養指導の充実については、女性の健康づくり事業として、母と子の健康教室を開催し、母子の健康増進を図ります。また、人権文化センター・地区会館などを拠点に開設している健康相談を充実させ、各地区食生活改善推進員とともに地域の栄養指導などに努めます。	長寿社会課	108

2 地域医療体制の充実

□現状と課題

172

●地域の高齢化、社会環境の多様化、複雑化などに伴い、疾病構造の変化が生じており、医療需要も多様化しています。今後は、地域住民の健康管理に対する啓発に努め、また、予期し得ない地震などの自然災害に対する緊急時の医療体制のさらなる充実に努める必要があります。

□基本方針

172

○医療と保健活動は一体的なものであり、今後ますます進行する高齢化社会や多様化していく医療需要に対応していくため、行政と医療機関の協力関係を強化し、予防対策事業の推進により健康診査の受診率の向上と病気の早期発見に努めるとともに、保健・医療福祉の連携をさらに推進します。また、全市的な地域救急医療体制の整備に努めます。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の充実	地域住民の自己健康管理に対する意識啓発に努め、自らの健康づくりを促進するとともに、保健・医療・福祉の各関係機関などとの連携強化を図り、講習会などを開催し地域医療に対する認識の高揚に努めます。	長寿社会課	109
生活福祉資金制度の活用	中・高齢者層が安心して入院治療などが受けられる条件づくりとして、脆弱な経済的基盤や低額な年金受給の実態から、生活福祉資金制度の活用を図ります。	福祉課	110

救急医療体制の整備および充実	福祉施策の充実を図るとともに、中部ふるさと広域連合、病院などとの連携を密にし、救急医療体制の充実に努め、さらに、第三次救急医療体制の整備に努めます。	長寿社会課	111
自然災害に対する緊急時の医療体制の確立	地震などの自然災害に対する緊急時の救助や医療が適切に確保できるよう、地域の防災訓練などを通じて相互で支え合う地域づくりを目指し、関係機関と連携し広域的な緊急時の医療体制の確立に努めます。	長寿社会課	112

第8節 生活環境の改善

1 住環境の整備

□現状と課題

181

●道路整備については、環境改善事業等の実施によりかなりの改善が見られます。今後は、地区内外の交通利便性や安全な通学路の確保などを目的とした道路整備を行うことにより、生活環境の改善に努めます。また、急傾斜地の整備は採択基準に該当する個所は整備済みですが、今後も景観に配慮し、安心して暮らせるまちづくりに努める必要があります。

●家庭や地域とのつながりから生まれる人間関係が重視されるなか、地域に根ざした身近なスポーツ・レクリエーション活動は、世代を越えた交流の結び目となり、地域活性化の役割をになっています。グラウンドゴルフ、ペタンクなど、高齢者でも気軽に行えるニュースポーツの普及に伴い、いつでも、だれもが利用できる広場の整備が求められています。

●本市は倉吉パークスクエア整備事業により、温水プールの建設等、市民の健康増進・体力向上に向けた施設・環境整備を進めてきました。各地域においてもこうした取り組みを進めていく必要があります。

●ごみの種類の多様化に対応するため、分別収集体制をさらに充実させ、資源ごみの再利用を推進します。また、今後循環型社会に向け、市民意識の高揚を図ることが必要です。

●本市の水道普及率は、平成15年度末現在で96%となっており、上水道、簡易水道、その他小規模な施設の整備を図り、飲料水未給水地区の解消に努める必要があります。

●本市の生活排水処理施設整備は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により事業を推進し、供用開始しております。

公共下水道は上北条・上井・西郷・上灘・成徳・明倫・小鴨・社・上小鴨地区を整備区域として順次整備を行い平成15年度末で全体計画面積の57.9%の整備を完了し、本市人口に占める普及率は63.7%であります。

農業集落排水は平成15年度末において、8地区の整備が完了し、普及率は11.0%となっております。現在2地区の整備を継続しており、平成20年度には本市の農業集落排水の事業は完了する計画であります。

合併処理浄化槽は、公共下水道・農業集落排水以外の区域で実施しており、平成15年度末において、普及率は1.6%となっております。

下水道整備は、汚水による公共用水域の水質保全や、快適な生活環境の確保や、雨水による浸水の防止など、都市環境の改善など重要な役割を担っており、美しい豊かな郷土を守るためにも、不可欠な都市機能の基幹的な施設です。今後更に、下水道の普及啓発活動を積極的に推進し、普及率や水洗化の向上に努めます。

□基本方針

181

○生活道路、ごみ集積場、生活排水処理施設などの整備は、文化的な生活を保障する上で重要です。災害に強く、景観をも考慮し快適で安心して暮らすことができる住環境の形成に向け、住環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などの整備の推進に努め、併せてし尿処理対策の整備やごみ処理対策を推進します。

○健康増進法の施行に伴い、本市においても市民がいきいきと心豊かに健康に過ごせるための環境整備を推進します。

□基本計画		担当課	No.
道路の整備	地区内の住環境の整備を図るため、生活道路などの改善に努めるとともに、地域の景観に配慮するとともに交通安全にも配慮したまちづくりに努めます。	建設課	113
急傾斜地などの整備	安全で安心して暮らせるまちづくりのために、危険箇所の点検を行います。	建設課	114
集いの場の整備	住環境を整備するなかで、地区住民が集い、ふれあえる施設の整備に努め、地域住民の憩いの創出を図ります。	長寿社会課 体育振興課	115

ごみ集積場の設置推進	快適な住環境の整備とまちづくりを推進し、ごみの集積場の整備を進めるため、ごみ集積場の未設置の自治公民館には本市独自の補助制度の活用とその制度の啓発を行い、自治公民館と連携してごみ集積場の設置を推進します。そして、分別収集への関心を高める啓発活動と資源ごみ回収量の増大と回収品目の拡大に努めながら、障害のある人や高齢者には、ごみの搬出が困難な場合があり、自治公民館活動を充実させるなかで収集の工夫に努め、障害のある人や高齢者への配慮と支援の充実を図ります。	環境課	116
水道施設の整備(上水道・簡易水道など)	全ての人にいつでも、安全で安心な水を供給するため、水源の確保、水質の保全、災害に強い水道施設の整備に努めます。	水道局	117
下水道の整備(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)	快適で清潔な生活環境の推進と公共用水域の水質保全を図るため、未接続建築物の接続啓発活動を行い、平成27年度末には公共下水道の人口普及率75%を目標として面的整備に努めます。そして、公共下水道計画区域における、管渠布設を推進し、その維持管理に努め、公共下水道の整備を図ります。農業集落排水では、市全体で平成20年度末の供用開始を20%目標として整備に努めます。また、平成17年度から浄化槽市町村整備推進事業に着手し、合併処理浄化槽の面的整備を推進します。	下水道課 環境課	118

2 住宅の整備

□現状と課題

182

●すべての人にやさしい住まいづくりを基本に、安定的居住の場である住宅供給を行う上からも引き続き公営住宅を供給し、良質な住宅建設についての啓発を図る必要があります。

□基本方針

182

○自立した生活と生きがいのある生活を保障するため、高齢者世帯や若年層世帯への対応、プライバシーにも配慮した快適な公営住宅づくりと住宅対策の推進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
公営住宅	公営住宅の整備においては、低層階(1階・2階)を中心に供給し、手すり・スロープを設置し、段差の解消を図るなど人にやさしい住宅づくりに努めます。	建築課	119
民間住宅	住宅金融公庫融資住宅の設計審査などを活用し、人にやさしい住宅建設の相談に努めます。	建築課	120

第2章 障害のある人の自立と社会参画の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報保護

□現状と課題

211

●障害があるため差別や不利益を被る場合があります。障害のある人の自立や社会参画の促進を図るためには、障害の特性に応じた情報伝達方法に配慮する必要があります。

●障害のある人の社会参画を推進するためには、障害に対する市民の理解と認識を深める必要があります。また、障害のある人の日常生活において、不利益とならないよう、プライバシーの保護に努めていかななくてはなりません。

□基本方針

211

○障害のある人の個人情報の保護に努め、障害のある人の社会参画と自立が保障されるノーマライゼーションに基づくまちづくりを推進します。

	□基本計画	担当課	No.
プライバシーの保護と情報の提供	様々な障害のある人の実態把握に努め、生活などに深くかかわる個人のプライバシーを保護する条件整備を進め、障害のある人に対し、個々に応じた情報提供に努めます。	総務課 福祉課	121

2 人権侵害の救済と擁護

□現状と課題

212

●多様化する住民ニーズに対応出来る職員資質の向上と職員体制の整備が必要です。

●ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが市民として、安心した生活を営むことができるような社会が求められています。そのため、市民の理解を深める啓発、交流活動の推進と人権侵害の救済と権利擁護の体制の整備を図るとともに、障害のある人への在宅福祉サービス、住宅の確保、所得保障、就労支援等により地域社会での自立を支援し、安心して生活できる施策が求められています。

□基本方針

212

○障害のある人が、地域社会で等しく市民として安心して自立した生活を営むことができるよう人権啓発活動を推進しながら、精神障害のある人には、本人に適した医療サービスに努めるとともに、人権侵害の救済と擁護に努めます。

	□基本計画	担当課	No.
職員体制の充実と資質向上	専門的な知識・資格・技術を持つ職員の充実と資質の向上に努め、障害のある人への配慮を行いながら、生活相談と支援体制の充実に努めます。	職員課 福祉課	122
入所者の人権擁護	様々な障害のある人が福祉施設に入所していますが、その生活実態を把握し、個人のプライバシーの保護・人権尊重などに努め、安心した生活ができるよう条件整備に努めます。	福祉課	123
通所者の人権擁護	在宅で通所する方の人権擁護に努め、社会の一員として自立し生きがいがあり安心して日常生活を営むことができるよう、市民への啓発に努めます。	福祉課	124
精神障害への対応	精神障害のある人および家族の人権が尊重される環境、医療施設および福祉施設の整備ならびに人的整備の充実に努めるとともに、市民への正しい啓発を行い、人権擁護および周囲の人達の理解を深める交流活動に努めます。	福祉課	125

情報機器の充実	障害のある人の自立を支援するため、障害に応じた情報提供や情報機器の助成に努めるとともに、本人はもちろん周囲の人々の協力が得られるよう啓発活動の推進に努めます。	福祉課	126
当事者グループの育成	障害のある人は、地域の中で孤立して暮らしていることも多く、情報提供の手立てと併せて適切な支援を提供することが必要です。さらに、プライバシーの保護に努め、同じ障害のある人同士が意見を交換し、互いに援助しあう当事者グループの育成を図ります。	福祉課	127

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

□現状と課題

221ア

●障害者の福祉対策は、障害者の自立助長の精神に基づき、社会・経済・文化などの諸活動に参加できるよう、社会的条件を整備し、障害者が社会の一員として、生きがいがあり、安心して日常生活を営むことのできるような社会の構築が必要です。

●障害のある人の学習権の保障を図るためには、障害に応じた伝達方法である手話、要約筆記、点字などの通訳をとおした情報提供が求められています。

●博物館では、視覚障害者の方に対するボランティア活動と合わせて、鑑賞会を開催しています。また、展示活動への無料入館利用の促進を図るため、ボランティア組織や関連施設への広報を徹底する必要があります。

●職員研修による専門職員の養成と職員資質の向上が必要です。

●市庁舎においては、エレベーター、身体障害者用駐車スペース、誘導チャイムを整備しています。

□基本方針

221ア

○職員研修の充実と障害者問題の理解を深め、障害のある人自身が学習意欲を高め、地域活動に積極的に参加できるよう支援し、すべての人との日常的な交流を図ります。また各学級、講座などプログラムのなかで、「障害のある人の現実の問題」や「障害のある人の問題をみんなの問題として、どうすればよいか」を具体的に取り上げながら、啓発推進に努めます。

○精神障害のある人への医療のあり方を見直し、障害のある人が求める医療や福祉的サポートの提供に努め、正しい精神障害の啓発活動を推進します。

○精神障害のある人の参加を促進するため、倉吉市同和教育研究会など市民組織のなかで、障害者問題の研修を深めるとともに、各障害者団体との連携を図りながら、市民への啓発活動の推進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
相談支援体制の確立	障害のある人や各種障害者団体などとの懇談会を開催しながら、それぞれ障害のある人のニーズの把握に努め、障害のある人およびその家族を対象にした相談支援体制の確立と、障害のある人自身が、その相談員として活躍できるよう体制づくりに努めるとともに当事者の会や家族会の育成に努めます。	福祉課	128
学習機会の提供	障害のある人のニーズを把握し、参加意欲が高まる事前の案内やPR、各種行事などの情報提供とともに、これまでの学習・研修会などの内容を見直し、参加しやすい事業内容に努めながら、障害のある人およびその家族を対象とした学習会・講座などが実施できるよう関係団体と連携を図ります。	福祉課 博物館 人権文化センター 学校教育課	129
地域精神医療の整備	病院、保健所、福祉関係の施設など、専門機関と連携を取ることで、相互に学習・研鑽を行い、ハード・ソフトの両面で地域精神医療の整備充実を図ります。	福祉課	130

障害のある人を支援する環境づくり	障害の状況に応じた就労支援や社会参加の促進を図り、地域で生活する障害のある人を支援する環境づくりを促進します。	福祉課	131
職員研修と資質の向上	障害のある人に信頼される専門的な知識を持った職員を担当窓口配置し、諸課題の解決を図るとともに、障害のある人の日常的な交流ができる機会をつくり障害に対する正しい理解を深める取り組みを行い、的確な対応が図られるよう資質の向上に努めます。	福祉課 職員課	132
市民への啓発活動	障害のある人の置かれている課題、障害者問題の正しい理解、違いを認め共生することの大切さを学び合うことができる、市民への啓発と交流活動を推進します。	福祉課 人権文化センター 人権政策課	133
実態把握(職員および市民意識、障害のある人および家族の生活実態)	職員および市民の障害者問題についての意識調査、および障害のある人とその家族の生活実態について把握し、相談活動、家族会との連携、日常生活の支援に努めます。	福祉課	134
施設設備の改善	障害者用のスロープ・トイレ・誘導チャイムをはじめ、身体障害・精神障害・知的障害など、それぞれの障害に対応できるよう障害のある人の自立と社会参加に向け、各種公共的施設のユニバーサルデザインの普及に努めます。	福祉課 総務課	135
指導者およびボランティアグループの育成	障害のある人が積極的に社会参画でき、各種事業を通じてお互いが交流と理解を深めよう、各種障害に的確に対応できる指導者とボランティアグループの育成、支援に努めます。	福祉課	136
情報提供・教材作成	様々な障害のある人に対する情報および学習教材の提供に努めます。	秘書広報課	137

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における障害児保育の推進

□現状と課題

2227

●市内の保育所等では、障害のある乳幼児を積極的に受け入れ、保育を行っています。近年、アスペルガー症候群等発達障害に対する認識がなされ、幼児期からの支援の重要性が指摘されています。様々な支援の必要な子どもたちに適切な保育を行うとともに、保護者への支援が必要となっています。適切で効果的な保育を行うためには、関係機関との連携のもと、保育者の研修を充実し、障害のある子どもを取り巻く子どもたちや地域との交流、啓発を通して、共に育つ人間関係の基礎づくりに努める必要があります。

□基本方針

222ア

○障害の特性や発達段階に応じた適切な保育を行い、子どもの健やかな成長を支援し、二次障害の発生を防ぐとともに、保護者への支援に努めます。

□基本計画		担当課	No.
障害児保育のための加配保育士の設置	障害のある乳幼児の個性と能力の全面発達を保障し、保護者の子育て支援と教育相談活動を推進するため加配保育士の設置に努めます。	福祉課	138
保育者の研修の充実と指導力の向上	障害児保育についての研修を充実し、専門的知識と指導力を持った保育者の育成を図ります。	福祉課	139
保護者および関係諸機関との連携	障害のある乳幼児や保護者の思い、願いを十分に受け止め、関係諸機関との連携を深めながら、一人ひとりの個性や能力に応じた保育を推進します。	福祉課	140
交流教育の充実	障害のある乳幼児と他の乳幼児、および地域社会の人々との交流の機会を積極的に進めるとともに、障害のある乳幼児や保護者相互の交流などを充実します。	福祉課	141

イ 学校教育における障害児教育の推進

□現状と課題

222イ

- 障害のある児童・生徒が通学する学校において、現状の施設設備で学校生活に不都合が生じる場合には、障害の種類・程度に応じた教育環境の整備が必要になります。
- 障害の種類に応じた児童生徒の早期相談体制と教育条件整備が必要であり、また、児童、生徒の障害に対応した教育課程の編成が必要です。

□基本方針

222イ

○障害のある児童・生徒の社会的自立の能力や態度を育成するとともに、すべての児童・生徒が障害のある人への正しい理解と主体的に差別の解消に取り組む実践力を育成します。
○一人ひとりの個性を尊重し、障害のある児童・生徒がすべての児童・生徒と安心して一緒に学ぶことができる環境整備に努めます。

□基本計画		担当課	No.
教育条件の整備	障害の内容や程度に応じた指導を充実するため、指導内容・方法の工夫改善、教材・教具の整備、施設の改善・充実に努めます。児童・生徒自ら差別の解消に取り組む意欲や態度を育成するため、生活のなかにある障害者差別の問題などを教材化するなど指導内容の充実を図ります。	教育総務課 学校教育課	142
早期の教育相談体制の整備	障害のある児童・生徒の保護者の不安や悩みの解消を図るため、児童・生徒の発達などについて正確な情報を提供し、家庭での教育について早期の教育相談体制の充実に努めます。	学校教育課	143
教職員の指導力の向上	障害児教育の担当教員の専門性を高め指導力の向上を図るとともに、教職員の障害児教育についての研修を充実します。	学校教育課	144

交流教育の充実	障害のある児童・生徒との交流学习を積極的に進めるとともに、地域社会や企業の人々との交流機会を設け、相互理解と好ましい人間関係を築いていく交流教育の充実に努めます。	学校教育課	145
盲・聾学校の設置および倉吉養護学校高等部の充実	障害のある児童・生徒の社会的自立を最大限に実現するため、盲・聾学校の中部分校の設置および倉吉養護学校高等部の一層の充実に努めていきます。	学校教育課	146

ウ 社会教育における障害者教育の推進

□現状と課題

222ウ

- 博物館では音声ガイドや点字解説などが出来ておらず、展示活動において障害のある人が利用しやすい条件整備をおこなう必要があります。
- 生涯学習関連施設では、学習情報の提供、障害者問題の研修会や啓発事業を実施していますが、生涯学習の観点から「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような学習機会の拡充とあわせて指導者養成に努める必要があります。また、学習も知識としての学習にとどまらず、差別解消への実践活動につながる学習活動を展開することが必要です。
- 公民館の主催事業のなかには、必ず同和教育の観点を取り入れ、市民に対し、ボランティア意識の啓発やボランティア講座によるふれあい活動を行っていますが、障害のある人への学習機会をどのように提供していくか、今後、さらに検討していく必要があります。
- 多様化する住民ニーズに対応できる職員資質と指導力の向上が必要です。
- 図書館では、視覚障害のある人を対象とした点字や音声による資料の提供や対面朗読サービスを行っています。今後も視覚障害をはじめとした障害のある人の利用を促進していくことが必要です。
- 地域福祉を効果的に推進するためには、倉吉市社会福祉協議会、障害者団体などと連携を図りながら、市民のボランティア組織の育成、強化に努め、総合的な福祉活動の推進を図っていく必要があります。

□基本方針

222ウ

○障害のある人が地域社会で活動できる教育環境の整備を進め、学習機会の保障と社会参加を促進するとともに、障害者問題の解決に向けた市民啓発に努めます。

	□基本計画	担当課	No.
障害者問題に対する啓発活動の推進	生涯学習関連施設が、学習機会や情報の提供、学習プログラムの開発、指導者育成などの学習支援の機能を充実し、市民生活に直結した学習や啓発活動、PTAをはじめとする社会教育関係団体の自主的な啓発活動を推進するため、各生涯学習関連施設などが連携を取りながら、研修機会や学習情報、指導者養成などの支援に努めます。また、地域における啓発活動は、公民館が中心となり地区同和教育研究会、同和教育推進員連絡協議会と連携を取りながら、町内学習会などの充実に努めます。さらに、人権文化センターを中心に同和地区および周辺地域の住民を含めた人権学習、啓発活動を推進します。	博物館 生涯学習課 人権文化センター	147

指導者及びボランティアの養成と資質の向上	各生涯学習関連施設は、それぞれ独自の指導者を持ち学習の機会ごとに指導を依頼しており、これら指導者を対象に研修会を開催し、資質の向上と他団体との連携に努めます。	生涯学習課	148
施設の職員研修と資質の向上	行政および生涯学習関連施設の職員は、生涯学習を推進する上で「いつでも・どこでも・だれでも」という生涯学習の観点から、すべての人の学習機会を保障する責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上を図るため職員研修を充実します。	職員課 生涯学習課	149
啓発資料の整備と活用	行政、生涯学習課・公民館・博物館・図書館などの生涯学習関連施設は、障害のある人のための学習資料や啓発資料の作成および整備に努めます。	図書館 人権文化センター 博物館	150
障害のある人への学習機会の保障と交流活動の推進	行政および各生涯学習関連施設は、懇談会を開催しながら、障害のある人の学習ニーズを把握し、学習プログラムの開発と学習会を開催し、併せて障害のある人が施設利用の際の利便性を考えた施設の整備を進めます。また、福祉施設間の障害のある人との交流を深め、地域社会で活動できる環境づくりを進めます。	博物館 生涯学習課 図書館 福祉課 人権文化センター	151
ボランティア団体の組織化	各生涯学習関連施設で養成されたボランティア団体相互の情報交換を行い、障害のある人の学習ニーズなどを多面的に把握し、社会参画を促進します。	福祉課	152

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

□現状と課題

223

●社会教育関係団体が、障害のある人の諸問題を正しく理解し、問題解決に向けて実践していくため、障害のある人との交流会、学習会、研修会を積極的に開催し、指導者を育成していますが、今後とも引き続き社会教育関係団体の地域活動推進の支援に努めてまいります。

●地区公民館では地区住民を対象に、住民がふれあうことのできる祭などの各種事業を展開していますが、障害のある人の参加が少ないのが現状です。今後、地区内の障害のある人に対して、地域の活動や行事などに積極的に参加することができる条件整備に努め、地域全体での取り組みとなる活動をしていく必要があります。

□基本方針

223

○社会教育関係団体は、障害のある人の問題を正しく理解し、問題解決に向けた実践活動を通じて、障害のある人が安心して生活を営むことができる地域社会の実現に努めます。

○社会教育関係団体は、障害のある人の積極的な団体活動参加への方策を図り、ともに活動していきながら、各種の障害者団体との交流活動を推進します。

○行政および生涯学習関連施設は、障害のある人を含むすべての人々にとって差別のない住みよい社会づくりを進めていくため、社会教育関係団体の自主活動に対し支援をしていきます。

□基本計画	担当課	No.
-------	-----	-----

社会教育関係団体における指導者の養成	行政および生涯学習課・公民館・人権文化センターなどの生涯学習関連施設などは、障害のある人の諸問題を正しく理解し、問題解決に向けて実践していく指導者の養成に努めるとともに、社会教育関係団体の地域活動などを通して、指導者の育成が促進されるよう支援します。	生涯学習課 福祉課	153
社会教育関係団体の地域活動の促進	社会教育関係団体は、日常生活や地域社会における障害のある人の諸問題について自ら研修・学習を深め地域内で連携・協調し、関係機関・団体などにも呼びかけ、各種啓発資料の発行や障害のある人との交流会・学習会・研修会などを開催し、地域住民への啓発活動を推進します。また、地区内の障害のある人に対して、地域の活動や行事などに積極的に参加することができる条件整備に努め、地域全体での取り組みとなる活動を推進します。	生涯学習課 福祉課	154
生涯学習関連諸施設との連携活動	社会教育関係団体は、学習会や地域活動を推進していくため、行政・生涯学習関連諸施設と連携しながら、自主的な研修活動やボランティア育成、情報誌の発行に努めます。	福祉課	155
学習機会・情報などの提供	社会教育関係団体は、行政・生涯学習関連諸施設と連携しながら、学習会・研修会を積極的に開催し、強調週間・月間などをとらえ障害のある人への理解を深める各種の学習情報資料の発行や研修など啓発活動に努めます。	福祉課 人権文化センター	156

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

□現状と課題

231

●障害があるために差別や不利益を被ることのないよう、行政の責務を明らかにし、情報化の進展に伴う個人情報の保護に努める必要があります。

●今後、障害のある人への障害の特性に配慮した情報提供に努めるとともに、自立できる生活環境などの整備を図り、障害のある人が社会参加できる条件整備を図る必要があります。

●すべての場面における完全参加と平等というノーマライゼーションの理念を基本とし、第三者の協力を得ながら、自分の意志で選び、決定していくことを可能にする自己実現に努めます。そのため、障害のある人の意見が、反映される場をつくり、社会参加の意欲を育て、在宅福祉を中心とする福祉サービスの充実、社会参加を促進するホームヘルパー、介護者ボランティアなどの育成を図らなければなりません。また、障害のある人への情報提供の充実に努めるとともに、自立できる生活環境などの整備を促進し、障害のある人の社会参加の条件整備を図らなければなりません。

●障害のある人の生活全体を援助するため、現在、市社会福祉協議会を通して障害のある人との交流やボランティア活動を行っていますが、安心した生活と社会参画の推進に努めながら、さらなる障害のある人への正しい理解を深めていくことが大切です。

□基本方針

231

○あらゆる分野において障害のある人の意見を反映させるため、障害の特性に配慮した情報提供に努めるとともに、障害のある人の生活全体を援助するため、情報を提供する専門的な人材の育成および自立できる生活環境などの整備を推進し、障害のある人の自己実現と社会参画に努めます。

□基本計画		担当課	No.
福祉のまちづくり	ノーマライゼーションの理念に基づき、様々な障害のある人への配慮と情報機器の普及など情報提供を保障し、社会の一員としての自覚が持てる条件整備を行いながら生活向上に努めます。また、障害のある人に対する施設の整備や人的整備を図り、安心した生活と社会参画ができるよう努めます。	総務課 福祉課	157
福祉教育の充実	生涯学習関連施設および社会教育関係団体での障害のある人との交流活動やボランティア活動の充実を図り、障害のある人への正しい理解を深めるとともに、障害のある人に対しては、様々な情報機器の使用に関する教育の充実に取り組み、幼い頃からの情報教育の推進に努めます。	福祉課	158
生活安定への支援	年金・手当等の給付、医療費等各種助成、各種減免制度、割引制度等の充実と周知を図り、経済的自立を支援するとともに、年金、手当制度等の充実に向けて働きかけを行っていきます。	福祉課	159
人材育成	専門的な職種としての人材を養成するとともに、ホームヘルパー、視覚障害のある人のガイドヘルパー、手話通訳、点訳介助者の育成とともに、点字と手話と日常生活の介助が併せてできる人材の育成に努めます。	福祉課	160

第4節 就労・雇用の促進

1 企業への啓発促進

□現状と課題

241

●市内の企業・事業所における障害のある人の雇用率が法定雇用率1.8%を上回り、自立した社会活動ができるよう、企業や医療・福祉などの関係機関と連携し、雇用の拡大と創出に努め、きめ細やかな施策を講じることが必要です。

●障害のある人が自立し、社会経済活動ができるよう、通所施設の整備を図るとともに、就労相談など相談指導体制の充実が必要となっています。

□基本方針

241

○企業の社会的責任を自覚し、障害のある人の雇用を促進するため、安心して働ける職場、明るい職場の環境整備に努めます。

□基本計画		担当課	No.
公正な採用・選考の確立	企業に対して、応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用を確立し、就職の機会均等を保障するよう啓発・指導に努めます。	商工観光課	161
施設の整備、体制の充実	通所や入所施設の整備、機能強化に努めるとともに更生相談や指導体制の充実を図り、就職が困難な障害のある人の就労指導に努めます。	商工観光課 福祉課	162
援護制度のPRと職場の環境整備	障害のある人が安心して働けるよう、事業主に対する援護制度のPRに努め、その制度活用を奨励し、障害のある人の立場に立った職場環境が整備されるよう、企業に働きかけます。	商工観光課	163
職場・職種の創出	障害のある人の適性と能力に応じた職場・職種の創出と、職場適応訓練・能力開発の施策の充実に努めます。	商工観光課	164
社会福祉活動への参加	休暇制度の活用による社会福祉活動(ボランティア活動:介護、手話、点字、朗読テープ吹き込みなど)への参加を働きかけ、地域社会に貢献する企業の育成に努めます。	商工観光課	165

2 就職の促進・安定

□現状と課題

242

●障害のある人が安心して働ける職場づくりが求められています。各種援護制度の整備とその情報提供など、障害のある人の自立と社会進出へ向けて積極的な施策が必要です。

□基本方針

242

○地場産業の振興、既存企業の育成支援とともに、企業の誘致を推進し、医療、福祉機関、企業、学校、倉吉公共職業相談所、障害者職業センターなどと連携し、就労に向けての相談、職場適応訓練等の就労支援制度の周知を図りながら、魅力ある雇用機会の創出に努め、雇用の拡大と職種の創出を図ります。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の充実	障害のある人の雇用を確保するための実態把握に努め、各種援護制度の周知を図るなど、事業主・担当者の理解を高め、企業の誘致と既存企業への障害のある人の雇用促進と、生きがいのある働きやすい職場環境づくりを働きかけます。	商工観光課	166

雇用と職種の創出	企業の誘致と既存企業へ働きかけ、関係機関と連携し各種援護制度の活用による、障害のある人の雇用と職種の創出を図るため、個々の障害者の実情を把握し、倉吉市身体障害者福祉協会などと相談しながら具体策を検討するとともに、各種授産・作業施設に対する職業の安定に努めます。	商工観光課 福祉課 人権政策課	167
医療・福祉的サポートの充実による雇用促進	障害に応じた医療および福祉的サポートの充実に努め、雇用促進を図ります。	福祉課	168

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

□現状と課題

251

●核家族化、地域社会の連帯感の希薄化に伴い、障害があり介護が必要な人を社会全体で支えて行く体制の再構築が望まれます。

●障害のある人や高齢者が安心して乗降できる低床バスなどの導入が、バス事業者において進んでいる現状であり、県などとの連携により積極的に導入を促進する必要があります。

●障害のある人の自立できるまちづくりを基本に、偏見と差別の解消を図りながら、社会、経済文化などの諸活動に参画できるよう社会的条件を整備することが求められています。また、障害のある人の高齢化や重度化による、新たな課題への対応が求められているなか、社会の一員として自立し、安心して日常生活を営むことができるよう、就労の場の確保や、障害のある人に対する理解と認識を深めることが重要です。

●障害のある人や難病を有する人が地域で安心して暮らしていくためには、適切な医療やリハビリテーションが受けられることが必要です。また、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療が障害の発生予防にもつながります。それぞれの障害の特性やニーズにあわせた適切な保健・医療サービス、そして自立のためのリハビリテーションまで、体系的な保健医療施策のより一層の充実を図る必要があります。

□基本方針

251

○障害のある人の高齢化や障害の重度化、多様化による新たな課題に対応して行くため、障害者福祉の基本的施策の方向を明らかにする「倉吉市障害者福祉計画」に基づき、障害者福祉の総合的推進に努め、在宅福祉を中心とした障害のある人の各ライフステージにあった施策を進め、障害のある人の自立と社会参画を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念が具体化された、生きがいのある福祉のまちづくりを推進します。

	□基本計画	担当課	No.
人的体制の整備と相談体制の充実	関係機関の啓発を図り、今日の時代に対応できる人的体制および職員の質的向上に努めます。また、相談機関の活用については医療機関が最も多く、次いで福祉事務所、民生児童委員となっており、障害のある人の立場に立った相談体制の充実のため関係機関との連携を強め、きめ細かな相談体制の充実に努めます。さらに、障害のある人自身が相談員として活躍し、安心して相談でき問題の解決を図る体制づくりに努めます。	福祉課 人権文化センター	169
精神障害のある人への対応	近年、社会環境の複雑化等によるストレスの増大により精神障害が増加傾向にあり、保健相談や生活支援の充実を図る必要があります。	福祉課	170
在宅福祉サービスの充実	ホームヘルプ、デイサービス、短期入所、グループホーム等の在宅福祉サービスの充実を図ります。	福祉課	171
各種団体活動への参加と支援	社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体の活動への参加を促進し、活動の拡大・充実のため支援を推進します。	福祉課	172
ボランティアの育成	民生児童委員の活動の充実を図るとともに、ボランティア団体や個人のボランティアの育成に努め、その活動を支援します。	福祉課	173

生活環境の改善・整備	様々な障害のある人の生活の安定や居住環境の整備充実を図るため、日常生活用具の給付、障害のある人に対する住宅整備資金貸付制度などの各種制度の周知徹底とその有効活用に努め、また住宅入居の促進を図るなど自立と社会参画を支援します。	長寿社会課 福祉課	174
介護者の育成	介護者の育成は急務な課題となっており、学校教育機関、各種団体と連携して介護者の育成を図ります。	福祉課	175
手話通訳者・介護者などの配置	障害のある人の教育権・学習権を保障するため、各種講演会・研修会などには、手話通訳者・介護者・要約筆記者の配置と点字資料などの発行に努め、障害のある人が参加できる環境づくりに努めます。	福祉課	176
交流促進事業	地域住民と障害のある人が相互に、理解を深め合うため、スポーツ・文化活動など交流事業の推進に努めます。	福祉課	177
医療費などの助成	医療が必要な障害のある人に対し、医療やリハビリテーションにかかる経費の負担軽減を図るため、医療費公費助成及び市の助成制度の周知に努め、障害のある人の社会参加および自立向上を推進します。	市民課 福祉課	178

2 福祉施設の活用

□現状と課題

252

●平成15年度に見直しを行った「倉吉市障害者福祉計画」に基づき、在宅サービス、施設サービスをはじめ、生活環境、雇用対策、保健医療等各種福祉施策を進め、障害のある人を含む全ての人が共に地域で生活を営むことができる社会の実現を目指すことが必要です。

●ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが社会の一員として地域で生活して行く環境づくりを推進するため、障害のある人やその家族が、平成15年度に始まった障害者支援費制度や各種サービスを適切に利用するための相談支援体制の整備と情報提供が必要です。

□基本方針

252

○障害のある人の基本的人権を保障しながら社会活動に参画できる環境を醸成するため、各種福祉施設の機能の拡充を図るとともに、相談・指導の充実に努めます。

□基本計画		担当課	No.
指導・相談体制の充実	通所や入所施設の整備・機能強化に努め、相談・指導体制の充実を図るため、指導職員の身分保障に努めます。また、各種授産・作業施設の財政的・運営支援、指導の充実に努めます。	福祉課	179
各種福祉サービスの啓発	それぞれのニーズに合ったサービスが提供できるよう、障害に応じた伝達方法を整備充実し、その制度の啓発に努めます。	福祉課	180

情報提供の充実	様々な障害のある人に対応するため、障害に応じた情報提供の整備を図ります。	福祉課	181
在宅福祉サービスの充実	障害のある人の福祉サービスを充実させるとともに、在宅者に対する施設整備・利用の促進に努めます。	福祉課	182
プライバシーの保護	在宅・施設で暮らす障害のある人の基本的人権を保障しながら、家族との関係を守りながらプライバシーの保護に努めます。	福祉課	183

第6節 生活環境の改善

1 住環境の整備

□現状と課題

261

●市民と最も緊密に関係する生活道路は、安全性、利便性を向上し、人にやさしい道づくりや潤いと親しみのある道路整備を進める必要があります。自動車保有台数は増加しており、観光客などの流入もあり、交通渋滞、違法駐車など諸問題をおこす原因にもなり、計画的な駐車場の整備に努める必要があります。公園と緑地は、ゆとりと潤い、親しみ、ふれあうことの出来る場としての整備を推進していく必要があります。

●障害のある人が、地域社会で安全で安心して生活できる環境づくりを推進するためには、障害のある人や高齢者が生活しやすいまちづくりについて市民に啓発することが必要です。

□基本方針

261

○障害のある人や高齢者の自立と社会参画を促進し、日常生活における市民としての権利を保障するため、道路、建物、交通施設など、障害のある人や高齢者などに配慮した整備に努め、すべての人が住みよいまちづくりを進めます。

□基本計画		担当課	No.
道路・歩道の整備	障害のある人や高齢者にとって歩道幅員の確保は重要です。このため、歩道上の障害物の撤去や段差の解消を図り、すべての人が安全で安心して通行することができる道路や歩道の整備に努めます。	倉吉駅周辺整備事務所	184
障害のある人に配慮した駐車場の設置	生活の利便性を保障するため、障害者用駐車場のない施設管理者に対し、設置に向けた指導に努めます。	建築課	185
公園・広場の整備	地域における交流の場と位置づけられる交流スペースの確保、コミュニティ広場、公園の整備を進めます。また、地域にある施設の改善を促進し、地域住民や子どもたちとのふれあう機会の場をつくり、ともに生きる社会の実現に努めます。	都市計画課	186
啓発活動の充実	障害のある人や高齢者が、安心して生活出来る地域社会づくりを推進し、地域ぐるみで障害のある人や高齢者をサポートできるよう、市民および各種団体などに積極的な啓発を推進します。また、障害のある人が公用・公共施設を活用できるよう市民意識の高揚に努めます。	福祉課 人権文化センター	187

2 住宅の整備

□現状と課題

262

●障害のある人が安心して生活できるよう公営住宅等の施設は改善されつつありますが、今後もより充実した対応を図る必要があります。

●障害のある人が自宅で快適な生活を送るため、住宅整備に伴う諸制度の啓発を図る必要があります。

□基本方針

262

○障害のある人の自立と社会参画を推進するため、地域で生活できる住宅対策の推進に努めます。

□基本計画	担当課	No.
-------	-----	-----

公営住宅	公営住宅の整備においては、低層階(1階・2階)を中心に供給し、手すり・スロープを設置し、段差の解消を図るなど人にやさしい住宅づくりに努めます。	建築課	188
民間住宅	住宅金融公庫融資住宅の設計審査などを活用し、人にやさしい住宅建設の相談に努めます。	建築課	189
啓発活動の推進	障害のある人が住宅入居を拒否されないよう、市民や家主に啓発するとともに、障害の程度に応じた施設改修・設備の充実を図る福祉制度の充実に努めます。	福祉課	190

3 公用・公共施設の整備

□現状と課題

263

●障害のある人や高齢者の自立と社会参画の促進を図るには、公用・公共施設の改善が急務であり、安心して地域で生活できるまちづくりを推進し、障害のある人への偏見と差別の解消に努めなければなりません。

●各社会教育施設は、スロープ、手すりなど年次的に整備を進めています。しかし、整備された設備も手すりが途中で切れていたり、車椅子を利用する人にはドアが開けにくいなど、実際の使用に不十分な面があります。今後、利用者の意見を盛り込んだ施設整備に努める必要があります。

●障害のある人や高齢者が安心して乗降できる低床バスなどの導入が、バス事業者において進んでいる現状であり、県などとの連携により積極的に導入を促進する必要があります。

●市民が生活する上で、バス交通は障害のある人や高齢者にとって貴重な交通手段となっています。そのため、車椅子も利用できるバス車両の運行とともに、バス停などの改善を図ることが必要です。

□基本方針

263

○一人ひとりの個性と生活様式を尊重する施策を推進し、障害のある人が地域で安心して生活でき、市民との交流が促進されるよう、公用・公共施設の改善に努めます。

□基本計画		担当課	No.
公用・公共施設	障害のある人や高齢者への配慮を進める上で、スロープ・エレベーター・誘導ブロック・自動ドア・誘導チャイムなどの設置が急がれます。また、障害のある人への対応を啓発し、関係機関と連携し施設改修の促進に努めます。さらに、公衆トイレについては、障害者用トイレの併設が少ないため、施設整備を図るとともに、いつでも利用出来る駐車場の確保に努めます。	福祉課 都市計画課 総務課 生涯学習課	191

<p>交通機関などの整備</p>	<p>障害のある人や高齢者が安心して生活するには、行きたい所に移動できる交通機関の整備が求められており、関係機関・企業と連携し、各種施設の改善整備に努めます。また、交差点における発信音誘導装置の整備、歩道の誘導ブロックの設置、車椅子での通行に支障のない歩道の整備を促進します。</p> <p>また地域の人々や道路利用者の主体的な参加により、道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業などが一体となった取り組みを通じて、交通の安全確保を目指します。</p>	<p>企画課 建設課</p>	<p>192</p>
------------------	---	--------------------	------------

第3章 男女共同参画社会の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

□現状と課題

311

●地域、職場、家庭内においても、固定的役割分担意識の改革を図り、女性に対する暴力の防止、介護や育児に対する支援体制の整備、雇用の場における男女の格差の改善を図ること等、男性も女性も個性を發揮できる社会づくりに向けての環境の整備や、男女平等意識を高める教育や広報・啓発に努める必要があります。

●DVやセクシュアルハラスメントなどの女性に対する暴力による人権侵害の発生を防止するとともに、その背景にある、男性優位の社会構造の改革、固定的役割分担意識を解消する必要があります。

●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成16年12月2日施行されることになり、暴力に対する社会意識の教育、啓発を推進し、安心して相談できる体制作りが求められています。

●市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識や異性に対する暴力を連想させるような表現について配慮する必要があります。

●性の商品化・暴力表現等有害なメディアから子どもを守る必要があります。

□基本方針

311

○女性に対するセクシュアルハラスメントに関する職員研修を行うとともに、被害者が訴えやすい相談体制の確立とその啓発に努め、性差別を助長する刊行物や図書の排除を進めるなど、啓発活動の推進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
人権侵害救済の窓口	セクシュアルハラスメントに関する苦情の相談窓口に関し女性職員を配置するなど、被害者が訴えやすい相談体制と活動の充実に努めるとともに、地域・職場での差別的な扱いを放置しないよう指導体制の確立に努めます。	総務課 人権政策課	193
啓発活動の促進	女性問題についての研修機会の提供、ガイドラインの作成および活用など、セクシュアルハラスメントを防止するための啓発活動の推進に努めます。	秘書広報課 人権政策課 学校教育課 商工観光課	194

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

□現状と課題

321ア

●国においては平成11年6月の男女共同参画社会基本法、鳥取県では平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例が制定され、本市においても平成13年4月、男女共同参画社会の実現に向け「第2次くらし男女共同参画プラン」の見直しを行い取り組みを進めてきました。また平成16年12月には男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「倉吉市男女共同参画推進条例」を制定し、その強化を図っています。

●少子高齢化が急速に進み、国際化、高度情報化など大きく変化しているなか、女性の社会進出も著しく増大していますが、女性を取り巻く環境が整っていない状況があります。

●地域、職場、家庭内においても、固定的役割分担意識の改革を図り、女性に対する暴力の防止、介護や育児に対する支援体制の整備、雇用の場における男女の格差の改善を図ること等、男性も女性も個性を発揮できる社会づくりに向けての環境の整備や、男女平等意識を高める教育や広報・啓発に努める必要があります。

●セクシャル・ハラスメントは女性の人権を軽視し侵害する行為であり、女性が不当な扱いを受けないように注意する必要があります。

●男女共同参画社会に関する市民啓発を推進するため、図書資料を充実する必要があります。

□基本方針

321ア

○男女がお互いの個性を尊重しあい、対等な構成員として自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会を確保できる社会をめざします。

○固定的な役割分担意識の解消や、女性の人権に関する理解を促進するため学習、啓発活動を推進するとともに、女性に対する暴力の根絶を図ります。

	□基本計画	担当課	No.
相談支援組織体制の確立	鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との窓口の連携強化を図り、鳥取県男女共同参画推進員制度を活用し女性の人権問題の解決に向けた取り組みを推進します。	人権政策課	195
情報の収集・提供	市民、自主活動グループ、女性団体などが求める質の高い情報を積極的に収集するとともに、資料情報コーナーの充実に努めます。	人権政策課 人権文化センター 図書館	196
啓発の推進と学習機会の提供	市民意識を高め、理解を深めるための啓発・広報を推進するとともに、質の高い学習機会を提供します。	人権政策課 人権文化センター	197
調査・研究の推進	男女共同参画推進施策の基礎資料となる、市民意識や生活実態の把握に努めます。	人権政策課	198
職員研修と資質の向上	職員の資質向上を図るため研修を充実し、希望・意欲に対応する学習相談、小グループの活動を支援する情報提供、学習の場の整備に努めます。	職員課	199

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における男女共生教育の推進

□現状と課題

322ア

- 男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、人権意識に基づいた男女共同参画社会を推進するため、学校、保育所、幼稚園、地域において、乳幼児期から男女平等意識を育成して行く必要があります。
- 就学前教育の取り組みは、保育所や児童館などとの連携により推進していますが、個別テーマ毎の啓発を図るなど一層の充実が求められています。
- 就学前教育における様々な実態に的確な対応をするため職員資質の向上が必要です。

□基本方針

322ア

○男女の違いを認め合い、互いに尊重し合い、助け合っるとともに活動できる子どもの育成に努めます。

□基本計画		担当課	No.
同和保育の充実	倉吉市同和保育指針に基づき、互いの違いを認め合い、ともに支え合い励まし合う仲間づくりを推進します。	福祉課	200
人権教育としての性教育の推進	男女の違いを認め合い、生命を尊重し、自分自身の性を肯定的に認識し、よりよい人間関係を築いていくため、性教育を充実します。	福祉課	201
職員研修の充実	男女共同参画の視点に基づく保育についての研修を充実します。	職員課 福祉課	202
保護者の啓発	家庭と保育所とが共通認識に立って保育できるようにするため、保護者会などを通じて男女共生教育の啓発を推進します。	福祉課	203

イ 学校教育における男女共生教育の推進

□現状と課題

322イ

●人権教育の一環として、教育課程の中心に男女共生教育を位置づけ、学習を深めるとともに、啓発活動に努めることが大切です。

□基本方針

322イ

○男女共同参画社会の実現に向けて、互いに個性を持った一人の人間として尊重し合うとともに、一人ひとりが能力や個性を十分に発揮できるよう指導の充実を図ります。

□基本計画		担当課	No.
性教育の充実	学校の全教育活動のなかで、性の理解と人権尊重を認識する教育の充実を図り、さらに、女性の人権の尊重に向けて、男女の精神的、肉体的な違いを正しく理解し、互いの命の大切さ、男女が互いに個性ある人間として尊重し合い、行動することが出来る児童・生徒の育成を図ります。	学校教育課	204
教職員の資質と指導力の向上	教職員自らが、男女共同参画社会の実現における責務を自覚し、具体的実践を通して資質と指導力の向上に努めます。	学校教育課	205
保護者の啓発	家庭や地域社会のなかで、女性の積極的な社会参加と自立を図るための啓発に努めます。	学校教育課	206

ウ 社会教育における男女共生教育の推進

□現状と課題

322ウ

●女性の自立や地位向上のため、男女共同参画の視点に立ち、女性の社会参加を積極的に促進し、啓発活動を推進するとともに、引き続き女性団体の育成・活動支援を行っていくことが大切です。

●女性の立場は固定的役割分担意識の中で、家事・育児・介護など負担が重くなっています。女性も男性も家庭や社会において対等な構成員としての役割を担い、男女共同参画社会を確立することが大切です。女性問題を人権問題としてとらえ、女性の積極的な社会参画意識を高めるとともに、男性の意識を改革することが求められています。

□基本方針

322ウ

○男女がともに社会に参画し、責任を分かち合い、自らの個性と能力を発揮し、社会の様々な分野で活躍できるよう学習機会を拡充し、地域や職場におけるリーダーの養成に努めます。

□基本計画		担当課	No.
生涯各時期における学習の推進	男女一人ひとりが持っている個性と能力が十分発揮できるよう、生涯各時期に適した学習機会を提供し、男女平等の視点に立った事業を推進します。	生涯学習課 人権政策課	207
団体の育成、援助による指導者の養成と資質の向上	女性の自立や地位向上に向けての担い手としての女性団体、グループの育成援助を推進し、社会参加の促進に努めます。	人権政策課 生涯学習課	208
啓発資料の整備と活用	鳥取県男女共同参画センターなど各関係機関とネットワークを図り、啓発資料を整備し、多様な活用に対応できるよう努めます。	人権政策課	209

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

□現状と課題

323

●社会教育関係団体が、女性問題に対する理解を深め、問題解決に向けて積極的に自主活動を行っていくためには、今後も各団体へ各種の情報および研修の場を提供しながら連携して意識変革の啓発を推進していくことが必要です。

●各種の社会教育関係団体の自主的な学習活動は、会員個人の学習ニーズの多様化により幅広いものに盛り上がりを見せていますが、学習内容が「入門編」までで終わってしまう傾向にあり、学習の深まりが望まれます。今後、男女共同参画社会づくりに向け、団体、グループと行政および生涯学習関連施設・機関がともに視点を明確化しながら、新しい学習プログラムづくりを進める必要があります。

□基本方針

323

○各団体の女性問題に対する自主活動と連携し、啓発活動を推進します。「自分を見る、女性を見る、社会を見る」を学習プログラムの柱にし、各団体の主体的な意識変革の実践を支援していきます。

□基本計画		担当課	No.
指導者の育成	学習プログラム開発やそれに基づく学習の展開は、学習の企画・運営にかかわる担当者の力量を高めることで大きな進展となります。また、社会教育関係団体における指導者の役割も重要であり、その育成に努めます。	生涯学習課	210

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

□現状と課題

331

●国においては平成11年6月の男女共同参画社会基本法、鳥取県では平成12年12月には鳥取県男女共同参画推進条例が制定され、本市においても平成13年4月、男女共同参画社会の実現に向け「第2次くらし男女共同参画プラン」の見直しを行い取り組みを進めてきました。また平成16年12月には男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「倉吉市男女共同参画推進条例」を制定し、その強化を図っています。

●男女が社会の対等な構成員として政策・決定過程の場への女性の参画を促進していくために目標登用率を設定するなど、積極的改善措置をすすめることが必要です。

●女性の社会活動への積極的参画を図るため、女性を対象とした各種リーダー研修会に積極的に参加し、リーダーとしてあらゆる場へ参画・活動出来る人材を育てるなどリーダー養成に努めることが必要です。

●地域、職場、家庭内における固定的役割分担意識の改革を図ることにより、女性が積極的に能力を発揮できる環境を整備する必要があります。

●女性に対する暴力の問題、子育ての両立支援の問題、雇用の場における男女の格差の改善を図ること等、男性も女性も個性を発揮できる社会づくりに向けての取り組みが必要です。

□基本方針

331

○政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図るため、各種審議会・委員会への登用、職域拡大および能力の向上を促進し、女性のリーダー養成を図ります。

□基本計画		担当課	No.
各審議会・委員会への登用	あらゆる分野に女性の意見が反映できるよう、各種審議会などへ積極的に女性の登用を図ります。	職員課	211
リーダーの養成	町内会・自治会の活動、PTA・子ども会活動、女性団体の活動、ボランティア活動など、女性の社会参画の促進を図ります。	生涯学習課	212
各種団体との連携	男女ともに社会活動への参加を促進するため、各種団体グループと連携し、参画を促進します。	生涯学習課 人権政策課	213

2 地位向上

□現状と課題

332

●行政相談員および人権擁護委員の女性登用率は他の審議会委員などに比べ高い状況となっています。

●女性管理職の登用に向けた中間女性管理職の育成が必要です。

●社会のあらゆる分野で女性が方針決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会基本法の基本理念の1つです。性別に関わらず意欲と能力のある人材が広く委員に選任されるよう公募による委員の登用等について働きかけを行う必要があります。

●行政、企業等における女性管理職の登用が少なく、人材育成や職場環境の整備、意識改革の必要性があります。

□基本方針

332

○女性差別につながる偏見を正しながら、因習や慣習などの改善を図り、男女が職業生活と家庭生活をより良く両立できる地域社会の実現や、あらゆる分野での女性の地位向上に努めます。

□基本計画	担当課	No.
-------	-----	-----

女性の管理職の登用	男女雇用機会均等法の趣旨に沿った女性の管理職への登用を促進します。	職員課 人権政策課 商工観光課	214
鳥取県男女共同参画センターとの連携	鳥取県男女共同参画センターとの連携を図り、男女共同参画社会の実現に向け積極的に啓発活動、研修会の開催等を推進します。	人権政策課	215
女性登用の促進	関係機関との連携を深め、行政相談員、人権擁護委員などへの女性の登用に努めます。	総務課 人権政策課	216

第4節 就労・雇用の促進

1 企業への啓発推進

□現状と課題

341

●就労と子育ての両立支援や雇用の場における男女格差の改善を図る等、男女が個性を發揮できる社会づくりに向けての取り組みが必要です。

●男女雇用機会均等法などにより、女性への労働条件・職種等の改善が見られるものの、経済情勢の悪化により、派遣社員、臨時雇用など不安定要素の多い職場に女性が雇用されています。今後企業・事業所に対して労働条件の整備や快適な職場づくりを関係機関と連携し、啓発していく必要があります。

□基本方針

341

○男女がともに、家庭と仕事の両立が図れるよう、育児休業や介護休業制度など、職場における労働条件の整備及び利用を推進し、企業への啓発に努めます。

□基本計画		担当課	No.
労働環境の整備	女性が職場で能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができるよう、関係機関との連携のもとに女性の就業支援に関する情報を提供します。	人権政策課 商工観光課	217
職種・職域の拡大	職種・職域の拡大に努め、採用時における男女平等の推進と職業能力の開発・職業意識の向上に努めます。	商工観光課 学校教育課	218

2 職業の安定

□現状と課題

342

●女性の社会進出が増加するなか、安心して働ける就業環境の整備が大切です。また、企業などにおいて技術革新が進み、専門的な知識・技術が求められており、関係機関と連携し、職業能力開発にも取り組む必要があります。

●保育所、児童館などの児童福祉施設の充実を図りながら、子育てと就労の両立支援を推進し、あわせて各企業に対し育児休業制度の活用など、就労条件の改善を図っていく必要があります。

●農業従事者の約6割を占め、地域農業の担い手として大きな能力が認識されている女性ですが、その反面、経営参画、生活運営といった根幹の部分での女性の立場は、まだ確立されていない現状です。

□基本方針

342

○男女が等しくそれぞれの持てる能力と感性を最大限に発揮し、安心して働くことができるまちづくり、職場づくり施策の推進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
女性意識調査の活用	女性意識調査の分析と就労施策の推進に努めます。	商工観光課	219
女性の雇用拡大	企業誘致に努め、女性の雇用拡大に努めます。また、資格取得、職種・職域の拡大のための情報提供や再就職支援、相談を行い、就職機会の拡大を図ります。	商工観光課	220
就職条件の整備	多様な就業形態における就業条件の整備を促進し、パートタイム労働者の労働条件の改善と雇用の安定、福祉の増進、家庭内労働者の労働条件の向上に努めます。	商工観光課	221

就業環境の整備	育児休業、再雇用、介護・休暇および保育所施設など条件整備の促進に努めます。(保育施設の整備、多様な保育需要への対応、児童育成環境の整備)	商工観光課 福祉課	222
自営業などの労働条件整備	農業においては、年間2,000時間を目指すなど、農林水産業・自営業などにおける労働条件の確立と推進に努めます。	農林課	223

第5節 社会福祉の増進

1 一人親家庭福祉の充実

□現状と課題

351

●一人親家庭については、生活の経済的基盤を確かなものにするとともに、日常生活面の支援を行うなど、意識啓発も含め社会全体で一人親家庭を支えて行くことが求められています。

●高齢出産、若年出産などハイリスクの妊婦も増加するなか、母性の心身の健康管理は重要であり、母子保健の充実を図ることが必要です。

□基本方針

351

○次代を担うすべての児童が、心身ともに健やかに育つよう、「倉吉市子育ていきいきプラン」を基本とし、児童を取り巻く環境整備を図るとともに、児童館などの整備を進め、児童の育成と女性の社会進出を支援する体制の充実に努めます。

○一人親家庭の生活安定と児童の健全育成を図るため、各種の支援対策の充実や相談事業、就業支援による経済的自立と生活意欲の向上に努めます。

	□基本計画	担当課	No.
母性の保護、女性の健康増進	母子保健指導および異常の早期発見に努め、健康づくりの普及と健康診査の充実を図ります。	長寿社会課	224
新倉吉市子育ていきいきプランの充実及び次世代育成支援行動計画の推進	子育て支援のための基盤整備として、保育所・児童館を中心とした子育てネットワークの整備と保育料の負担軽減に努めます。また、特別保育や放課後児童対策を充実するとともに、児童の遊びの拠点として、児童館(センター)や、児童遊園地の整備に努めます。	福祉課 都市計画課 職員課	225
関係機関との連携	社会的・経済的自立を促進するため、母子自立支援員の活動を充実し、民生児童委員、母子寡婦福祉推進員をはじめ関係機関との連携を密にしながら、就業指導などの相談機能の充実を図ります。	福祉課	226
一人親家庭の生活の安定と向上	就業に向けて教育訓練経費を助成するほか、児童の就学資金、療養、就職に対する貸付金など各種支援制度を活用し、一人親家庭の生活の安定と向上を図ります。	福祉課	227
介護への啓発	介護を社会全体で分かち合う観点に立った施設やサービスの充実とあわせて、ボランティア活動を支援する環境整備に努めます。	福祉課	228
子育て支援事業の推進	仕事と育児の両立を推進するため、家庭生活支援員派遣事業など保育サービスの情報提供とあわせて、ファミリーサポートセンター設立に向けての研究に努めます。	福祉課	229

2 高齢者福祉の充実

□現状と課題

352

●高齢化に伴い、脳卒中など生活習慣病の発症が多く、若年から高齢に至るまでの健康管理が重要であり、健康づくりの推進を図る必要があります。また、平成12年5月に高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が施行され、要援護高齢者や家族を支援するとともに、介護教室などを開催し、介護への意識啓発などに取り組んでいます。

●母子・寡婦家庭の母などのケアの必要な人が、健やかに安心して過ごすために、経済的自立のための就労支援などの援助体制を充実させるとともに、相談体制を充実させる必要があります。

□基本方針

352

○すべての高齢者が、生涯幸せに暮らすためには、若年期からの健康づくりや経済的、精神的自立を図るため、介護を分かち合う啓発活動の充実に努め、高齢者の社会参画の促進を図ります。

	□基本計画	担当課	No.
在宅福祉サービスの充実	在宅における医療、福祉サービスの充実を図るとともに、介護のためのマンパワーの確保に努めます。	長寿社会課	230
健康づくりの推進	運動・栄養・休養などの健康づくりの推進に努め、家庭女性・自営業女性などを対象とする健康診査、健康教育などの推進とあわせて、高齢者の生きがいを高め社会参画の促進に努めます。	長寿社会課	231
一人親家庭などへの福祉対策	一人親家庭などへの福祉対策の充実と就業援助対策の推進に努めます。	福祉課	232
啓発活動の推進	男性の介護への意識を変革し介護活動への参加を促進するため、高齢者介護システムの確立を図り、介護を女性に固定化しないための配慮に努め、啓発活動を推進します。	長寿社会課	233

第4章 在住外国人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 国籍条項

□現状と課題

411

●自治体の責務は、外国人を含む住民の人権を守り、福祉や生活の向上を図り、地方自治を推進することであり、外国籍の人に対する外国人登録法や出入国管理令などの課題や参政権についての慎重な対応が求められています。

●在住外国人の相談員などによる実態把握と地位の確立が必要です。

□基本方針

411

○働く権利は、いわゆる「健康で文化的な生活を営む権利」を享有するために最も重要であり、国籍に関係なく職業選択の自由と働く権利が保障されるように努めます。

□基本計画		担当課	No.
公務員への採用	国家公務員法および地方公務員法は、人事院規則8-18の第8条に国籍条項が規定されておりますが、本市においては国籍による採用の禁止を認める国籍条項を設けていませんので、原則的には在住外国人の任用は可能であります。在住外国人の働く権利と職業選択の自由を保障するため職員への採用に努めます。	職員課	234
企業への採用促進	在住外国人に対する企業における採用は、通常の募集形式による選抜過程において行われているため厳しい状況にあります。今後、労働行政関係機関・倉吉公共職業安定所と連携を強化しながら雇用の促進に努めます。	商工観光課	235
地位の向上	在住外国人の地位の確立を図るため、自治体の諮問機関への参画や地域社会の様々な委員会および各種団体活動への参加を促進します。	職員課	236
諸権利の保障	在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する、基本的人権・民族教育・社会福祉などの充実を図り、日本国民と同じ権利の保障に努めるとともに、民族的アイデンティティーの確立に努めます。また、各自治体では地方に限り参政権を与えてもよいとの決議がなされていますが、その是非について調査研究を進め慎重な対応に努めます。	総務課 人権政策課	237

2 個人情報の保護

□現状と課題

412

●個人情報の保護を徹底するため、職員研修による職員資質の向上を図ることが必要です。

●人権教育の一環としての国際理解教育では位置づけを明確にし、目標、内容、方法などを創意工夫することが必要です。

□基本方針

412

○在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する民族的な偏見や差別が根強くある現実を踏まえ、個人の情報に関する事項について検討を行い、個人情報の保護に努めます。

□基本計画	担当課	No.
-------	-----	-----

職員研修の充実	正しい歴史に学び在日韓国・朝鮮人に対する偏見と差別を解消し、資質の向上を図り的確な対応に努めます。	職員課	238
国際理解教育の推進	すべての民族が自己の言葉を使用し、自己の文化を継承・発展させることは、国際人権規約が保障する「文化的発展を追求する権利」を含む自決権であり、すべての民族が享有する権利です。したがって、在住外国人、特に在日韓国・朝鮮人の子どもたちが自己の言語と文化に接触する機会は、民族固有の権利として尊重され、かつ、保障されるよう、母国の文化や言語を学習する機会を保障することで、子どもたちが誇りを持って民族名を使用し、ともに学ぶことができる教育環境の醸成に努めます。	学校教育課	239

3 人権侵害の救済と擁護

□現状と課題

413

- 博物館では、ハンゲルでの表記は考古資料展示説明文の一部にとどまっており、順次拡大していく必要があります。
- 国際化の進展において、市民に対する啓発が不十分であるため、図書館は、図書資料を充実する必要があります。
- 今日、東南アジア諸国の人々を中心に、結婚や就労などで本市に在住されている人が増加の傾向にあり、外国人に対する偏見や差別の解消を図るため、異文化の理解と人権意識を高める啓発活動の充実を図る必要があります。
- 国際化時代を反映して、市内における在住外国人の増加に伴い、外国人に対する相互理解もみられるものの、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、他国への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。このようななか、国際理解を推進するため外国人の生活相談窓口の設置、外国語表記による生活情報の提供に取り組む必要があります。

□基本方針

413

- 在住外国人の人権擁護の課題に対する担当窓口を充実し、多文化、多民族社会観の形と共生する社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の充実	在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する偏見と差別を明らかにし、民族・文化・歴史などを正しく学習する機会の提供に努めるとともに、啓発活動の充実を図ります。	博物館 図書館 人権文化センター	240
相談体制の充実	職員の資質向上に努め、各関係機関・団体などと連携を図りながら、生活相談などの体制づくりとその啓発に努め、市民一人ひとりへの人権擁護活動を推進するとともに、安心して生活できるまちづくりに努めます。	人権文化センター	241
外国語での広報・刊行物の発行	市報などの広報や日常生活に必要な各種証明書の案内、諸事業の内容など、外国語での発行と各種案内掲示に努めます。	秘書広報課 総務課	242

在住外国人の権利の保障	在住外国人の実態に基づき、住民としての権利とサービスを楽しむよう、外国人に関わる法律の研究を進めます。	総務課 人権政策課	243
-------------	---	--------------	-----

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

□現状と課題

421ア

- 経済の発展や交通・通信基盤の整備、インターネット等の情報技術の発達を背景に諸外国との交流が、ますます活発化しています。本市においては、外国人登録者数の増加、国籍の多様化など、着実に国際化への波が押し寄せています。このため、社会の仕組みそのものと、諸外国との文化と価値観を尊重し、相互理解を深め共生する社会づくりに努める必要があります。
- 企業・事業所に対して関係機関と連携し、雇用拡大と安心して働ける職場づくりを啓発して行く必要があります。
- 在住外国人に対する各種の生活情報の提供、支援活動を推進する必要があります。今後、鳥取短期大学と連携しながら、公開講座で在住外国人に対する人権問題・国際交流を取り上げ、市民との文化交流を推進して行くことが大切です。
- 在住外国人の置かれている現状や差別の実態について充分把握していないため相互の人権を尊重する感覚が未熟であり、偏見やいじめを受けることを危惧して、本名でなく日本名を用いている現状があります。
- 語学等専門知識を有する職員の養成と確保が必要です。
- 在住外国人に対する指導援助のための相談員の設置が必要です。

□基本方針

421ア

○国際社会における過去のわが国の正しい歴史認識を深め、在住外国人に対する差別の撤廃と人権の保障に向けた啓発活動を推進するとともに、国際交流を促進し相互理解を深め共生する社会づくりに努めます。

	□基本計画	担当課	No.
在住外国人の生活などの実態把握と啓発活動の推進	在住外国人の生活などの実態把握に努め、学習機会や情報提供など行政としての対応と指導方針を確立し、市民への啓発活動とともに、在日韓国・朝鮮人の生活などの実態を把握し、社会保障、就労などの社会生活、教育、法的地位などの問題への対応と市民への啓発活動を推進します。	人権文化センター 人権政策課	244
支援活動の充実	在住外国人や帰化した人に対する支援活動を充実するため、各種の生活情報の提供および国際交流ボランティアの育成を図るとともに、市民との相互交流や文化交流を推進します。	生涯学習課 企画課	245
企業における啓発活動の推進	在住外国人の雇用と職場での心理的安全管理を実現していくため、企業啓発の取り組みを進めてまいります。	商工観光課	246
専門職員の養成と施策の推進	語学研修や体験研修などを実施し、専門知識を有する職員を養成して担当窓口の業務を充実、在住外国人に対する指導援助の推進に努めます。	職員課	247

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における国際理解教育の推進

□現状と課題

422ア

- 国際化の進展の中、保育所にも外国人の乳幼児が入所するようになり、子どもたちの保育環境が大きく変化してきています。外国人の子どもたちへの対応や異文化理解などの国際理解、国際交流などを内容とした保育実践を推進する必要があります。

□基本方針

422ア

○すべての乳幼児の保育を保障し、国際理解教育の保育実践を通してお互いを認め合う人間関係の育成に努めます。

□基本計画		担当課	No.
保育者の国際理解教育の研修の実施	保護者と連携し、各個人に応じた保育実践に努めるとともに、保育者が専門的な知識と指導力を身に付けるため研修を充実します。	福祉課	248
保護者啓発の充実	それぞれの地域(校区単位)で、在住の外国人との交流活動や研修会などを実施し、異文化理解や在住外国人の人権問題について認識を深め、国際理解教育を推進します。	福祉課 人権文化センター	249
保育者の資質と指導力の向上	保育者が国際理解教育への理解を深め、子どもたちの国際的な人権感覚を高め、全面発達を図る保育実践を推進します。	福祉課	250

イ 学校教育における国際理解教育の推進

□現状と課題

422イ

●国際理解の教育(各教科、領域、総合的学習)を通して、自国、他国理解を深めるとともに、お互いを尊重しようとする意識を高めることが大切です。

□基本方針

422イ

○国際社会におけるわが国の立場を自覚した確かな歴史的認識を身に付け、違いを認め合い、相互関係を深め、共に生きる社会を実現しようとする児童・生徒の育成に努めます。

□基本計画		担当課	No.
在住外国人の児童・生徒の指導の充実	保護者との連携と共通理解を図り、具体的な指導援助の体制を確立して、児童・生徒の悩みや不安の解消に努めるとともに、PTAや地域の理解や協力について啓発活動を充実します。	学校教育課	251
教職員の研修の充実と地域教材の充実	在日韓国・朝鮮人問題の指導を充実するため教職員の研修機会を拡充し、地域教材を作成するなど指導計画および指導内容の充実を図ります。	学校教育課	252
国際交流の推進と国際理解教育の充実	姉妹都市との相互訪問や絵画などの文化交流、スポーツ交流などを推進するとともに、国際理解教育の充実に努めます。	企画課	253
推進体制の充実	国際交流員をはじめ地域ボランティアを充実し、国際理解、国際交流の推進体制を整備します。	学校教育課 企画課	254

ウ 社会教育における国際理解教育の推進

□現状と課題

422ウ

●国際化時代を反映した市内在住外国人の増加に伴い、外国人に対する相互理解について進展もみられるものの、依然として在住外国人の人たちの文化や慣習に対し、無理解、憶測、偏見などによる情報をもとに行動することがあるため、それらの原因で差別事象が発生する傾向があります。市民に対し国際理解を深める学習機会を提供するとともに、外国人の生活相談窓口の設置、外国語表記による生活情報の提供、在住外国人に対しての講座を開催する等、在住外国人にとって暮らしやすいまちづくりに努める必要があります。職員の語学研修等専門研修を推進することも必要です。

□基本方針

422ウ

○内なる国際化の実現と国際交流を積極的に推進するため、行政および生涯学習関連施設での在住外国人の人権問題や、国際理解のための学習や啓発活動を充実するとともに、在住外国人の学習機会や情報の提供に努めます。

□基本計画		担当課	No.
在住外国人の学習機会・情報の提供	在住外国人との懇談会や交流会を開催し、学習や情報などのニーズを把握し、在住外国人の団体やグループと連携して行政、生涯学習課・公民館及び人権文化センターで講習会や研修会の実施に取り組みます。また、広報物の外国語での発刊や各種の生活情報などの提供に努めます。	生涯学習課 企画課	255
市民の学習・啓発活動の充実	生涯学習関連施設における学習機会の設定、図書・教材などの整備を図り、部落解放研究倉吉市集会などの人権啓発事業の内容を充実します。また、研修会などを支援するため、生涯学習課の人材派遣事業を推進します。	図書館 人権政策課 企画課 生涯学習課 人権文化センター	256
職員研修と資質の向上	在住外国人に学習や情報を提供するため、行政職員特に施設職員の語学研修など専門的な研修を実施し指導援助に努めます。	職員課	257
交流活動事業の推進	内なる国際化を実現するため、在住外国人との相互理解を深める交流活動事業を推進します。	企画課	258
国際交流ボランティアの育成	市民の国際交流や国際理解教育を推進するため、国際交流ボランティアの育成に取り組みます。	企画課	259

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

□現状と課題

423

●地域社会の人権啓発・教育に大きな影響力をもつ社会教育関係団体の役員等に対し、リーダーとして活躍ができるような研修機会の提供に努める必要があります。

□基本方針

423

○社会教育関係団体などの自主的な学習活動や地域活動を推進するため、在住外国人の人権や国際理解教育についての研修機会や情報、指導者の提供に努めます。

□基本計画		担当課	No.
社会教育関係団体の自主活動の促進	社会教育関係団体の啓発活動や地域活動を促進するため、講座などの開設および研修派遣、情報提供、人材派遣などの支援体制の充実を図ります。	生涯学習課 人権文化センター	260

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

□現状と課題

431

●在日外国人の社会参画を推進のためには、それぞれの意見や要望が反映できる場面の創出が必要です。

●日本と韓国・朝鮮との間において、過去に不幸な歴史的経緯があり、このことで差別や偏見が解消されていない現状も根づよく残っており、歴史や社会、文化の正しい理解と認識に努めなければなりません。

□基本方針

431

○在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人に対する差別撤廃とその人権を擁護するため、必要な環境づくりと住民の意識形成を図り、在日外国人の各種の社会参画の促進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
学習機会・情報提供の保障	実態調査の分析をもとに、在日韓国・朝鮮人の要望を把握する中で、各種研修会・講習などを開催するなど、学習機会・情報提供に努めます。	生涯学習課 人権文化センター	261
啓発活動の充実	在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人に対する差別と偏見の解消のため、在日外国人が持っている言語・文化に学びながら、市民を対象に異文化を尊重する学習機会の提供と啓発活動の充実に努めます。	企画課 人権文化センター	262
各審議会・委員会への登用	各種審議会・委員会への登用を促進し、在日韓国・朝鮮人や在日外国人の要望や意見が施策に反映できるように努めます。	職員課	263

第4節 就労・雇用の促進

1 就職の促進・安定

□現状と課題

441

- 市職員の採用において国籍条項はもうけていませんが、在住外国人の職員はいないのが現状です。
- 在住外国人の就職差別解消に向けての企業・事業所に対し、関係機関と連携し啓発を行うとともに、就職についての相談活動を展開して行く必要があります。

□基本方針

441

- 学校教育の充実と企業育成・啓発活動を充実し、関係機関との連携により、きめ細やかな相談活動と指導を行い、適性に応じた雇用を促進します。

	□基本計画	担当課	No.
倉吉市同和対策雇用促進協議会の活用	倉吉市同和対策雇用促進協議会の活動の輪を広げ、在住外国人の児童・生徒の就職促進に向けた活動の充実に努めます。	商工観光課	264
「在住外国人実態調査」の活用	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会調査研究部会で実施された「在住外国人実態調査」により、問題点を明らかにし、要望・要求の把握と分析に努め、問題解決に向けて、企業・倉吉公共職業安定所と連携した具体的対応策に取り組みます。	商工観光課	265
公務員の門戸開放	在住外国人の雇用促進に努めます。	職員課	266

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

□現状と課題

451

●国際化が進展するなかで、市内に在住している外国人が、生活文化、言葉、生活の違い等から当惑や不安を感じている人が少なくありません。外国人に対する理解を深め、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることが必要です。

●本市では、無年金の在住外国人に対し、平成7年度から倉吉市在住外国人高齢者・障害者特別給付金を支給し、生活支援を行っています。

●本市に外国人登録を行っている人の国民健康保険への加入状況は、平成16年3月末現在で68世帯87人です。しかし加入については、1年以上わが国に滞在すると認められる者となっています。また国民年金については、加入条件は日本人と同様で第1号被保険者が65人、第3号被保険者が11人です。

●在住外国人を地域とともに暮らす住民として、文化や宗教、価値観等を認め合い、安心・快適に暮らせる環境づくりが必要です。

□基本方針

451

○在住外国人の実態把握に努め、すべての人が住みやすいまちづくりを目標に外国人との交流を深め、お互いが理解し合える地域づくりに努めます。

□基本計画		担当課	No.
人的体制と相談体制の充実	人的体制の充実を図り、在住外国人の多様なニーズに対応する相談体制の充実を図り、在住外国人の方が住みやすいまちとなるよう努めます。	総務課 市民課	267
生活実態把握の実施	生活実態把握に努め、国内における生活と法的地位、社会保障・社会福祉、就職・就労に代表される社会生活上の課題、社会的地位の向上、民族性の尊厳について調査研究し、的確な施策の推進に努めます。	人権文化センター	268
国民健康保険・国民年金への加入促進	現在、外国人に対する国民健康保険の加入資格は、在留期間が一年以上となっています。また、国民年金については長期間の加入が必要なため、加入についてなかなか理解が得られていません。しかし、在住外国人の人たちも、安心して生活ができるように受給権の確保を講じなければなりません。さらに、企業・事業所に対しても、差別的な雇用が行われないように啓発活動を行い、未加入者の解消に努めます。また、「倉吉市在住外国人高齢者・障害者特別給付金支給要綱」の充実を図り、ひとしく市民としての権利向上に努めます。	市民課 長寿社会課	269
外国人との交流事業の推進	本市に在住している外国人との交流する場を提供し、市民の積極性を引き出し、異文化・異民族の尊重を図り相互の理解に努めます。さらに、在住外国人が相互に交流し支え合い、本市のまちづくり事業や地域活動などに参加できるよう努めます。	企画課	270

生活環境の改善	生活文化、習慣などの違いから、外国人に対する差別と偏見は根強くあり、学校・社会教育などと連携を強め、人権啓発の推進を図るとともに、生活基盤の充実に努め地域での生活保障を図ります。	総務課 人権文化センター	271
---------	---	-----------------	-----

第5章 先住民族の権利回復の実現

第1節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

□現状と課題

511

●個人と個人との平等が達成される取り組みと同様、民族と民族の真の平等が、達成され普遍的な人権保障が確立される社会を目指す必要があります。

□基本方針

511

○アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解し、アイヌ民族の権利回復の実現に向けた啓発に努めます。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の推進	関係機関・団体と連携して講演会、人権パネル展などを開催し、職員および市民への啓発を推進します。啓発資料の作成および情報などの提供に努めます。	人権文化センター	272

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 学校教育における多文化教育の推進

□現状と課題

512ア

●アイヌ民族をはじめ、先住民族についての学習を教育課程のなかに位置づけ、正しい理解を深めることが大切です。

□基本方針

512ア

○アイヌ民族の歴史とその文化、日本社会に今なお根強く残る偏見や差別の学習を通して、先住民族としてのアイヌ民族に対する正しい理解を深める指導を充実します。

□基本計画		担当課	No.
指導内容の充実	児童・生徒のアイヌ民族に対する正しい歴史認識のため、教職員の研修を深め、地域教材の発掘とその活用に努めるとともに、アイヌ民族をはじめ、世界の先住民族(他民族)に関する図書、教材などを充実します。	学校教育課	273

イ 社会教育における多文化教育の推進

□現状と課題

512イ

●先住民族についての図書資料が不十分で、多くの市民が歴史や実態を知らない状況にあるため、これらに関する資料などの充実が必要です。

●解放文化祭への展示協力と啓発パネルの借用展示などを積極的に実施し、市民啓発することが大切です。

□基本方針

512イ

○北海道ウタリ協会などと連携を取り、生涯学習関連施設を中心に市民の学習機会や情報の提供に努めます。

□基本計画		担当課	No.
学習機会の設定と啓発活動の推進	各施設が連携して、研修会の開催および啓発資料の作成を推進します。また、博物館、図書館での資料展示や図書の充実を図ります。	図書館 博物館 人権文化センター	274

3 社会教育関係団体の自主活動の促進

□現状と課題

513

●地域社会に影響力をもつ社会教育団体を対象とした様々な学級・講座は行われていますが、その中でも人権に関する学習、特に先住民族の人権学習は他と比較して少ないため、多くの情報提供に努める必要があります。

□基本方針

513

○社会教育関係団体の啓発活動を促進するため、生涯学習課をはじめ各生涯学習関連施設の支援体制の整備を進めます。

	□基本計画	担当課	No.
社会教育関係団体の学習、啓発活動の促進	生涯学習関連施設との連携活動として、研修会・講演会を開催するなど啓発活動への取り組みを推進します。	生涯学習課 人権文化センター	275

第6章 子どもの人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 虐待・いじめ・不登校問題

□現状と課題

611

●いじめ、不登校問題について、その把握に努めるとともに、仲間づくり、授業づくりを通して魅力ある学校づくりに努めることが大切です。今後、教職員の研修に努めるとともに、保護者および関係機関などの連携を深め、問題の解決に取り組む必要があります。

●家庭で起こる児童虐待は、子どもにとっては最も深刻な人権侵害であり、多発する傾向が見られます。

●子どもたちの間で起こっている、さまざまな問題を子どもたち自身の問題としてとらえるのではなく、私たち大人に対する子どもたちの悲鳴や警鐘として、受け止める必要があります。

□基本方針

611

○学校体制の指導理念として、「弱い者をいじめることは、人間として絶対許されない」と毅然たる態度を育てるとともに、教師はいじめられている側の立場に立った親身な指導を行い、子どもの発する危険信号を敏感に察知するよう努め、家庭・学校・地域とで連携し、児童虐待・いじめ・不登校の解決を図ります。

○児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するものであり、発生予防・早期発見・早期対応・自立への支援等、関係機関をはじめ地域住民と連携して取り組みます。

□基本計画		担当課	No.
学校運営の充実	実効性のある指導体制の確立を図り、事実関係の究明および迅速かつ正確な把握に努め、教育的指導と弾力的な対応を進め、児童虐待や差別、いじめなどを許さない学校運営を推進します。	学校教育課	276
家庭・地域との連携	児童虐待・いじめ・不登校に対する保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識する適切な情報提供を行い、真の「心の居場所」となる家庭づくりに努め、家庭を側面から支援する役割を推進します。	学校教育課	277
研修会の充実	教職員による児童虐待・いじめ・不登校問題の解決のための実践的な研修を深めるとともに、一つの事例を通して現実にある課題を保護者・地域に提起し、子どもの人権に関わる問題は、大人一人ひとりの課題として受け止められるよう各種講演会・研修会を開催し、保護者・教員の資質向上を図ります。	学校教育課	278
相談体制の充実	児童虐待やいじめ、不登校問題等が明らかになった場合、児童・生徒及びその家族が安心して相談できる体制づくりを図るため、スクールカウンセラーや児童相談所、うつぶき教室、はごろも教室、中部地区内の「いじめ電話相談」等関係機関との連携をとり、多面的な子ども理解によるきめ細かな支援体制や相談体制の充実を図ります。	学校教育課	279

関係機関との連携	倉吉児童相談所やうつぶき教室、はごろも教室等との連携をはじめ、中学校区における関係機関の連絡協議会を充実させ、児童・生徒の生活実態をはじめとする情報交換を行い、地域全体で児童虐待・いじめ・不登校等をなくする体制づくりに努めます。	学校教育課	280
職員の体制充実	すべての教職員は、子どもたちの心のケアが一層求められていることを認識し、児童・生徒の立場に立ち、内面の理解を深め、心と心が触れ合う人間関係を築き上げるという基本的な姿勢の向上に努めます。	学校教育課	281
保護者・教職員に対して	子どもたちが示す「いじめ」問題や「自殺」事件、「荒れ」「非行」などの行動が、大人や地域社会に対する告発や要求であると受け止め、子どもたち一人ひとりの生活にかかわっての深い認識のもとに、家庭・地域との緊密な連携を基に、子どもたちの人権に関する課題解決に向けて「人権文化の創造」に努めます。	学校教育課	282
家庭児童相談機能の強化	個別化、複雑化する相談に対して適切な指導助言が出来るよう家庭児童相談員の研修などを推進します。	福祉課 職員課	283
児童虐待防止ネットワークの推進	児童虐待の早期発見のため、要保護児童に関する通告義務などについての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、医師、保健所等関係機関との連携体制の整備を行います。また平成17年度から児童福祉法改正にともない相談体制のさらなる充実を図ります。	福祉課 学校教育課 職員課	284

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

□現状と課題

621ア

●子どもの権利に係る法の整備が進められてきましたが、少子化、核家族化等により、社会環境が大きく変化し、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。子どもを安心して育てやすい社会環境を整備する必要があります。

□基本方針

621ア

○子どもの権利条約の理念と精神に学び、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心が豊かになるような人権文化の充実に努めます。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の充実	子どもの権利条約の理念や精神をもとに、条約や原則および規定などが具体的に理解されるよう、幅広く啓発活動を推進します。	学校教育課 人権文化センター 人権政策課 福祉課 図書館 生涯学習課	285
子どもたちに対して	人もそれぞれ違うということを認め合うことから人権尊重の精神が広がることを基本に、個性を尊重し、自分を大切にすることが他人に対するやさしさを育てるということを学び合えるよう努めます。	学校教育課 人権文化センター 福祉課	286
家庭児童相談機能の強化	個別化、複雑化する相談に対して適切な指導助言が出来るよう家庭児童相談員の研修などを推進します。	福祉課 職員課	287

2 生涯学習関連施設における啓発・教育の推進

ア 就学前教育における同和保育の推進

□現状と課題

622ア

●乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所等は家庭や地域と連携しながら、同和保育の推進に努める必要があります。

□基本方針

622ア

○一人ひとりの人権を尊重し、差別を生まない人間関係づくりに努めるとともに、個性を認め合う人間として自立できる保育をめざします。

□基本計画		担当課	No.
職員研修の確立と指導力の向上	すべての保育士が部落差別の現実に学び、その責務を自覚して保育実践に努めるため、職員研修の確立に努めます。	職員課 福祉課	288

イ 学校教育における人権同和教育の推進

□現状と課題

622イ

●家庭や地域社会において、少子化、核家族化が進み、子どもの人権に対する理解と認識が十分なされていない状況があります。

□基本方針

622イ

○児童憲章や児童の権利に関する条約等で子どもに保障されている各種の権利を守り、子どもが健やかに育つ環境づくりを学校、家庭、地域との連携を図りながら推進します。

□基本計画	担当課	No.
-------	-----	-----

保護者・教職員に対して	子どもたちが示す「いじめ」問題や「自殺」事件、「荒れ」「非行」などの行動が、大人や地域社会に対する告発や要求であると受け止め、子どもたち一人ひとりの生活にかかわっての深い認識のもとに、家庭・地域との緊密な連携を基に、子どもたちの人権に関する課題解決に向けて「人権文化の創造」に努めます。	学校教育課 生涯学習課	289
子どもたちに対して	人もそれぞれ違うということを認め合うことから人権尊重の精神が広がることを基本に、個性を尊重し、自分を大切にすることが他人に対するやさしさを育てるということを学び合えるよう努めます。	学校教育課 人権文化センター	290
子どもの人権の尊重及び保護	幼稚園・保育所・学校・家庭・地域の連携を深め、幅広い子育てネットワークの構築を図るとともに、子どもの人権擁護の視点をもち、命の大切さや人権意識の高揚をめざし、啓発・教育活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課	291
学校運営の充実	実効性のある指導体制の確立を図り、事実関係の究明および迅速かつ正確な把握に努め、教育的指導と弾力的な対応を進め、児童・生徒の立場に立った差別やいじめを許さない学校運営を推進します。	学校教育課 生涯学習課	292

ウ 社会教育における人権同和教育の推進

□現状と課題

622ウ

●少子化が進行し、地域の中で子ども同士が触れ合う機会が減り、社会のつながりが希薄になっている状況があります。児童虐待が大きな社会問題となり児童の権利が侵害されています。

□基本方針

622ウ

○子どもにも守られるべき人権があることを、家庭や地域に広く啓発しながら、命の尊さや仲間の大切さを学び、地域における人権意識の高揚に努めます。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の充実	子どもの権利条約の理念や精神をもとに、条約や原則および規定などが具体的に理解されるよう、幅広く啓発活動を推進します。	学校教育課 人権文化センター 人権政策課 福祉課	293
子どもの人権の尊重及び保護	幼稚園・保育所・学校・家庭・地域の連携を深め、幅広い子育てネットワークの構築を図るとともに、子どもの人権擁護の視点をもち、命の大切さや人権意識の高揚をめざし、啓発・教育活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課	294

第7章 高齢者の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 虐待問題

□現状と課題

711

●高齢者に対する虐待が深刻な社会問題となっており、また、虐待を受けている高齢者の多くが要介護または要支援を受けており、高齢者の中でも弱い立場の人が対象となっています。早期発見と相談体制の整備及び関係機関との連携を図ることが必要です。

□基本方針

711

○高齢者に対する虐待を防止するため、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、高齢者の人権を守るため、早期発見と相談窓口体制の整備に努めていきます。

	□基本計画	担当課	No.
介護対策の充実	介護保険事業、その他の在宅福祉事業などを実施し、要援護高齢者などの自立や介護を支援するとともに、低所得世帯への介護に係る負担の軽減を図り、介護対策の充実に努めます。	長寿社会課	295
介護支援活動の充実(ボランティア活動の育成)	地域におけるボランティア活動を育成するため、自治公民館ごとに介護講習会、食生活講習会などを開催し、福祉のまちづくりの啓発活動を行い人材育成に努めます。また、倉吉市社会福祉協議会、自治公民館、生活相談員、福祉協力員などと連携して地域活動の育成と強化に努めます。	長寿社会課	296
高齢者用の住宅改良等	高齢者・障害のある人が、自宅・地域で自立した生活ができるように住宅改良等の相談に努めます。	建築課	297
介護に対する相談体制の充実	相談体制の充実を図り、在宅福祉事業の充実、とりわけデイサービス施設の利用促進に努めるとともに、介護者対策として、介護講習会への参加を促進するなど、家族の介護疲れの解消を図るよう努めます。	長寿社会課	298
介護保険の充実	援護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、介護保険制度への理解促進に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。	長寿社会課	299
啓発活動の充実	障害のある人や高齢者が、安心して生活出来る地域社会を推進するため、健常者が常に障害のある人や高齢者をサポートできるよう、市民および各種団体などに積極的な啓発を推進します。また、障害のある人が公用・公共施設を活用できるよう市民意識の高揚に努めます。	福祉課 人権文化センター	300
在宅福祉サービスの充実	在宅における医療、福祉サービスの充実を図るとともに、介護のためのマンパワーの確保に努めます。	長寿社会課	301

第2節 啓発・教育の推進

1 啓発推進組織の整備・充実

ア 人権啓発

□現状と課題

721ア

●本市の高齢化率は24.2%（平成16年4月住民基本台帳）となっており、今後も高齢化の進展が予想されます。高齢者が自立し、豊かで充実した人生を送るためには、すべての市民が生涯に渡ってこの問題への理解と心構えをもち、学習に取り組んでいく必要があります。

□基本方針

721ア

○高齢社会の進展に対応するため、関係機関・団体との緊密な連携のもとに、家庭や地域が活気に溢れ、発展していくための事業を推進します。

	□基本計画	担当課	No.
啓発活動の充実	高齢者や障害のある人が、安心して生活出来る地域社会を推進するため、健常者が常に高齢者や障害のある人をサポートできるよう、市民および各種団体などに積極的な啓発を推進します。	福祉課 人権文化センター 人権政策課	302

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

□現状と課題

731

●高齢者は、身体面、経済面で社会的弱者と見なされがちですが、実際には、高齢者の多くは健康で社会的にも十分活躍できる人たちであり、できる限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるような環境づくりが必要です。

□基本方針

731

○高齢者が社会を構成する重要な一員として、地域の中で積極的な役割を果たしていくことができる社会を実現するため社会活動への参加を促進し、高齢者の価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。

□基本計画		担当課	No.
生きがい対策の推進	各種教養講座やレクリエーション、健康づくり事業と連携して高齢者の相互交流を深め、生きがい対策の推進に努めます。	長寿社会課 生涯学習課 図書館	303
高齢者用の住宅改良等	高齢者や障害のある人が、自宅・地域で自立した生活ができるように住宅改良等の相談に努めます。	建築課	304
道路・歩道の整備	高齢者や障害のある人にとって歩道幅員の確保は重要です。このため、歩道上の障害物の撤去や段差の解消を図り、すべての人が安全で安心して通行することができる道路や歩道の整備に努めます。	倉吉駅周辺整備事務所	305
公用・公共施設	高齢者や障害のある人への配慮を進める上で、スロープ・エレベーター・誘導ブロック・自動ドア・誘導チャイムなどの設置に努めます。	福祉課 都市計画課 総務課 生涯学習課	306
交通機関などの整備	高齢者や障害のある人が安心して生活するには、行きたい所に移動できる交通機関の整備が求められており、関係機関・企業と連携し、各種施設の改善整備に努めます。 また地域の人々や道路利用者の主体的な参加により、道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業などが一体となった取り組みを通じて、交通の安全確保を目指します。	企画課 建設課	307
啓発資料の整備と活用	高齢者本人やその関係者が抱える虐待をはじめとした諸問題について、啓発図書・資料の充実および情報提供に努めます。	図書館	308

第4節 就労・雇用の促進

1 就職の促進・安定

□現状と課題

741

●企業における60歳定年制は定着しつつあるものの、定年後の生活を支える基盤となる年金の支給開始年齢は、今後65歳まで順次引き上げられることとなっています。定年後も安心して生活できるよう、高齢者の希望に応じた多様な形態による雇用・就業の機会を確保し、提供するための環境整備が求められています。

□基本方針

741

○高齢者の希望に応じた、多様な雇用の場を確保するため、企業の誘致・育成を図るとともに、職場において高齢者が安心して働き続けることができるよう、企業における環境整備を支援します。

	□基本計画	担当課	No.
長寿社会に向けた雇用の促進及び就労機会の確保	65歳までの継続雇用および中・高齢者の雇用促進への啓発に努めます。	商工観光課 長寿社会課	309
企業の誘致	企業の誘致を図るとともに、既存企業や地場産業の育成に努めます。	商工観光課	310

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

□現状と課題

751

●高齢者が、元気で生き生きと地域で生活していくために、健康づくりを推進していくことが必要です。また、本市の高齢化率は24.2%(平成16年4月住民基本台帳)となっており、一人暮らしや高齢者家庭が増加しています。また、75才以上の後期高齢者の増加により、病弱、ねたきり、認知症などで介護など生活に援護の必要な高齢者の増加が予想されます。平成12年4月、保健、医療、福祉のサービスを総合的に提供し、介護を社会全体で支える介護保険制度が施行され、本市においても「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定し、各種事業を開始しています。しかし、高齢社会の進展に伴い、介護に対する支援とともに、要介護状態への移行を防止するための住宅改良の促進など、施策の充実が求められています。また、高齢者などの介護予防のためにも、生きがいのある充実した生活が送れるよう支援するとともに、援護の必要の有無にかかわらず、地域のなかで自立して、経験や能力が発揮できる体制づくりが求められています。

□基本方針

751

○高齢社会の進展に対応するため、関係機関、団体との連携を図り、「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に定められたサービス目標を着実に実施し、また、健康で生きがいのある、心豊かな人生を送っていただけるよう各種事業の推進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
在宅福祉サービスの充実	在宅サービスを充実し、在宅の要援護者などを支援するとともに、介護のためのマンパワーの確保に努め、地域の福祉向上を図ります。	長寿社会課	311
一人暮らし老人・高齢者世帯への支援	一人暮らし老人・高齢者世帯となっても安心して社会生活が送れるように、地域のネットワークを強化し、地域におけるつながりを強めるよう働きかけます。また、一人世帯や寝たきり世帯などについては、緊急連絡体制づくりとして緊急通報システムの拡充を図ります。	長寿社会課	312
介護対策の充実	介護保険事業、その他の在宅福祉事業などを実施し、要援護高齢者などの自立や介護を支援するとともに、低所得世帯への介護に係る負担の軽減を図り、介護対策の充実に努めます。	長寿社会課	313
生きがい対策の推進	各種教養講座やレクリエーション、健康づくり事業と連携して高齢者の相互交流を深め、生きがい対策の推進に努めます。	長寿社会課 生涯学習課	314
介護支援活動の充実(ボランティア活動の育成)	地域におけるボランティア活動を育成するため、自治公民館ごとに介護講習会、食生活講習会などを開催し、福祉のまちづくりの啓発活動を行い人材育成に努めます。また、倉吉市社会福祉協議会、自治公民館、生活相談員、福祉協力員などと連携して地域活動の育成と強化に努めます。	長寿社会課	315
介護に対する相談体制の充実	相談体制の充実を図り、在宅福祉事業の充実、とりわけデイサービス施設の利用促進に努めるとともに、介護者対策として、介護講習会への参加を促進するなど、家族の介護疲れの解消を図るよう努めます。	長寿社会課	316

2 保険・年金の充実(医療保険・介護保険・厚生年金制度・国民年金制度の普及)

□現状と課題

752

●高齢化の進展に伴い、平成12年4月から将来の介護需要に対応するため、保健、医療、福祉のサービスを総合的に提供する介護保険制度が施行され、本市においても「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に基づき高齢者福祉を推進しています。

□基本方針

752

○高齢者が、安心して生活できる高齢社会の実現のため、各種社会保障制度への加入促進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
国民健康保険の充実	国民健康保険の啓発を図り、医療保険制度の充実に努めます。	市民課	317
医療保険・厚生年金への加入促進	将来にわたり安定した生活ができるよう、雇用促進活動の充実と企業・事業主に対して、社会保険制度への加入促進の啓発指導を関係機関と連携して推進し、被扶養者の無年金者の解消に努めます。	市民課	318
国民年金の加入促進	国民年金の受給権確保に向け、経過措置などを適用しながら、未加入者の意識変革に努め、加入促進を図ります。	市民課	319
介護保険の充実	援護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、介護保険制度への理解促進に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。	長寿社会課	320

第6節 保健衛生の推進

1 地域保健の充実

□現状と課題

761

●健康診査、各種検診の受診率が低く、健康づくりを推進するためには、受診率の向上を図る必要があります。乳幼児から高齢者に至る市民全般の健康づくりに対する啓発を行っていくとともに、各種の健診、予防接種などを実施し、高齢者の健康管理を図っていく必要があります。

□基本方針

761

○高齢者が生きがいを持って充実した生活が送れるよう、関係機関、団体との連携を図り、「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に定められたサービス目標の着実な実施を図ります。

	□基本計画	担当課	No.
関係機関との連携	民生児童委員、在宅介護支援センター、保健師などの連携を図り在宅福祉の充実を基本に、高齢者に関する情報収集と福祉サービス提供について適切な対応が出来るよう努めます。また、福祉・保健・医療などの各関係機関との連携を図り、健康づくり事業として、食生活改善推進事業、健康診査、健康相談事業の充実に努めます。	長寿社会課	321
健康づくりの推進	運動・栄養・休養などの健康づくりの推進に努め、家庭女性・自営業女性などを対象とする健康診査、健康教育などの推進とあわせて、高齢者の生きがいを高め社会参画の促進に努めます。	長寿社会課	322

第7節 生活環境の改善

1 住環境の整備

□現状と課題

771

●市民の最も緊密な生活道路は、安全性、利便性を向上し、人にやさしい道づくりや潤いと親しみのある道路整備を進める必要があります。自動車保有台数は、増加しており、観光客などの流入もあり、交通渋滞、違法駐車など諸問題をおこす原因にもなり、計画的な駐車場の整備に努める必要があります。公園と緑地は、ゆとりと潤い、親しみ、ふれあうことの出来る場としての整備を推進していくことが必要です。

●高齢者や障害のある人が、地域社会で安全で安心して生活できる環境づくりを推進するためには高齢者や障害のある人が生活しやすいまちづくりについて市民に啓発することが必要です。

□基本方針

771

○高齢者や障害のある人の自立と社会参画を促進するため、日常生活における暮らしに配慮した住みよいまちづくりを進めます。

□基本計画		担当課	No.
集いの場の整備	住環境を整備するなかで、地区住民が集い、ふれあえる施設の整備に努め、地域住民の憩いの創出を図ります。	体育振興課	323
道路・歩道の整備	障害のある人や高齢者にとって歩道幅員の確保は重要です。このため、歩道上の障害物の撤去や段差の解消を図り、すべての人が安全で安心して通行することができる道路や歩道の整備に努めます。	倉吉駅周辺整備事務所	324

2 住宅の整備

□現状と課題

772

●高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう公営住宅等の施設は改善されつつありますが、今後もより充実した対応を図る必要があります。

●高齢者や障害のある人が自宅で快適な生活を送るため、住宅整備に伴う諸制度の啓発を図る必要があります。

□基本方針

772

○高齢者や障害のある人の自立と社会参画を推進するため、バリアフリーな生活環境の整備を促進します。

□基本計画		担当課	No.
高齢者用の住宅改良等	高齢者・障害のある人が、自宅・地域で自立した生活ができるように住宅改良等の相談に努めます。	建築課	325
公営住宅	公営住宅の整備においては、低層階(1階・2階)を中心に供給し、手すり・スロープを設置し、段差の解消を図るなど人にやさしい住宅づくりに努めます。	建築課	326
民間住宅	住宅金融公庫融資住宅の設計審査などを活用し、人にやさしい住宅建設の相談に努めます。	建築課	327

3 公用・公共施設の整備

□現状と課題

773

- 高齢者や障害のある人の自立と社会参画の促進を図るには、公用・公共施設の改善が急務であり、安心して地域で生活できるまちづくりを推進に努めなければなりません。
- 高齢者や障害のある人が安心して乗降できる低床バスなどの導入が、バス事業者において進んでいる現状であり、県などとの連携により積極的に導入を促進する必要があります。
- 市民が生活する上で、バス交通は高齢者や障害のある人にとって貴重な交通手段となっています。

□基本方針

773

○高齢者や障害のある人が地域で安心して生活でき、市民との交流が促進されるよう、公用・公共施設の改善に努めます。

□基本計画		担当課	No.
公用・公共施設	高齢者や障害のある人への配慮を進める上で、スロープ・エレベーター・誘導ブロック・自動ドア・誘導チャイムなどの設置に努めます。	福祉課 都市計画課 総務課 生涯学習課	328
交通機関などの整備	高齢者や障害のある人が安心して生活するには、行きたい所に移動できる交通機関の整備が求められており、関係機関・企業と連携し、各種施設の改善整備に努めます。また地域の人々や道路利用者の主体的な参加により、道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業などが一体となった取り組みを通じて、交通の安全確保を目指します。	企画課 建設課	329

第8章 身近な差別解消の実現

第1節 身近な差別等の解消

1 個人情報の保護

□現状と課題

811

●情報処理や通信技術を背景とした情報化社会の進展により、個人情報はさまざまな分野で大量に収集・蓄積され、さまざまな場面でその利用・提供が行われています。こうした個人データを利用することが生活に豊かさや便利さをもたらす一方、個人の情報が本人の知らぬ間に外部に漏えいし、利用されるといったプライバシー侵害のおそれが指摘されています。

●インターネットは情報の収集や伝達、コミュニケーションの手段などに利用され、その快適さや便利さの認知とともに利用人口も急増してきました。電子メールやホームページ、電子掲示板等は情報の発信を誰もが自由に、手軽に、不特定多数の人に、しかも匿名で行えることから、プライバシーの侵害や名誉をき損する情報、差別を助長する情報などが掲載されるといった問題も発生しています。

□基本方針

811

○個人情報の保護に関する法令を遵守し、市が取り扱う個人情報の保護に努め、市民啓発活動を推進します。

□基本計画		担当課	No.
個人情報の保護	行政情報のなかの個人情報に係る市民の基本的な人権侵害の防止に努めます。	総務課 情報政策課	330
職員の資質向上	人権侵害につながる身元調査・聞き合わせの現実を踏まえ、その行為の差別性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう指導力の向上に努めます。	職員課	331
民間業者に対する調査、指導などの取り扱い	個人情報の保護について啓発を進めるとともに、民間業者における個人情報の取り扱いに関して、市民から問題提起された場合の対応について、調査・研究を行い的確な対応に努めます。	総務課 人権文化センター 商工観光課 生涯学習課	332

2 感染症・特定疾患など疾病患者の人権保障

□現状と課題

812

●HIV等の感染者、エイズ患者、ハンセン病にかかった人あるいは、医学的に治りにくく社会的な偏見を受けやすい特定疾患等に対する正しい知識と理解が十分でなく、偏見をもとにそれらの人々に対する人権侵害が存在する実態があります。

●社会の偏見・差別があるため、病気にかかっている人が安心して医療を受けることができず、必要な情報提供を受けられなかったり、なかなか相談する場所がないなどの実情があります。

●特定疾患等病気の種類が多いため、あらゆる施設等における対応もその種類や程度に応じて様々であり、医療費が多くかかること、対象者の把握が困難なため住民への周知が難しいなどの問題があります。

□基本方針

812

○無知や無理解から生じる差別や偏見をなくすため、各疾病についての啓発および学習活動を推進し、病気や患者に対する偏見や差別の解消に努めます。

○医療・福祉・教育現場・企業等関係機関の連携により、疾病患者のプライバシーの保護に十分注意を払い、受診時には医療関係者との信頼関係に基づき納得した診療が受けられるよう、また、患者が安心して日常生活を送ることができるよう医療費の負担軽減や福祉の充実に努めます。

□基本計画	担当課	No.
-------	-----	-----

啓発活動の充実	倉吉保健所をはじめ医療機関との連携を図り、エイズ等の感染症検査受診の推進に努めるとともに感染を広げないため、正しい知識と理解を深める啓発・教育を行い、市民一人ひとりの行動の変容を促し予防活動の推進に努めます。	長寿社会課 福祉課 人権文化センター 職員課 生涯学習課	333
相談体制の充実	医療機関・保健所等関係機関と連携し、感染者とその家族の人権とプライバシーを守り、HIV抗体検査を受けやすくし、エイズ等の感染症についての相談体制の充実を図ります。	長寿社会課	334
地域社会の受け入れ	未感染者と感染者とが社会に共存している現実を受け入れることから出発し、正確で適切な情報を提供し、感染者との共存政策の理解を促すための啓発に努めます。また、HIV感染に関しての科学的知識の普及のほか、感染者への支援が必要であることへの理解および偏見・差別を解消する活動への動機づけに努めます。	長寿社会課	335
学校教育との連携	学校教育の中で、エイズ等の感染症に対する誤解や偏見をなくするため、正しい理解を深める性教育の充実に努めます。	学校教育課	336
啓発活動の推進	市民への啓発活動の充実を図り、特定疾患やハンセン病に対する正しい理解と患者に対する偏見や差別の解消に努めます。また、雇用主・担当者の無理解による就職・雇用差別の解消に努めます。	長寿社会課 人権文化センター 生涯学習課	337
地域保健の充実	各特定疾患患者に対応できるよう医療機関・保健所等関係機関との連携を図り、中部地区内における地域医療の充実と医療費の負担軽減に努めます。そして、現在ある福祉施策の見直しと福祉制度の充実を図り特定疾患患者の命と暮らしを守る施策を推進します。	長寿社会課	338
地域住民との連携	地域住民の特定疾患への理解と特定疾患患者への理解を深め、特定疾患患者を支える相互扶助意識の向上に努めます。	長寿社会課	339
小児慢性特定疾患への対応	相談体制を確立し、行政の医療機関への連絡体制および緊急時での対応体制の充実を図ります。保育所・幼稚園、学校において、小児慢性特定疾患の子どもたちの教育が保障されるよう、養護教諭をはじめ教職員の研修を充実し、的確な対応と指導の向上に努めます。	福祉課 長寿社会課 学校教育課	340
実態調査の実施	特定疾患に認定されていない方々の実態把握に努め、相談活動と援護制度の充実および啓発活動の充実に努めます。	長寿社会課	341

相談体制の確立	各病院を中心にして、医師を通して患者同士お互いが支え合う人間関係をつくり、相談体制の確立を図り、生きがい対策の充実を図ります。	長寿社会課 福祉課	342
---------	---	--------------	-----

3 罪や非行を犯した人とその関係者の人権保障

□現状と課題

813

●罪や非行を犯した人や刑を終えて出所した人に対して社会の偏見があり、就職差別や悪意のある噂が流布したり、住居等の確保が困難であるなどの問題があり、本人の更生意欲を阻害する要因になっています。一方、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

□基本方針

813

○罪や非行を犯した人や刑を終えて出所した人が差別や偏見により更生意欲を損なうことのないよう、家庭、職場、地域社会の理解と協力を促すための啓発に努めます。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の推進	市民への啓発活動の充実を図り、罪や非行を犯した人や刑を終えて出所した人及び家族や関係者に対する正しい理解と、偏見や差別の解消に努めます。また、雇用主・担当者の無理解による就職・雇用差別の解消に努めます。	人権文化センター 商工観光課	343

4 性的マイノリティの人の人権保障

□現状と課題

814

●心と身体の性別が食い違っている性同一性障害、同性愛者、異性装者、両性の特徴を併せ持つ状態の人などの性的マイノリティに対する偏見・差別があります。社会的に異質なものとして排除され、雇用面における差別、性の区分に基づく社会生活上の制約に本人が苦しむという問題が生じています。平成15年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、戸籍上の性別変更が可能となりましたが、変更には「現に子どもがいないこと」など適用条件の問題があり、適用除外を求める動きも起きており見直していくことが必要です。

□基本方針

814

○社会の一員として共に働き、共に生きるため、性的マイノリティに関する差別や偏見をなくすための啓発活動の推進に努めます。

□基本計画		担当課	No.
啓発活動の推進	市民への啓発活動の充実を図り、性的マイノリティに対する正しい理解と、偏見や差別の解消に努めます。また、雇用主・担当者の無理解による就職・雇用差別の解消に努めます。	人権文化センター 商工観光課 職員課 学校教育課	344

「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直し」の経過

平成13年3月	第9次倉吉市総合計画
平成13年4月	第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画 策定
平成14年3月	倉吉市における今後の同和行政のあり方
平成15年6月23日	平成15年度第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会 市長が審議会に対し「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直し」について諮問
平成15年11月4日	(平成15年度第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会)
平成16年3月24日	平成15年度第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(進捗状況報告)
平成16年5月11日	平成16年度第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会特別部会(計画体系の整理)
平成16年6月17日	障害者・在住外国人団体との意見交換会
平成16年8月24日	担当課を対象とした「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直し」に係る説明会
～	担当課による見直しの実施(素案(案)の提出)
～	担当課との調整(人権政策課)
～	素案の構成・内容の整理(人権政策課)
平成17年1月18日	平成16年度第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会特別部会(素案審議)
平成17年1月31日	企画審議会(原案決定)
平成17年2月10日	平成16年度第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会特別部会(原案審議)
平成17年2月10日	平成16年度第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(答申案審議)
平成17年2月21日	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会会長から市長へ答申
平成17年2月28日	企画審議会(計画承認)

付属資料

諮問書

発 人 政 第 21号
平成15年6月23日

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会 会長 様

倉吉市長 長谷川 稔

第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直しについて（諮問）

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例第2条の規定に基づき、第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

[諮問理由]

本市におきましては、平成13年4月に「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、「交流と人権尊重のまち倉吉」の実現をめざし、差別解消に向けた諸施策に取り組んでいるところであります。

しかし、計画策定後2年を経過した現在、人権に関するさまざまな事象や新たな人権課題が発生しています。こうした人権をめぐる状況変化を踏まえ、「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直し」について意見をいただきたく諮問いたします。

答申書

平成17年2月21日

倉吉市長 長谷川 稔 様

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会
会長 宇山 眞

第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直しについて（答申）

平成15年6月23日付発人政第21号により、当審議会に対して諮問のあった第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の見直しについて、「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画 改訂版（原案）」に基づき、慎重に審議を重ねた結果、別添計画書のとおりまとめたので、ここに答申します。

市長は、この答申及び審議会における意見を十分尊重して「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を改訂されるとともに、計画改訂後は、全市民の総力を結集し、国・県・関係機関・団体等との連携を一層密にしながら、本市がめざす人権尊重の都市像「交流とふれあいによる人権尊重のまち」実現のため、計画を着実に推進されるよう強く要望します。

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成6年6月17日

条例第20号

改正 平成10年3月30日条例第5号

市は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。

しかし、部落差別をはじめ、障害者、女性、アイヌ民族、在日外国人などに対する予断と偏見が根強く現存し、幅広い人権啓発活動が求められています。市民一人ひとり、あらゆる差別をなくするために、すべての市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下での平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民一人一人は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

(人権啓発活動の充実)

第5条 市は、市民一人一人の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成など、関係団体との緊密な連携をはかり、啓発事業の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

(実態調査等の充実)

第6条 市は、第4条及び前条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(倉吉市同和对策審議会条例の一部改正)

2 倉吉市同和对策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第1条中「倉吉市同和对策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

付属資料

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則(平成10年3月30日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和57年6月1日

条例第19号

改正	平成6年6月17日条例第20号	平成8年3月27日条例第16号
	平成10年3月30日条例第5号	平成15年3月27日条例第1号
	平成15年9月29日条例第30号	

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

付属資料

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部人権局人権政策課において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月17日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則 (平成8年3月27日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月29日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく委員である者(次項に定める者を除く。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

平成10年3月30日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第2条 審議会に、専門事項を分掌するため、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。ただし、社会情勢の変化等によって新たな対応を必要とする場合には、特別部会を設けることができる。

- (1) 啓発・教育推進部会
- (2) 産業振興・雇用促進推進部会
- (3) 社会福祉推進部会
- (4) 生活環境改善推進部会

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

付属資料

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の分掌事項)

第5条 部会の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 啓発・教育推進部会

- イ 啓発の内容及び手法に関する事項
- ロ 就学前教育及び学校教育の充実にに関する事項
- ハ 社会教育の推進に関する事項
- ニ その他、啓発、教育に関する事項

(2) 産業振興・雇用促進推進部会

- イ 農林水産業の振興に関する事項
- ロ 就職の促進に関する事項
- ハ 企業啓発の促進に関する事項
- ニ その他、産業振興、雇用促進に関する事項

(3) 社会福祉推進部会

- イ 社会福祉推進の充実にに関する事項
- ロ 保健衛生の充実にに関する事項
- ハ その他、社会福祉に関する事項

(4) 生活環境改善推進部会

- イ 生活及び住環境の改善に関する事項
- ロ 公共施設等の整備及び改善に関する事項
- ハ 環境の保全に関する事項
- ニ その他、生活環境改善に関する事項

(専門的助言等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、適当な方法により専門知識を有する者から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(その他)

第8条 この規則に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

平成17年2月21日現在

区分	団体名等	氏名	備考
学識経験者 (4人)	鳥取県議会議員	杉根 修	
	元ひまわり保育園長	相見 楓子	副会長 (特別部会 副部会長)
	鳥取ピースクロス	池原正雄	(特別部会 委員)
	元久米中同和教育推進部	福永伸子	(特別部会 委員)
民間団体の代表 (12人)	倉吉市自治公民館連合会	山下慶久	
	倉吉市社会福祉協議会	由井洋之助	
	倉吉市小・中学校校長会	西嶋尊昭	
	倉吉市男女共同参画推進会議	竹森民枝	
	倉吉市民生児童委員連合協議会	石田千恵子	
	倉吉市同和问题企業連絡会	高本 均	
	倉吉市同和教育研究会	宇山 眞	会長 (特別部会 委員)
	倉吉人権擁護委員協議会	中井明子	
	倉吉市保育園長会	村島 満	
	在日本大韓国民団倉吉分団	金 鐘観	
	在日本朝鮮人総聯合会倉吉支部	李 武雄	
	部落解放同盟倉吉市協議会	中野俊夫	(特別部会 部会長)

第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

改訂版

事業計画

2005

倉吉市

(ご利用にあたって)

この「事業計画」は「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画改訂版」(本体)と対をなすものです。本体の各「基本計画」ナンバーに対応する事業計画(各担当課で実施)を本書に掲載しております。

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
1	人権相談窓口の充実	人権相談機関等との連携の強化と広報等によるPR、リーフレットの作成、人権問題に係る実態把握	人権文化センター
2	人権啓発検討委員会	発生した差別事象についての見解、対応と処理、今後の取り組みの協議等	人権文化センター
3	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
3	あらゆる差別に係る各代表団体連絡会開催	各代表団体連絡会との連携により人権擁護の体制づくりを推進	人権文化センター
4	行政相談	法務局及び人権擁護委員と連携し相談活動を推進	総務課
4	人権相談窓口の充実	人権相談機関等との連携の強化と広報等によるPR、リーフレットの作成、人権問題に係る実態把握	人権文化センター
5	市民啓発事業	市報掲載などにより啓発の実施	総務課
5	人権啓発日の設定	人権啓発日を設定し、市民の人権意識の高揚と啓発活動を促進	人権文化センター
6	人権啓発推進委員会の開催	あらゆる差別をなくするための施策と啓発活動の総合的かつ効果的な推進、倉吉市人権侵害・差別落書対応要領に従った差別事象への対応とその防止のための全庁的啓発の推進等	人権文化センター
7	各種講座参加者アンケート、人権・同和問題意識調査の活用	啓発・教育の諸施策について、市民の理解や効果を図るための評価や情報の収集	人権文化センター
8	人権教育推進員設置	人権教育推進員を設置し人的体制を充実	人権文化センター
8	人的体制の充実	人権同和教育指導主事、同和教育加配教員配置の配置	学校教育課
9	職員意識調査の実施	職員意識調査の実施	職員課
10	新規採用職員研修	新規採用職員研修に講座を開設	職員課
10	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課
10	自治研修所における職員研修	自治研修所階層別研修	職員課
10	各種人権問題研修会職員参加	各団体主催の研修会へ職員参加	職員課
11	倉吉市同和教育研究会助成	倉吉市同和教育研究会への事業委託	人権文化センター
11	地区同和教育推進員連絡会助成	各地区同和教育推進員連絡会への事業委託	人権文化センター
11	地区同和教育研究会助成	各地区同和教育研究会への事業委託	人権文化センター
12	同和地区実態調査	県同和地区実態調査のデータをもとに、本市の地区実態を分析	人権文化センター
13	市民意識調査の活用	人権同和问题に係る市民意識データを収集し啓発事業の基礎資料とする	人権文化センター
14	市報掲載	部落解放月間、人権週間等特集、女性問題・セクハラ防止等の啓発、市営住宅募集記事の英文掲載、外国人登録関係記事の英文ハングル掲載	秘書広報課
14	人権啓発資料の収集	歴史的資料などの収集保存	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
15	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
15	倉吉市同和対策推進協議会事業	団体補助金交付、委員対象の研修会実施、学習教材・情報の提供	人権政策課
15	部落解放・人権政策確立要求倉吉市実行委員会	団体補助金交付、市民啓発事業、中央集会参加、各種要請行動の実施	人権政策課
16	各種教材の充実	人権図書、人権啓発ビデオの購入	人権文化センター
16	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
17	倉吉市同和問題企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観光課
17	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
17	倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業	先進地視察研修及び各種勉強会	人権文化センター
18	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
19	家庭支援推進保育事業	同和保育の充実(仲間づくりの実践、いのちを大切にすることの育成、基本的な生活習慣を養う保育の実践)、加配保育士の配置	福祉課
19	同和保育主任者会開催	同和保育の推進と保育者の資質向上、家庭との連携や保護者啓発	福祉課
19	障害児保育推進事業	障害児加配保育士の配置、障害児保育の推進	福祉課
20	家庭支援推進保育事業	同和保育の充実(仲間づくりの実践、いのちを大切にすることの育成、基本的な生活習慣を養う保育の実践)、加配保育士の配置	福祉課
21	新規採用職員研修	新規採用職員研修に講座を開設	職員課
21	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
21	自治研修所における職員研修	自治研修所階層別研修	職員課
21	各種人権問題研修会職員参加	各団体主催の研修会へ職員参加	職員課
21	同和保育研修	研修会、各種集会への参加、各種研修会参加、同和保育研修	福祉課
22	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
22	子育て支援事業	地域子育て支援センター(小規模型)の活動充実、新倉吉市子育ていきいきプランと次世代支援行動計画の推進、児童福祉施設(保育園、児童館)における各種子育て支援事業の充実、児童養護施設等の児童福祉施設及び関係機関と連携し子育て支援策を充実、一時保育、休日保育等保育所機能を活用した子育て支援事業の充実、病後児保育の充実	福祉課
22	同和保育推進委員会	研修会開催、研修会・各種講演会参加、機関紙発行、保護者啓発の実施	福祉課
22	中学校区同和教育研究会	各中学校区ごとの研究会、就学前(幼・保)教育の充実、幼保・小・中・社の連携促進	学校教育課
23	保育料の減免	保育料の減免	福祉課
24	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
25	授業改善による学びの基礎づくり推進事業(県)	同和地区児童等の学力向上を図るための指導法について研究	学校教育課
25	教職員の地域進出	小・中学校教職員地区進出学習会の実施	学校教育課
25	授業改善による学びの基礎づくり推進事業(県)	同和地区児童等の学力向上を図るための指導法について研究	学校教育課
25	学習習慣定着事業(県)	小・中学生対象の学習指導者を児童センターに設置	学校教育課
26	人権教育主任者会の開催	学校における人権同和教育の取り組みを研究協議	学校教育課
26	中学校区同和教育研究会の育成	各中学校区同和教育研究会に事業委託	学校教育課
26	学校人権同和教育教材および作文集作成	人権作文集を作成し学習教材として利用	学校教育課
27	教職員の資質向上	全教職員人権教育研修会、中学校区別教職員人権教育研修事業、倉吉市初等教育研究会の特別支援教育部会での研究	学校教育課
27	教職員の資質向上	全教職員人権教育研修会、中学校区別教職員人権教育研修事業、倉吉市初等教育研究会の特別支援教育部会での研究	学校教育課
27	人的体制の充実	人権同和教育指導主事、同和教育加配教員配置の配置	学校教育課
27	人権同和教育校内研究会	各校内で全教職員を対象とした研修会を開催	学校教育課
27	学校研究用図書購入	各小・中学校で参考図書購入	学校教育課
27	学校同和教育懇談会	差別事象等をテーマに開催(学校間の情報交換、研究協議)	学校教育課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
28	保護者啓発の実施	学校PTA人権同和教育研修、各種研修会・講演会への参加、学校だより・PTAだよりの発行	学校教育課
31	初等教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教育課
31	中学校教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教育課
32	公民館主催事業における同和教育講座の機会充実	市指定学級で人権学習を実施、公民館事業の各機会を通じて実施	生涯学習課
32	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
32	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員への派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
32	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
32	部落解放研究倉吉市集会	講演会、分科会	人権政策課
32	部落解放研究倉吉市女性集会	講演会、分科会	人権政策課
32	同和教育町内学習会	市内全町、一部推進指定町	人権文化センター
32	公民館職員地域進出	公民館職員の各種講座・研修会等への参加とリーダーシップの発揮	人権文化センター
32	同和教育指導者養成講座	人権のために学ぶ同和教育講座	人権文化センター
32	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
32	社会同和教育教材作成	人権教育学習プログラムの開発と提供	人権文化センター
32	人権啓発講師・指導者名簿の作成	人権啓発講師・指導者名簿等の作成と提供	人権文化センター
33	倉吉市同和问题企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観光課
33	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和问题研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
33	倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業	先進地視察研修及び各種勉強会	人権文化センター
34	公民館主催事業における同和教育講座の機会充実	市指定学級で人権学習を実施、公民館事業の各機会を通じて実施	生涯学習課
34	センター共同事業	解放子ども会リーダー研修会、高校友の会夏期一泊研修、中部地区中学3年生交流会、子ども人権フォーラムを4支所と共同で実施	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
34	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
34	同和教育指導者養成講座	人権のために学ぶ同和教育講座	人権文化センター
34	同和教育推進員研修	同和教育推進員研修	人権文化センター
34	人権啓発講師・指導者名簿の作成	人権啓発講師・指導者名簿等の作成と提供	人権文化センター
35	公民館職員研修会	各種人権問題に関する研修会の実施	生涯学習課
35	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課
36	人権図書コーナー設置	人権に関する図書の購入、人権図書コーナーの設置	図書館
36	視聴覚コーナーの設置	視聴覚コーナーの設置、人権に関する視聴覚資料の視聴、関係課との連携およびネットワーク化、館内視聴	図書館
36	各種教材の充実	人権図書、人権啓発ビデオの購入	人権文化センター
36	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
36	指導者用学習資料作成	同和教育推進の手引き作成	人権文化センター
36	社会同和教育教材作成	人権教育学習プログラムの開発と提供	人権文化センター
37	同和対策高等学校等奨学金	高校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校に在学する者に奨学金を給付	学校教育課
37	高等学校等奨学生研修会	奨学生とその保護者を対象に奨学制度・差別事象等の研修会を開催	学校教育課
37	おでかけおはなし隊	児童館・児童センターに出向き、図書の読み聞かせ	図書館
37	伝承文化資料の収集	郷土誌(史)の収集	図書館
37	児童館運営(民間児童館委託)事業	地域・学校などと連携を取り児童館(センター)活動の充実(児童館まつり、伝統文化の伝承、学習活動の推進)	福祉課
37	各年代層別学習会	4支所を拠点として同和地区住民、および周辺地域の住民を対象とした事業、講座を開催し、地域単位の啓発・交流活動を行う(就学前・小・中・高・青年・女性・成人・高齢者)	人権文化センター
37	倉吉市部落解放文化祭	作品展示、実践発表、芸能発表等	人権文化センター
37	解放子ども会育成事業	解放子ども会、生徒会の育成	人権文化センター
37	地域振興事業	指定同和地区の企画により人権教育、ボランティア講座等を実施	人権文化センター
37	人権啓発講師・指導者名簿の作成	人権啓発講師・指導者名簿等の作成と提供	人権文化センター
37	県専修学校等奨学資金貸与事業	専修学校、各種学校等在学者に奨学資金貸与	人権政策課
38	公民館主催事業における同和教育講座の機会充実	市指定学級で人権学習を実施、公民館事業の各機会を通じて実施	生涯学習課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
38	地域交流啓発事業	人権文化センターと公民館が連携し啓発事業を企画・推進 4支所を拠点として同和地区住民および周辺地域の住民を対象 とした事業・講座を開催し、地域単位の啓発活動を実施	人権文化 センター
39	地域指導者養成事業	地区公民館との連携による同和教育推進員の育成、市・地区同 和教育研究会との連携の強化、啓発資料の提供	人権文化 センター
39	同和教育指導者養成講座	人権のために学ぶ同和教育講座	人権文化 センター
39	同和教育推進員研修	同和教育推進員研修	人権文化 センター
39	人権啓発講師・指導者名簿 の作成	人権啓発講師・指導者名簿等の作成と提供	人権文化 センター
40	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学 習課
40	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による 人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、 人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等 の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の 派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の 設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援 体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵 本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座 の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化 センター
40	同和保育推進委員会	研修会開催、研修会・各種講演会参加、機関紙発行、保護者啓 発の実施	福祉課
41	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学 習課
41	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による 人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、 人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等 の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の 派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の 設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援 体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵 本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座 の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化 センター
41	同和保育推進委員会	研修会開催、研修会・各種講演会参加、機関紙発行、保護者啓 発の実施	福祉課
42	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学 習課
42	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による 人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、 人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等 の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の 派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の 設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援 体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵 本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座 の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化 センター
42	同和保育推進委員会	研修会開催、研修会・各種講演会参加、機関紙発行、保護者啓 発の実施	福祉課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
43	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
44	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
44	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
44	同和保育推進委員会	研修会開催、研修会・各種講演会参加、機関紙発行、保護者啓発の実施	福祉課
45	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
45	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
45	部落解放研究倉吉市集会	講演会、分科会	人権政策課
45	部落解放研究倉吉市女性集会	講演会、分科会	人権政策課
45	倉吉市部落解放文化祭	作品展示、実践発表、芸能発表等	人権文化センター
46	センター共同事業	解放子ども会リーダー研修会、高校友の会夏期一泊研修、中部地区中学3年生交流会、子ども人権フォーラムを4支所と共同で実施	人権文化センター
46	児童館運営(民間児童館委託)事業	地域・学校などと連携を取り児童館(センター)活動の充実(児童館まつり、伝統文化の伝承、学習活動の推進)	福祉課
46	中学校区同和教育研究会の育成	各中学校区同和教育研究会に事業委託	学校教育課
46	教職員の地域進出	小・中学校教職員地区進出学習会の実施	学校教育課
46	解放子ども会育成事業	関係課との連携による解放子ども会・生徒会の育成	学校教育課
46	高等学校等奨学生研修会	奨学生とその保護者を対象に奨学制度・差別事象等の研修会を開催	学校教育課
47	自治研修所における職員研修	自治研修所階層別研修	職員課
48	各年代層別学習会	4支所を拠点として同和地区住民、および周辺地域の住民を対象とした事業、講座を開催し、地域単位の啓発・交流活動を行う(就学前・小・中・高・青年・女性・成人・高齢者)	人権文化センター
48	地域振興事業	指定同和地区の企画により人権教育、ボランティア講座等を実施	人権文化センター
49	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
49	地域・職場への講師派遣	県人権問題講師団講師・市人権教育推進員・指導員等の派遣	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
49	学習プログラムの作成	町内学習会・企業研修用学習プログラムの作成	人権文化センター
49	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
49	同和教育町内学習会	市内全町、一部推進指定町	人権文化センター
49	公民館職員地域進出	公民館職員の各種講座・研修会等への参加とリーダーシップの発揮	人権文化センター
49	同和教育指導者養成講座	人権のために学ぶ同和教育講座	人権文化センター
50	倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業	先進地視察研修および各種勉強会	人権文化センター
51	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
52	倉吉市同和问题企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観光課
53	倉吉市同和问题企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観光課
53	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
53	倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業	先進地視察研修および各種勉強会	人権文化センター
54	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
55	倉吉市同和问题企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観光課
55	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
56	同和対策高等学校等奨学金	高校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校に在学する者に奨学金を給付	学校教育課
56	教職員の地域進出	小・中学校教職員地区進出学習会の実施	学校教育課
56	特定新規学卒者就職支度金給付事業	新卒時に就職支度金支給	人権政策課
56	県専修学校等奨学資金貸与事業	専修学校、各種学校等在学者に奨学資金貸与	人権政策課
56	同和地区出身者職業相談	生活相談員による相談活動	人権文化センター
57	企業誘致事業	企業誘致活動、工業団地整備、既存企業育成	商工観光課
58	高齢者雇用対策事業	倉吉公共職業安定所等と協調し、60歳定年の完全定着と65歳までの継続雇用実現の促進	商工観光課
58	シルバー人材センター運営費補助事業	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付	長寿社会課
59	雇用関連制度の周知と雇用促進事業	倉吉公共職業安定所との連携、支援制度等の周知	商工観光課
60	関係機関・団体の合同研修会	中部地区高等学校同和教育研究会、倉吉市同和教育研究会企業活動委員会などによる合同研修会の開催	商工観光課
61	技能・資格取得・能力開発促進事業	倉吉公共職業安定所、倉吉高等技術専門学校等主催による自動車運転免許、パソコン講座等の事業周知	商工観光課
62	同和地区中小企業特別融資事業	信用保証協会預託	商工観光課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
62	同和地区中小企業特別融資 利子補助事業	当該貸付利子の利子補助	商工観 光課
62	同和地区中小企業特別融資 保証料補助事業	保証料の補助	商工観 光課
62	労務改善事業	倉吉労務改善協会へ補助金交付	商工観 光課
63	同和地区中小企業特別融 資事業	信用保証協会預託	商工観 光課
63	同和地区中小企業特別融 資利子補助事業	当該貸付利子の利子補助	商工観 光課
63	同和地区中小企業特別融 資保証料補助事業	保証料の補助	商工観 光課
63	部落解放倉吉市企業連合 会育成事業	倉吉市同和対策推進協議会による活動支援	人権政 策課
64	技能・資格取得・能力開発 促進事業	倉吉公共職業安定所、倉吉高等技術専門校等主催による自動 車運転免許、パソコン講座等の事業周知	商工観 光課
65	中小企業の育成事業	倉吉商工会議所、倉吉高等技術専門校等主催による各種講座 等の周知	商工観 光課
66	企業誘致事業	企業誘致活動、工業団地整備、既存企業育成	商工観 光課
67	優秀な人材の育成事業	中部地区高等学校同和教育研究会と連携し、企業訪問研修会 の実施	商工観 光課
67	中学進路指導対策事業	中部地区中学校教育振興会の活動充実	学校教 育課
68	農用地利用調整特別事業	農用地利用調整活動費	農林課
68	規模拡大農業者支援事業	規模拡大農業者支援事業助成金	農林課
68	小規模零細地域農業レベ ルアップ総合支援事業	農道整備、農業用排水	農村整 備課
69	農業後継者養成対策事業	有用な人材育成のための奨学金給付	農林課
70	小規模零細地域農業レベ ルアップ総合支援事業	地域農業の振興を目指す集落へ支援	農林課
70	小規模零細地域営農確立 促進対策事業	共同作業所等塗装・修繕	農林課
71	スーパー総合資金利子補助 事業	認定農業者の利子負担軽減	農林課
72	農業経営体総合支援事業	中部農林局倉吉農業改良普及所・JA鳥取中央農業協同組合な ど関係機関と連携を図り営農などの相談活動の推進、認定農業 者の育成と支援	農林課
73	農業情報化の推進	ホームページからの情報提供	農林課
74	地域特産物育成	同和地区の立地条件を考慮しながら、地域特産物のブランド化 の促進	農林課
75	家畜改良増殖対策事業	家畜導入	農林課
75	肉用牛生産増殖対策事業	自家保留牛への補助	農林課
75	養豚衛生対策事業	豚舎内外の消毒剤の補助	農林課
75	全国和牛能力共進会对策 事業	共進会出品に向けた補助	農林課
76	農産物流通・消費対策	農産物のイメージアップを図るため、販売キャンペーンの展開、 出荷体制の準備を図るとともに関係機関・団体と一体的に推進	農林課
77	都市と農村の交流促進	観光農園、オーナー制度の導入など、都市と農村の交流について 検討	農林課
78	農業農村整備事業	農道、農業用排水路、暗渠排水の整備	農村整 備課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
79	農業集落排水事業	管路・処理施設整備	農村整備課
80	農業経営体総合支援事業	中部農林局倉吉農業改良普及所・JA鳥取中央農業協同組合など関係機関と連携を図り営農などの相談活動の推進、認定農業者の育成と支援	農林課
81	林道開設・舗装事業	林道開設事業、林道線舗装事業、林道維持管理事業	農林課
82	森林整備担い手育成対策事業	事業主に健康保険・厚生年金掛金補助	農林課
82	林業労働者福祉向上推進事業	林業労働者共済年金掛金の一部助成	農林課
83	保全松林緊急保護整備事業	衛生伐：松林の健全な育成保全を図ることを目的として被害木を含む不用木等の除去・処理実施、人工造林：保全松林周辺での被害木が放置された荒山を地拵えを行い樹種転換造林を実施	農林課
84	協同組合中部木材総合センター設置事業	流域林業・木材関連産業の活性化のため組織の設立、中部地区木材の集積・貯木・販売・製材・加工販売	農林課
85	治山事業	森林の維持管理のための整備を行うとともに、精神的なふれあいの場、空間利用の整備	農林課
86	産卵場造成事業	天神川水系における硬化した河床を耕転し、ウグイ、ハエの産卵に適した環境を整備	農林課
86	ふれあいの場づくり	北谷川単県改良(改修)工事 水辺ふれあい空間整備事業(施工場所)倉吉市沢谷	建設課
87	被保護世帯処遇検討会議および生活保護制度のパフレット作成	生活困窮世帯の自立促進、被保護世帯の自立意欲の向上促進、生活保護制度のパフレットの作成	福祉課
88	生活福祉資金貸付制度の活用	低所得者、障害のある人、高齢者に対して資金の活用及び援助指導、民生児童委員と連携・パフレット配布によるPR	福祉課
89	被保護世帯処遇検討会議	生活困窮世帯の自立促進、被保護世帯の自立意欲の向上促進	福祉課
90	在宅者支援事業	ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ等の在宅福祉サービスを提供により、介護者の負担を軽減、施設入所障害者の地域移行を促し地域生活を支援する体制を整備、施設整備・利用の促進、重度心身障害者タクシー料金助成制度による障害のある人への外出支援の推進	福祉課
90	介護保険事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付、介護予防、生活支援事業の実施	長寿社会課
90	在宅福祉事業	やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
90	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、固定的役割分担意識の解消	長寿社会課
91	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
92	生活相談員設置事業	生活相談員配置、生活上の相談、助言指導	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
92	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
92	人権相談窓口の充実	人権相談機関等との連携の強化と広報等によるPR、リーフレットの作成、人権問題に係る実態把握	人権文化センター
93	生活相談員設置事業	生活相談員配置、生活上の相談、助言指導	人権文化センター
93	人権相談窓口の充実	人権相談機関等との連携の強化と広報等によるPR、リーフレットの作成、人権問題に係る実態把握	人権文化センター
94	地域振興事業	指定同和地区の企画により人権教育、ボランティア講座等を実施	人権文化センター
95	地域福祉事業	在宅介護支援センターとの連携による日常生活訓練、介護技術指導等、各種講座でのボランティア教室開催、創作軽作業の開催	人権文化センター
96	部落解放学習会	同和地区住民を対象とし各地区で同一テーマによる学習会を開催	人権文化センター
96	高齢者教室	被差別部落関連施設視察研修等	人権文化センター
96	各年代層別学習会	4支所を拠点として同和地区住民、および周辺地域の住民を対象とした事業、講座を開催し、地域単位の啓発・交流活動を行う(就学前・小・中・高・青年・女性・成人・高齢者)	人権文化センター
97	各年代層別学習会	4支所を拠点として同和地区住民、および周辺地域の住民を対象とした事業、講座を開催し、地域単位の啓発・交流活動を行う(就学前・小・中・高・青年・女性・成人・高齢者)	人権文化センター
98	地域福祉事業	在宅介護支援センターとの連携による日常生活訓練、介護技術指導等、各種講座でのボランティア教室開催、創作軽作業の開催	人権文化センター
99	人的体制の充実	住民ニーズに応えるため職員体制の整備	職員課
100	福祉施設ネットワーク事業	料理・介護教室等の開催による地区内福祉施設との連携強化	人権文化センター
100	地域福祉事業	在宅介護支援センターとの連携による日常生活訓練、介護技術指導等、各種講座でのボランティア教室開催、創作軽作業の開催	人権文化センター
100	子育て支援事業	地域子育て支援センター(小規模型)の活動充実、新倉吉市子育ていきいきプランと次世代支援行動計画の推進、児童福祉施設(保育園、児童館)における各種子育て支援事業の充実、児童養護施設等の児童福祉施設及び関係機関と連携し子育て支援策を充実、一時保育、休日保育等保育所機能を活用した子育て支援事業の充実、病後児保育の充実	福祉課
101	在宅介護支援センター運営事業	介護に対する相談・助言および自立認定者へのサービス調整・手続き代行など、基幹型在宅介護支援センター(直営)と地域型在宅介護支援センター(委託)	長寿社会課
101	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、男女共同参画による介護研修会の開催、介護教室、各種研修会への参加	長寿社会課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
102	啓発事業	市報、「納税くらし」、健康テレホンサービス、健康が1配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
103	啓発事業	市報、「納税くらし」、健康テレホンサービス、健康が1配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
104	啓発事業	市報、「納税くらし」、健康テレホンサービス、健康が1配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
105	啓発事業	市報、「納税くらし」、健康テレホンサービス、健康が1配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
105	学習習慣定着事業(県)	小・中学生対象の学習指導者を児童センターに設置	学校教育課
105	授業改善による学びの基礎づくり推進事業(県)	同和地区児童等の学力向上を図るための指導法について研究	学校教育課
106	啓発事業	市報、健康が1配付、パンフレット配付、電話、窓口での対応	長寿社会課
107	保健事業	健康づくり推進事業 (健康が1配布、健康テレホンサービス、人間ドック、脳ドック、訪問指導を実施)	市民課
107	予防接種事業	風疹、麻疹、急性灰白髄炎、日本脳炎、三種混合	長寿社会課
107	結核予防事業	ツベルクリン反応、BCG接種、レントゲン撮影・健診	長寿社会課
107	ガン検診事業	胃、大腸、肺、子宮、乳、検診による早期発見、早期治療	長寿社会課
107	若年者の健康診査事業	18才～39才の者	長寿社会課
108	母子保健事業	母子栄養管理事業、母子健康相談事業、妊産婦、新生児等訪問指導事業、6カ月児健康診査事業、1才6カ月健康診査事業、3才児健康診査事業(歯科関係事業含)、妊産婦・乳幼児健康診査事業、育児教室、幼児教室、すくすく相談事業、保健所と連携を図り相談など対応	長寿社会課
108	若年者の健康診査事業	18才～39才の者	長寿社会課
108	食生活改善推進員地区組織活動事業	食生活改善講習会、巡回活動、養成講座の実施など	長寿社会課
109	健康教育事業	健康大学など健康について講演会などの開催	長寿社会課
110	生活福祉資金貸付制度の活用	低所得者、障害のある人、高齢者に対して資金の活用及び援助指導、民生児童委員と連携・パンフレット配布によるPR	福祉課
111	救急医療運営事業	休日夜間急患診療所運営等	長寿社会課
112	緊急時の医療体制の確立	防災訓練等における保健師の参加	長寿社会課
113	地方改善施設整備事業	市道改良事業	建設課
114	急傾斜地崩壊対策事業	急斜面地などについて、採択基準に該当する危険箇所の整備	建設課
115	老人憩いの家管理事業	施設の管理	長寿社会課
115	スポーツ広場整備事業	住民のふれあいを創出するための広場整備、ゲートボールコートなどへ原材料支給	体育振興課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
116	ごみ集積場整備費補助事業	自治公民館ごみ集積場整備に対する補助	環境課
117	久米簡易水道整備事業ほか	配水池整備 配水管整備	水道局
117	水源地、配水池整備事業	配水池計装設備、減圧弁・電動バルブ取付 水源地自家発電設備	水道局
117	配水施設整備事業	配水管布設工ほか	水道局
117	配水管新設事業(拡張)	県道改良事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、宅地造成等との連携を図り、給水区域の拡大及び管路の延長を行う。	水道局
117	漏水調査事業	上水道漏水調査ほか	水道局
117	水道情報管理システム事業	地形、家屋現況図の更新 データベース、システムソフト・ハードの保守及び更新	水道局
117	ハンディターミナル導入事業	ハンディターミナル機器借上	水道局
118	公共下水道事業	管路整備	下水道課
118	浄化槽市町村整備推進事業(平成17年度から)	市による合併処理浄化槽の設置及び維持管理(浄化槽市町村整備推進事業)	環境課
118	公共下水道事業	管路整備	下水道課
118	浄化槽市町村整備推進事業(平成17年度から)	市による合併処理浄化槽の設置及び維持管理(浄化槽市町村整備推進事業)	環境課
119	市営住宅建設事業	障害者、高齢者対応型施設としてスロープ、手すりの設置、段差の解消	建築課
120	バリアフリー等良質住宅ストックの形成	公庫融資住宅の設計審査及び現場審査により、良質な住宅建設を促進	建築課
121	情報提供・伝達事業	障害のある人などへの情報伝達方法の改善 聴覚障害のある人へ防災情報をファクシミリで送信、外国語での刊行物発行および庁内などの案内表示	総務課
121	障害のある人についての個人情報保護等	障害のある人についての個人情報の保護、障害の特性に応じた情報伝達方法の整備	福祉課
122	専門研修受講	専門研修への職員受講	職員課
122	各種研修会等への参加と内部研修会の開催	各種研修会への参加、内部研修・勉強会の開催	福祉課
123	情報交換及び福祉団体連携事業	情報交換、相互研修の実施	福祉課
124	啓発事業	作業所の製品を展示し交流会などの実施、情報の提供	福祉課
125	啓発事業	作業所の製品を展示し交流会などの実施、情報の提供	福祉課
126	情報提供事業	市社会福祉協議会及び市身体障害者福祉協会等と連携を図り、障害者に対する情報提供及び市民啓発の実施、点字パソコン、声の市報テープの充実	福祉課
127	当事者グループの育成	当事者グループの組織化	福祉課
128	相談体制充実事業	家庭児童相談室運営事業の充実、母子自立支援員の相談活動の充実、主任児童委員事業の充実、民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実、関係機関との相互支援・連携強化、障害者相談員等による相談体制の充実、当事者団体や家族の会との連携による相談体制の充実、各種障害者団体等との懇談会の開催	福祉課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
129	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
129	倉吉博物館常設展示	常設展示の一部で視覚障害のある人が触ることのできる展示を実施、順次展示を計画、障害者支援ボランティアとの連携をはかり障害のある人の美術鑑賞・歴史学習の機会を提供	博物館
129	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
129	あらゆる差別に係る各代表団体連絡会開催	各代表団体連絡会との連携により人権擁護の体制づくりを推進	人権文化センター
129	学校人権同和教育教材および作文集作成	人権作文集を作成し学習教材として利用	学校教育課
130	地域精神医療機関との連絡調整事業	病院、保健所など関係機関との連携、地域精神医療の整備	福祉課
131	障害者小規模作業所運営費補助事業	運営費助成、障害者小規模作業所運営事業費助成	福祉課
132	職員研修	専門研修の受講と職員資質の向上	福祉課
132	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課
132	ボランティア活動の推進	各種ボランティア活動への職員参加を推進	職員課
133	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
133	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
133	部落解放研究倉吉市集会	全体会・分科会	人権政策課
133	部落解放研究倉吉市女性集会	全体会・分科会	人権政策課
134	生活実態把握	障害者団体などの懇談会開催、民生児童委員との連携による実態把握	福祉課
135	公共施設等点検事業	市内公共施設などの点検活動の実施、交差点における発信音誘導装置・誘導ブロック・車椅子の通行に支障のないバリアフリー歩行空間の確保・促進、障害者住宅改良助成制度の普及・活用、公共的施設のバリアフリー化に対する助成・融資制度の	福祉課
135	公共施設等点検事業	市内公共施設などの点検活動の実施	総務課
136	各種ボランティア団体の育成・支援事業	市社会福祉協議会との連携によるボランティア育成、各種団体への支援・補助、民生児童委員などの研修実施	福祉課
137	市報点字版作成	市報点字版作成の取り組み実施	秘書広報課
138	障害児保育推進事業	障害児加配保育士の配置、障害児保育の推進	福祉課
139	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開故事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
140	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
141	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
142	学校運営事業	障害児の就学支援のための施設整備	教育総務課
142	障害児学級教材教具の充実	教科書拡大本等の購入	学校教育課
142	就学指導の充実	就学指導委員会を開催し障害児の就学条件について検討	学校教育課
143	就学指導の充実	就学指導委員会を開催し障害児の就学条件について検討	学校教育課
143	就学时健康診断の実施	就学予定者に対する健康診断の実施による適正な就学についての助言指導	学校教育課
144	教職員の資質向上	全教職員人権教育研修会、中学校区別教職員人権教育研修事業、倉吉市初等教育研究会の特別支援教育部会での研究	学校教育課
145	交流教育の充実	養護学校等との連携による障害のある児童・生徒との相互交流	学校教育課
146	障害児教育の啓発と充実	倉吉養護学校高等部の充実	学校教育課
147	倉吉博物館常設展示	常設展示の一部で視覚障害のある人が触ることのできる展示を実施、順次展示を計画、障害者支援ボランティアとの連携をはかり障害のある人の美術鑑賞・歴史学習の機会を提供	博物館
147	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
147	各年代層別学習会	4支所を拠点として同和地区住民、および周辺地域の住民を対象とした事業、講座を開催し、地域単位の啓発・交流活動を行う(就学前・小・中・高・青年・女性・成人・高齢者)	人権文化センター
148	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
149	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課
149	公民館職員研修会	各種人権問題に関する研修会の実施	生涯学習課
150	障害者サービスの推進	弱視者・高齢者用に大活字本を収集し貸出、施設入所者を対象に団体貸出、図書館における障害者サービスについて学習会、音訳図書・点訳図書の提供	図書館
150	ボランティアの育成	音訳ボランティアの養成講座等、音訳ボランティアによる目の不自由な人への対面朗読、音訳ボランティアによる音訳図書、点訳図書の作成と提供	図書館
150	人権図書コーナー設置	人権に関する図書の購入、人権図書コーナーの設置	図書館
150	障害者対応解説資料整備	視覚障害のある人への点字解説書の作成、音声に展示解説装置の整備	博物館

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
150	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
151	障害者対応施設整備	障害のある人の利便性が高まるよう施設改善に努める	博物館
151	対面朗読の実施	読書困難者へ資料の朗読を実施	図書館
151	図書館施設整備	さまざまな障害の種類に対応できる施設として環境整備の推進	図書館
151	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
151	障害者社会参加促進事業	障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため障害の特性に応じたコミュニケーション・情報確保のための支援や移動支援・生活訓練等を行う。	福祉課
151	各年代層別学習会	4支所を拠点として同和地区住民、および周辺地域の住民を対象とした事業、講座を開催し、地域単位の啓発・交流活動を行う(就学前・小・中・高・青年・女性・成人・高齢者)	人権文化センター
152	各種ボランティア団体の育成・支援事業	市社会福祉協議会との連携によるボランティア育成、各種団体への支援・補助、民生児童委員などの研修実施	福祉課
153	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
153	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
154	地域ふれあい活動の推進	各地区における文化祭などにおいて、障害のある人と交流促進	生涯学習課
154	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
155	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
156	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
156	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
156	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
157	庁舎等整備事業	庁舎内案内板の点字表示 本庁舎等関連施設の駐車場整備	総務課
157	公共施設等点検事業	市内公共施設などの点検活動の実施、交差点における発信音誘導装置・誘導ブロック・車椅子の通行に支障のないバリアフリー歩行空間の確保・促進、障害者住宅改良助成制度の普及・活用、公共的施設のバリアフリー化に対する助成・融資制度の	福祉課
158	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
159	経済的支援事業	特別障害者手当の支給、日常生活用具・補装具など給付、各種の医療費公費負担制度による支援、各種減免・割引制度の周知	福祉課
160	各種ボランティア団体の育成・支援事業	市社会福祉協議会との連携によるボランティア育成、各種団体への支援・補助、民生児童委員などの研修実施	福祉課
161	公正な選考・採用確立事業	倉吉市同和对策雇用促進協議会の企業訪問による就職差別解消および公正な選考・採用の啓発活動	商工観光課
162	障害者雇用啓発事業	倉吉公共職業安定所と連携し「障害者雇用促進月間」においてPR活動	商工観光課
162	関係機関との相互情報提供事業	就職困難な人の就労に努め、更生相談等の充実	福祉課
163	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観光課
164	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観光課
165	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観光課
166	障害者雇用啓発事業	倉吉公共職業安定所と連携し「障害者雇用促進月間」においてPR活動	商工観光課
167	雇用と職種の創出事業	倉吉公共職業安定所との連携、各種援護事業のPR	商工観光課
167	障害者小規模作業所運営費補助事業	運営費助成、障害者小規模作業所運営事業費助成	福祉課
167	障害者授産活動支援事業	授産施設や小規模作業所等の授産活動を地域の経済活動に組み込んでいくための支援の実施	福祉課
167	特定新規学卒者就職支度金給付事業	新卒時に就職支度金支給	人権政策課
168	情報提供事業	市社会福祉協議会及び市身体障害者福祉協会等と連携を図り、障害者に対する情報提供及び市民啓発の実施、点字パソコン、声の市報テーフの充実	福祉課
169	相談体制充実事業	家庭児童相談室運営事業の充実、母子自立支援員の相談活動の充実、主任児童委員事業の充実、民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実、関係機関との相互支援・連携強化、障害者相談員等による相談体制の充実、当事者団体や家族の会との連携による相談体制の充実、各種障害者団体等との懇談会の開催	福祉課
169	関係機関との相互支援	県内各相談機関との連携の強化による相談体制の充実、広報による市民PRの徹底	人権文化センター
170	精神障害者支援事業	関係機関との連携による精神障害者に対する相談・指導体制の充実、精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための啓発の強化	福祉課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
171	在宅福祉の充実事業	支援費制度及び精神障害者等の在宅福祉サービスの充実	福祉課
172	社会参加支援事業	市社会福祉協議会との連携によるボランティア活動の育成・支援、障害の特性に配慮した情報提供	福祉課
173	各種ボランティア団体の育成・支援事業	市社会福祉協議会との連携によるボランティア育成、各種団体への支援・補助、民生児童委員などの研修実施	福祉課
174	介護保険事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付、介護予防、生活支援事業の実施	長寿社会課
174	障害者日常生活用具給付事業	日常生活用具の給付	福祉課
174	障害者住宅改良助成事業	障害者住宅改良助成事業	福祉課
174	ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備	住宅、建築物や公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	福祉課
175	ボランティア介護者育成事業	各種団体とのネットワーク化を図り、介護ボランティアを育成	福祉課
176	社会参加支援事業	市社会福祉協議会との連携によるボランティア活動の育成・支援、障害の特性に配慮した情報提供	福祉課
177	スポーツ・文化活動等支援事業	県身障者福祉協会体育大会、県生活文化展等への協力	福祉課
178	特別医療費助成事業	重度心身障害者に対する医療費助成	市民課
178	重度身体障害者(児)タクシー料金助成事業	タクシーチケット助成	福祉課
178	人工透析患者通院費助成事業	人工透析患者通院費助成	福祉課
178	スマホ用装具自己負担金助成事業	スマホ用装具使用者助成	福祉課
179	相談体制充実事業	家庭児童相談室運営事業の充実、母子自立支援員の相談活動の充実、主任児童委員事業の充実、民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実、関係機関との相互支援・連携強化、障害者相談員等による相談体制の充実、当事者団体や家族の会との連携による相談体制の充実、各種障害者団体等との懇談会の開催	福祉課
180	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
181	情報提供事業	市社会福祉協議会及び市身体障害者福祉協会等と連携を図り、障害者に対する情報提供及び市民啓発の実施、点字パソコン、声の市報テーフの充実	福祉課
182	在宅者支援事業	ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ等の在宅福祉サービスを提供により、介護者の負担を軽減、施設入所障害者の地域移行を促し地域生活を支援する体制を整備、施設整備・利用の促進、重度心身障害者タクシー料金助成制度による障害のある人への外出支援の推進	福祉課
183	情報収集事業	福祉施設入所者のプライバシー保護についての実態を把握	福祉課
184	倉吉駅周辺整備事業	(仮) 駅北通り線整備 上井羽合線沿道土地地区画整理事業 倉吉駅南北一体化施設設備 (橋上駅・自由通路) 倉吉駅北広場整備	倉吉駅周辺整備事務所
185	障害者用駐車場確保	障害者用駐車場の設置義務について啓発推進(鳥取県福祉のまちづくり条例に該当する施設)	建築課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
186	河北土地地区画整理内街区公園整備	公園整備	都市計画課
187	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
187	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
188	市営住宅建設事業	障害者、高齢者対応型施設としてスロープ、手すりの設置、段差の解消	建築課
189	バリアフリー等良質住宅ストックの形成	公庫融資住宅の設計審査及び現場審査により、良質な住宅建設を促進	建築課
190	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
191	公共施設等点検事業	市内公共施設などの点検活動の実施、交差点における発信音誘導装置・誘導ブロック・車椅子の通行に支障のないバリアフリー歩行空間の確保・促進、障害者住宅改良助成制度の普及・活用、公共的施設のバリアフリー化に対する助成・融資制度の	福祉課
191	バリアフリー推進	障害のある人の自立と社会参画の実現に向け、交差点における発信音誘導装置、誘導ブロック・車椅子の通行に支障のない、バリアフリー歩行空間の確保・促進	都市計画課
191	庁舎等整備事業	庁舎内案内板の点字表示 本庁舎等関連施設の駐車場整備	総務課
191	公民館施設整備事業	公民館施設整備	生涯学習課
192	地方バス路線維持対策費補助金	路線維持費補助、車両購入費補助	企画課
192	交通安全総点検	道路利用者の立場に立った道路交通環境の整備を推進するための点検実施	建設課
193	行政相談	法務局及び人権擁護委員と連携し相談活動を推進	総務課
193	人権相談窓口の充実	人権相談機関との連携による相談体制の充実と広報による市民PRの徹底	人権政策課
194	市報掲載	部落解放月間、人権週間等特集、女性問題・セクハラ防止等の啓発、市営住宅募集記事の英文掲載、外国人登録関係記事の英文ハングル掲載	秘書広報課
194	啓発活動の促進	市報・ホームページ等各種メディアを活用した啓発活動の促進	人権政策課
194	生徒指導の充実	生徒指導対策推進会議の活動充実	学校教育課
194	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観光課
194	倉吉市同和問題企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観光課
194	倉吉市同和对策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
195	人権相談窓口の充実	人権相談機関との連携による相談体制の充実と広報による市民PRの徹底	人権政策課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
196	男女共同参画の推進	鳥取県男女共同参画センターとの連携、啓発・学習を推進、リーダーの養成	人権政策課
196	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
196	男女共同参画に関する資料の提供	男女共同参画に関する図書の購入、「よりん彩」図書室の蔵書提供	図書館
197	部落解放研究倉吉市女性集会	全体会、分科会	人権政策課
197	部落解放研究倉吉市集会	全体会・分科会	人権政策課
197	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
197	社会同和教育教材作成	人権教育学習プログラムの開発と提供	人権文化センター
197	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
198	市民意識調査研究	市民意識調査の分析と活用	人権政策課
199	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講、国際交流員による研修等	職員課
200	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
201	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
202	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課
202	同和保育研修	研修会、各種集会への参加、各種研修会参加、同和保育研修	福祉課
203	同和保育推進委員会	研修会開催、研修会・各種講演会参加、機関紙発行、保護者啓発の実施	福祉課
204	男女共生教育の充実	性教育の充実、男女混合名簿の採用	学校教育課
204	保健指導の充実	学校保健委員会での活動充実	学校教育課
204	教職員研修の充実	倉吉市集会・女性集会、人権のために学ぶ同和教育講座等各種講演会・研修会への参加	学校教育課
204	保護者啓発の実施	学校PTA人権同和教育研修、各種研修会・講演会への参加、学校だより・PTAだよりの発行	学校教育課
205	教職員研修の充実	倉吉市集会・女性集会、人権のために学ぶ同和教育講座等各種講演会・研修会への参加	学校教育課
206	保護者啓発の実施	学校PTA人権同和教育研修、各種研修会・講演会への参加、学校だより・PTAだよりの発行	学校教育課
207	女性団体指導者研修会	女性の視点に立った研修会を実施	生涯学習課
207	男女共同参画の推進	鳥取県男女共同参画センターとの連携、啓発・学習を推進、リーダーの養成	人権政策課
208	男女共同参画の推進	鳥取県男女共同参画センターとの連携、啓発・学習を推進、リーダーの養成	人権政策課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
208	女性団体指導者研修会	女性の視点に立った研修会を実施	生涯学 習課
209	啓発資料の購入整備	啓発ビデオ購入・啓発冊子作成	人権政 策課
210	公民館職員研修会	各種人権問題に関する研修会の実施	生涯学 習課
211	各審議会・委員会等への女性の積極的登用	各種審議会・委員会等への女性の積極的登用	職員課
212	女性教育事業	女性リーダー研修派遣、女性団体指導者研修会等	生涯学 習課
212	女性教育事業	女性リーダー研修派遣、女性団体指導者研修会等	生涯学 習課
213	リーダーの養成	女性団体指導者研修会等	生涯学 習課
213	女性リーダーの養成	鳥取県立男女共同参画センターとの連携により、女性リーダーの養成を推進	人権政 策課
214	女性の管理職の登用	女性の管理職・中間管理職への登用	職員課
214	女性の管理職登用の啓発	女性の管理職・中間管理職への登用について市報・ホームページ等にて啓発推進	人権政 策課
214	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観 光課
215	鳥取県男女共同参画センターとの連携	啓発活動・研修会の企画等	人権政 策課
216	女性登用促進事業	人権擁護委員、行政相談員等の女性登用	総務課
216	男女共同参画の推進	鳥取県男女共同参画センターとの連携、啓発・学習を推進、リーダーの養成	人権政 策課
216	男女共同参画社会の形成推進	条例を基本とした男女共同参画社会の推進	人権政 策課
217	男女共同参画社会の形成推進	条例を基本とした男女共同参画社会の推進	人権政 策課
217	男女共同参画推進市民会議の設置	男女共同参画社会の形成の推進に関する施策、重要事項を調査・審議	人権政 策課
217	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観 光課
218	倉吉市同和問題企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観 光課
218	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観 光課
218	倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業	先進地視察研修及び各種勉強会	人権文化 センター
218	職業能力の開発促進	雇用・能力開発機構、21世紀職業財団、高等技術専門校、鳥取県男女共同参画センター、商工会議所などの関係機関の行う各種研修会の紹介と情報提供	商工観 光課
218	中学進路指導対策事業	中部地区中学校教育振興会の活動充実	学校教 育課
219	女性意識調査活用事業	鳥取労働局雇用均等室、21世紀職業財団との連携	商工観 光課
220	企業誘致事業	企業誘致活動、工業団地整備、既存企業育成	商工観 光課
221	倉吉市同和問題企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観 光課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
221	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
221	倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業	先進地視察研修及び各種勉強会	人権文化センター
222	倉吉市同和問題企業連絡会事業	担当者研修会及び企業トップ研修会、団体補助金交付、採用内定後の提出書類の改善等を啓発、就職面接内容の研修会	商工観光課
222	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
222	倉吉市同和教育研究会企業活動委員会事業	先進地視察研修及び各種勉強会	人権文化センター
222	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
223	労働条件の整備	家族経営協定の普及推進、女性のチャレンジ支援策の推進	農林課
224	妊産婦新生児訪問指導事業	訪問指導	長寿社会課
224	女性の健康づくり推進事業	女性の健康診査、料理教室	長寿社会課
225	子育て支援事業	地域子育て支援センター(小規模型)の活動充実、新倉吉市子育ていきいきプランと次世代支援行動計画の推進、児童福祉施設(保育園、児童館)における各種子育て支援事業の充実、児童養護施設等の児童福祉施設及び関係機関と連携し子育て支援策を充実、一時保育、休日保育等保育所機能を活用した子育て支援事業の充実、病後児保育の充実	福祉課
225	次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	職員のニーズを踏まえた次世代育成支援対策の実施	職員課
226	相談体制充実事業	家庭児童相談室運営事業の充実、母子自立支援員の相談活動の充実、主任児童委員事業の充実、民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実、関係機関との相互支援・連携強化、障害者相談員等による相談体制の充実、当事者団体や家族の会との連携による相談体制の充実、各種障害者団体等との懇談会の開催	福祉課
227	情報提供事業	家庭生活支援員派遣事業など他団体の実施する制度の情報提供	福祉課
227	母子生活支援施設運営補助事業	母子生活支援施設運営費補助金	福祉課
227	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
227	自立支援教育訓練補助金事業	母子家庭の母が就業のための講座受講費用助成	福祉課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
228	子育て支援事業	地域子育て支援センター(小規模型)の活動充実、新倉吉市子育ていきいきプランと次世代支援行動計画の推進、児童福祉施設(保育園、児童館)における各種子育て支援事業の充実、児童養護施設等の児童福祉施設及び関係機関と連携し子育て支援策を充実、一時保育、休日保育等保育所機能を活用した子育て支援事業の充実、病後児保育の充実	福祉課
229	子育て支援事業	地域子育て支援センター(小規模型)の活動充実、新倉吉市子育ていきいきプランと次世代支援行動計画の推進、児童福祉施設(保育園、児童館)における各種子育て支援事業の充実、児童養護施設等の児童福祉施設及び関係機関と連携し子育て支援策を充実、一時保育、休日保育等保育所機能を活用した子育て支援事業の充実、病後児保育の充実	福祉課
230	介護保険事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付、介護予防、生活支援事業の実施	長寿社会課
230	在宅福祉事業	やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
230	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、男女共同参画による介護研修会の開催、介護教室、各種研修会への参加	長寿社会課
231	保健衛生一般事業	健康づくり推進、保健所・関係機関と連携し啓発活動の推進、特定疾患について広報紙等によるPR	長寿社会課
231	ガン検診事業	胃、大腸、肺、子宮、乳、検診による早期発見、早期治療	長寿社会課
231	基本健康診査事業	集団健診・個別健診・訪問診査・節目健診の実施、健診による早期発見・早期治療	長寿社会課
231	結核予防事業	ツベルクリン反応、BCG接種、レントゲン撮影・健診	長寿社会課
231	女性の健康づくり推進事業	女性の健康づくり推進事業	長寿社会課
232	家庭児童相談室運営事業	家庭児童相談員による母子家庭等への相談体制の充実及び就労指導	福祉課
232	一人親家庭福祉推進事業	母子自立支援員、母子会及び関係機関との連携を図り、相談体制と就労指導を促進	福祉課
233	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、固定的役割分担意識の解消	長寿社会課
234	労働権の保障	国籍条項は設けない	職員課
235	雇用と職種の創出事業	倉吉公共職業安定所との連携、各種援護事業のPR	商工観光課
236	審議会等への参画	在住外国人の地位向上を図るため審議会等への参画	職員課
237	人権擁護推進事業	諸権利の保障に向け、人権擁護の推進	総務課
237	諸権利の保障	人権に関する諸課題についての研究	人権政策課
238	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講、国際交流員による研修等	職員課
239	教科書採択関係事業	中部地区教科書採択協議会教科書展示(社会科の歴史における在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人問題)	学校教育課
239	国際理解教育	総合的な学習等において在住外国人の保護者を講師に招くなど参加・体験型国際理解教育を推進	学校教育課
240	倉吉市博物館展示活動	考古常設展示におけるキャプションについて韓国語併記で表示を実施、展示替えに対応	博物館
240	国際理解図書コーナーの設置	国際理解を深める図書の購入、外国語図書の購入、外国語図書コーナーの設置、人権特集コーナーの設置	図書館
240	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
241	人権相談窓口の充実	人権相談機関等との連携の強化と広報等によるPR、リーフレットの作成、人権問題に係る実態把握	人権文化センター
242	市報掲載	部落解放月間、人権週間等特集、女性問題・セクハラ防止等の啓発、市営住宅募集記事の英文掲載、外国人登録関係記事の英文ハンゲル掲載	秘書広報課
242	情報提供・伝達事業	障害のある人などへの情報伝達方法の改善 聴覚障害のある人へ防災情報をファクシミリで送信、外国語での刊行物発行および庁内などの案内表示	総務課
243	在住外国人の権利の保障	情報収集と研究	総務課
243	諸権利の保障	人権に関する諸課題についての研究	人権政策課
244	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
244	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
244	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
244	部落解放研究倉吉市集会	全体会・分科会	人権政策課
244	部落解放研究倉吉市女性集会	全体会・分科会	人権政策課
245	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
245	市民のための韓国語講座	市民のための韓国語講座(初級、中級コース)、通訳等国際交流ボランティアの育成	企画課
245	国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
246	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観光課
247	専門職員の養成	語学研修、体験研修等への職員受講	職員課
247	外国人相談員の設置	外国人相談嘱託員等の設置	職員課
248	同和保育推進事業	国際交流員、在住外国人との交流会・研修会の実施、在住外国人を招き国際感覚を高める保育の実施、保護者啓発の実施	福祉課
249	同和保育推進委員会	研修会開催、研修会・各種講演会参加、機関紙発行、保護者啓発の実施	福祉課
249	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
250	同和保育推進事業	国際交流員、在住外国人との交流会・研修会の実施、在住外国人を招き国際感覚を高める保育の実施、保護者啓発の実施	福祉課
251	生徒指導の充実	生徒指導対策推進会議の活動充実	学校教育課
252	教職員研修の充実	倉吉市集会・女性集会、人権のために学ぶ同和教育講座等各種講演会・研修会への参加	学校教育課
252	教科書採択関係事業	中部地区教科書採択協議会教科書展示(社会科の歴史における在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人問題)	学校教育課
253	市民のための韓国語講座	市民のための韓国語講座(初級、中級コース)、通訳等国際交流ボランティアの育成	企画課
253	国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
253	韓国羅州市姉妹都市交流事業	韓国羅州市との国際姉妹都市友好交流	企画課
253	国際交流員(韓国)招致事業	韓国から国際交流員を招致	企画課
254	国際交流推進体制の整備	ALT(語学指導助手)の配置と派遣	学校教育課
254	市民のための韓国語講座	市民のための韓国語講座(初級、中級コース)、通訳等国際交流ボランティアの育成	企画課
254	国際交流員(韓国)招致事業	韓国から国際交流員を招致	企画課
255	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
256	国際理解図書コーナーの設置	国際理解を深める図書の購入、外国語図書の購入、外国語図書コーナーの設置、人権特集コーナーの設置	図書館
256	部落解放研究倉吉市集会	全体会、分科会	人権政策課
256	部落解放研究倉吉市女性集会	全体会、分科会	人権政策課
256	市民のための韓国語講座	市民のための韓国語講座(初級、中級コース)、通訳等国際交流ボランティアの育成	企画課
256	国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
256	国際交流員(韓国)招致事業	韓国から国際交流員を招致	企画課
256	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
256	人材派遣事業	人権学習活動への援助(指導者派遣)	生涯学習課
256	成人教育事業	各種講座・講演会で人権をテーマに実施	生涯学習課
256	公民館事業	生涯各期(青少年・成人・高齢者)の対象者別学習会で各種人権問題をテーマに実施	生涯学習課
256	公民館職員研修会	職員研修の中で各種人権問題をテーマに実施	生涯学習課
256	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
256	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
257	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講、国際交流員による研修等	職員課
258	国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
259	国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
260	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
260	人材派遣事業	人権学習活動への援助(指導者派遣)	生涯学習課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
260	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
261	リーダー養成講座	各種人権問題をテーマに開催(小・中・養護学校PTAとの連携)	生涯学習課
261	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
262	市民のための韓国語講座	市民のための韓国語講座(初級、中級コース)、通訳等国际交流ボランティアの育成	企画課
262	国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
262	韓国羅州市姉妹都市交流事業	韓国羅州市との国際姉妹都市友好交流	企画課
262	国際交流員(韓国)招致事業	韓国から国際交流員を招致	企画課
262	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化センター
262	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
263	各種審議会・委員会への登用	審議会・委員会への登用	職員課
264	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
265	倉吉市同和対策雇用促進協議会事業	企業訪問、同和問題研修会、情報提供事業、企業内研修会および事業主・担当者研修会の開催、企業内推進員設置の要望、雇用調査の分析・活用	商工観光課
266	公務員の採用	職員採用の促進	職員課
267	行政相談	法務局及び人権擁護委員と連携し相談活動を推進	総務課
267	市民生活相談	暮らしの中で起こる様々な問題や心配ごとなどについての相談に関する総合窓口	市民課
268	人権相談窓口の充実	人権相談機関等との連携の強化と広報等によるPR、リーフレットの作成、人権問題に係る実態把握	人権文化センター
269	啓発事業	市報、「納税くらしよし」、健康テレホンサービス、健康がイッ配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
269	在住外国人高齢者・障害者特別給付事業	無年金者対象	長寿社会課
270	市民のための韓国語講座	市民のための韓国語講座(初級、中級コース)、通訳等国际交流ボランティアの育成	企画課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
270	国際交流事業	各種国際理解講座、交流会の開催	企画課
270	韓国羅州市姉妹都市交流事業	韓国羅州市との国際姉妹都市友好交流	企画課
270	国際交流員(韓国)招致事業	韓国から国際交流員を招致	企画課
271	自治公民館活動推進事業	各自治公民館での在住外国人に対する相互理解の促進	総務課
271	人権相談窓口の充実	人権相談機関等との連携の強化と広報等によるPR、リーフレットの作成、人権問題に係る実態把握	人権文化センター
272	倉吉市部落解放文化祭	作品展示、実践発表、芸能発表等	人権文化センター
272	社会同和教育教材作成	人権教育学習プログラムの開発と提供	人権文化センター
272	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
272	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
273	先住民族の歴史認識	図書・教材の充実	学校教育課
273	アイヌ民族の文化と人権	同和教育年間指導計画の中で位置づけ	学校教育課
274	人権図書コーナー設置	人権に関する図書の購入、人権図書コーナーの設置	図書館
274	視聴覚コーナーの設置	視聴覚コーナーの設置、人権に関する視聴覚資料の視聴、関係課との連携およびネットワーク化、館内視聴	図書館
274	アイヌ民族の美と心	アイヌ民族の衣服などに見られるデザインの美しさと自然と共生する生き方や考え方について展示と講演会の実施	博物館
274	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
275	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
276	相談体制の充実	各中学校に心の教室相談員及びスクールカウンセラーを設置	学校教育課
276	学校評議員制度および教育を考える会の開催	学校評議員や学校関係者との意見交換による学校運営の改善	学校教育課
277	学校不登校児童生徒対策事業	不登校指導員の配置、不登校対策委員会の開催、不登校生徒適応指導教室の整備充実、総合的な学習の時間や特別活動等の時間を活用し体験活動を教育課程に適切に位置づけ教育の一環として実施	学校教育課
278	教職員研修の充実	倉吉市集会・女性集会、人権のために学ぶ同和教育講座等各種講演会・研修会への参加	学校教育課
278	中学校教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教育課
279	学校不登校児童生徒対策事業	不登校指導員の配置、不登校対策委員会の開催、不登校生徒適応指導教室の整備充実、総合的な学習の時間や特別活動等の時間を活用し体験活動を教育課程に適切に位置づけ教育の一環として実施	学校教育課
279	相談体制の充実	各中学校に心の教室相談員及びスクールカウンセラーを設置	学校教育課
280	生徒指導の充実	生徒指導対策推進会議の活動充実	学校教育課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
281	教職員の資質向上	全教職員人権教育研修会、中学校区別教職員人権教育研修事業、倉吉市初等教育研究会の特別支援教育部会での研究	学校教育課
282	生徒指導の充実	生徒指導対策推進会議の活動充実	学校教育課
283	相談体制充実事業	家庭児童相談室運営事業の充実、母子自立支援員の相談活動の充実、主任児童委員事業の充実、民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実、関係機関との相互支援・連携強化、障害者相談員等による相談体制の充実、当事者団体や家族の会との連携による相談体制の充実、各種障害者団体等との懇談会の開催	福祉課
283	相談体制の整備	相談体制の充実を図るための職員配置	職員課
284	児童虐待防止ネットワーク事業	児童相談所等関係機関と連携を図り児童虐待の早期発見と早期対応、相談体制の充実	福祉課
284	児童虐待相談窓口の設置	児童虐待相談窓口を設置し相談体制を整備	福祉課
284	虐待を受けた子どもへの支援事業(県)	児童相談所を核とした関係機関との連携	学校教育課
284	相談体制の整備	相談体制の充実を図るための職員配置	職員課
285	初等教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教育課
285	中学校教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教育課
285	学校人権同和教育教材および作文集作成	人権作文集を作成し学習教材として利用	学校教育課
285	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
285	解放子ども会工作教室	解放文化祭への出品に向けた工作教室の実施	人権文化センター
285	部落解放研究倉吉市集会	全体会・分科会	人権政策課
285	部落解放研究倉吉市女性集会	全体会・分科会	人権政策課
285	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
285	子どもいきいきプラン推進事業	子どもが自主的な活動ができるような事業の展開を推進し、各地区で子ども達が主に週末を利用して活動できる場所を地域の大人が確保し、自主的な健全育成活動を行う	生涯学習課
285	子ども会指導者研修会	各地域の子ども会役員を対象に指導者研修を実施	生涯学習課
285	子育て支援事業	延長保育・乳児保育・休日保育・子育て支援センター等特別保育事業の実施、病後児保育の実施、児童館(センター)運営(委託)事業の実施、放課後児童健全育成事業の実施、保育所・児童館等職員研修の実施	福祉課
285	人権図書コーナー設置	人権に関する図書の購入、人権図書コーナーの設置	図書館
286	個性と尊重した人権学習	「総合的な学習」における人権劇、調査活動等の発表	学校教育課
286	解放子ども会育成事業	解放子ども会、生徒会の育成	人権文化センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
286	保健指導の充実	学校保健委員会での活動充実	学校教育課
286	同和保育研修	研修会、各種集会への参加、各種研修会参加、同和保育研修	福祉課
287	相談体制充実事業	家庭児童相談室運営事業の充実、母子自立支援員の相談活動の充実、主任児童委員事業の充実、民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実、関係機関との相互支援・連携強化、障害者相談員等による相談体制の充実、当事者団体や家族の会との連携による相談体制の充実、各種障害者団体等との懇談会の開催	福祉課
287	相談体制の整備	相談体制の充実を図るための職員配置	職員課
288	新規採用職員研修	新規採用職員研修に講座を開設	職員課
288	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課
288	自治研修所における職員研修	自治研修所階層別研修	職員課
288	各種人権問題研修会職員参加	各団体主催の研修会へ職員参加	職員課
288	同和保育研修	研修会、各種集会への参加、各種研修会参加、同和保育研修	福祉課
289	生徒指導の充実	生徒指導対策推進会議の活動充実	学校教育課
289	青少年問題協議会	青少年に関わる関係機関と連携調整、情報交換を実施	生涯学習課
289	子どもいきいきプラン推進事業	子どもが自主的な活動ができるような事業の展開を推進し、各地区で子ども達が主に週末を利用して活動できる場所を地域の大人が確保し、自主的な健全育成活動を行う	生涯学習課
289	子ども会指導者研修会	各地域の子ども会役員を対象に指導者研修を実施	生涯学習課
290	個性と尊重した人権学習	「総合的な学習」における人権劇、調査活動等の発表	学校教育課
290	解放子ども会育成事業	解放子ども会、生徒会の育成	人権文化センター
290	保健指導の充実	学校保健委員会での活動充実	学校教育課
291	中学校区同和教育研究会	各中学校区ごとの研究会、就学前(幼・保)教育の充実、幼保・小・中・社の連携促進	学校教育課
291	学校評議員制度および教育を考える会の開催	学校評議員や学校関係者との意見交換による学校運営の改善	学校教育課
291	子どもいきいきプラン推進事業	子どもが自主的な活動ができるような事業の展開を推進し、各地区で子ども達が主に週末を利用して活動できる場所を地域の大人が確保し、自主的な健全育成活動を行う	生涯学習課
291	子ども会指導者研修会	各地域の子ども会役員を対象に指導者研修を実施	生涯学習課
292	相談体制の充実	各中学校に心の教室相談員及びスクールカウンセラーを設置	学校教育課
292	子どもいきいきプラン推進事業	子どもが自主的な活動ができるような事業の展開を推進し、各地区で子ども達が主に週末を利用して活動できる場所を地域の大人が確保し、自主的な健全育成活動を行う	生涯学習課
292	子ども会指導者研修会	各地域の子ども会役員を対象に指導者研修を実施	生涯学習課
292	学校評議員制度および教育を考える会の開催	学校評議員や学校関係者との意見交換による学校運営の改善	学校教育課
293	初等教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教育課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
293	中学校教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教育課
293	学校人権同和教育教材および作文集作成	人権作文集を作成し学習教材として利用	学校教育課
293	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
293	解放子ども会工作教室	解放文化祭への出品に向けた工作教室の実施	人権文化センター
293	部落解放研究倉吉市集会	全体会・分科会	人権政策課
293	部落解放研究倉吉市女性集会	全体会・分科会	人権政策課
293	子育て支援事業	延長保育・乳児保育・休日保育・子育て支援センター等特別保育事業の実施、病後児保育の実施、児童館(センター)運営(委託)事業の実施、放課後児童健全育成事業の実施、保育所・児童館等職員研修の実施	福祉課
294	子どもいきいきプラン推進事業	子どもが自主的な活動ができるような事業の展開を推進し、各地区で子ども達が主に週末を利用して活動できる場所を地域の大人が確保し、自主的な健全育成活動を行う	生涯学習課
294	子ども会指導者研修会	各地域の子ども会役員を対象に指導者研修を実施	生涯学習課
294	学校評議員制度および教育を考える会の開催	学校評議員や学校関係者との意見交換による学校運営の改善	学校教育課
294	中学校区同和教育研究会	各中学校区ごとの研究会、就学前(幼・保)教育の充実、幼保・小・中・社の連携促進	学校教育課
295	介護保険事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付、介護予防、生活支援事業の実施	長寿社会課
295	在宅福祉事業	やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
295	訪問指導事業	措置及び介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
295	機能訓練事業	基本動作訓練、日常生活訓練など実施	長寿社会課
295	なごもう会事業	閉じこもり、虚弱などの高齢者に軽スポーツ、手工芸など実施	長寿社会課
295	高齢者歯科対策推進事業	寝たきり歯科訪問診査、口腔衛生指導	長寿社会課
295	老人福祉電話貸付事業	単身の低所得高齢者に対する電話貸与	長寿社会課
296	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、男女共同参画による介護研修会の開催、介護教室、各種研修会への参加	長寿社会課
297	バリアフリー等良質住宅ストックの形成	公庫融資住宅の設計審査及び現場審査により、良質な住宅建設を促進	建築課
298	在宅介護支援センター運営事業	介護に対する相談・助言および自立認定者へのサービス調整・手続き代行など、基幹型在宅介護支援センター(直営)と地域型在宅介護支援センター(委託)	長寿社会課
298	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、男女共同参画による介護研修会の開催、介護教室、各種研修会への参加	長寿社会課
299	啓発事業	市報、健康がく配付、パンフレット配付、電話、窓口での対応	長寿社会課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
300	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
300	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
301	介護保険事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付、介護予防、生活支援事業の実施	長寿社会課
301	在宅福祉事業	やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
301	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、男女共同参画による介護研修会の開催、介護教室、各種研修会への参加	長寿社会課
302	啓発推進事業	関係機関と連携した学習会、市報などを活用した啓発活動の推進、就学指導委員会への参加、生涯学習関連施設との連携によるボランティア育成・情報紙等発行、ボランティア団体の把握、社会教育関係団体と連携し交流活動やボランティア活動の充実、市社会福祉協議会等による情報提供、施設・設備充実に向けた福祉制度のPR活動	福祉課
302	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化センター
302	部落解放研究倉吉市集会	全体会・分科会	人権政策課
302	部落解放研究倉吉市女性集会	全体会・分科会	人権政策課
303	敬老会事業	75才以上を対象(各地区で開催)	長寿社会課
303	敬老の日記念事業	95才以上の高齢者に記念品贈呈	長寿社会課
303	老人クラブ育成事業	60才以上で構成(老人クラブ育成)	長寿社会課
303	高齢者学級	公民館事業(生涯各期の対象者別学習会)で高齢者を対象に実施	生涯学習課
303	老人クラブ活動支援事業	単位クラブ・老人クラブ連合会への補助金の交付	長寿社会課
303	健康教育事業	食生活改善推進員による健康教室など	長寿社会課
303	障害者サービスの推進	弱視者・高齢者用に大活字本を収集し貸出、施設入所者を対象に団体貸出、図書館における障害者サービスについて学習会、音訳図書・点訳図書の提供	図書館
303	図書館ボランティア事業	図書館ボランティアの受入	図書館
304	バリアフリー等良質住宅ストックの形成	公庫融資住宅の設計審査及び現場審査により、良質な住宅建設を促進	建築課
305	倉吉駅周辺整備事業	(仮) 駅北通り線整備 上井羽合線沿道土地区画整理事業 倉吉駅南北一体化施設設備 (橋上駅・自由通路) 倉吉駅北広場整備	倉吉駅周辺整備事務所
306	公共施設等点検事業	市内公共施設などの点検活動の実施、交差点における発信音誘導装置・誘導ブロック・車椅子の通行に支障のないバリアフリー歩行空間の確保・促進、障害者住宅改良助成制度の普及・活用、公共的施設のバリアフリー化に対する助成・融資制度の	福祉課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
306	バリアフリー推進	障害のある人の自立と社会参画の実現に向け、交差点における発信音誘導装置、誘導ブロック・車椅子の通行に支障のない、バリアフリー歩行空間の確保・促進	都市計画課
306	庁舎等整備事業	庁舎内案内板の点字表示 本庁舎等関連施設の駐車場整備	総務課
306	公民館施設整備事業	公民館施設整備	生涯学習課
307	地方バス路線維持対策費補助金	路線維持費補助、車両購入費補助	企画課
307	交通安全総点検	道路利用者の立場に立った道路交通環境の整備を推進するための点検実施	建設課
308	人権図書コーナー設置	人権に関する図書の購入、人権図書コーナーの設置	図書館
309	高齢者雇用対策事業	倉吉公共職業安定所等と協調し、60歳定年の完全定着と65歳までの継続雇用実現の促進	商工観光課
309	シルバー人材センター運営費補助事業	倉吉市シルバー人材センター運営費補助金の交付	長寿社会課
310	企業誘致事業	企業誘致活動、工業団地整備、既存企業育成	商工観光課
311	介護保険事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付、介護予防、生活支援事業の実施	長寿社会課
311	在宅福祉事業	やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
311	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、固定的役割分担意識の解消	長寿社会課
312	緊急通報システム設置事業	緊急通報装置を対象者に貸与または給付 24時間体制で緊急時に必要な措置を実施	長寿社会課
312	老人福祉電話貸付事業	単身の低所得高齢者に対する電話貸与	長寿社会課
313	介護保険事業	居宅サービス・施設サービス・福祉用具購入・住宅改修費用などに対する保険給付、介護予防、生活支援事業の実施	長寿社会課
313	在宅福祉事業	やむをえない理由により介護保険を利用できない人に対する措置および介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
313	訪問指導事業	措置及び介護保険対象外の介護予防・生活支援事業等の実施	長寿社会課
313	機能訓練事業	基本動作訓練、日常生活訓練など実施	長寿社会課
313	なごもう会事業	閉じこもり、虚弱など的高齢者に軽スポーツ、手工芸など実施	長寿社会課
313	高齢者歯科対策推進事業	寝たきり歯科訪問診査、口腔衛生指導	長寿社会課
313	老人福祉電話貸付事業	単身の低所得高齢者に対する電話貸与	長寿社会課
314	敬老会事業	75才以上を対象(各地区で開催)	長寿社会課
314	敬老の日記念事業	95才以上の高齢者に記念品贈呈	長寿社会課
314	老人クラブ育成事業	60才以上で構成(老人クラブ育成)	長寿社会課
314	高齢者学級	公民館事業(生涯各期の対象者別学習会)で高齢者を対象に実施	生涯学習課
314	老人クラブ活動支援事業	単位クラブ・老人クラブ連合会への補助金の交付	長寿社会課
314	健康教育事業	食生活改善推進員による健康教室など	長寿社会課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
315	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、男女共同参画による介護研修会の開催、介護教室、各種研修会への参加	長寿社会課
316	在宅介護支援センター運営事業	介護に対する相談・助言および自立認定者へのサービス調整・手続き代行など、基幹型在宅介護支援センター(直営)と地域型在宅介護支援センター(委託)	長寿社会課
316	家族介護教室事業	家族介護者および近隣住民に対する介護教室・研修会の開催、男女共同参画による介護研修会の開催、介護教室、各種研修会への参加	長寿社会課
317	啓発事業	市報、「納税くらしよし」、健康テレホンサービス、健康が100配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
318	啓発事業	市報、「納税くらしよし」、健康テレホンサービス、健康が100配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
319	啓発事業	市報、「納税くらしよし」、健康テレホンサービス、健康が100配布、パンフレット配布、電話、窓口等で国民健康保険事業、介護保険事業、国民年金事業を通じて医療介護保険、年金の重要性を啓発	市民課
320	啓発事業	市報、健康が100配付、パンフレット配付、電話、窓口での対応	長寿社会課
321	健康手帳交付事業	健康診査などの記録、事業および知識紹介	長寿社会課
321	市民健康づくり推進事業	健康についての啓発活動、健診のPRなど	長寿社会課
321	基本健康診査事業	集団健診・個別健診・訪問診査・節目健診の実施、健診による早期発見・早期治療	長寿社会課
322	保健衛生一般事業	健康づくり推進、保健所・関係機関と連携し啓発活動の推進、特定疾患について広報紙等によるPR	長寿社会課
322	ガン検診事業	胃、大腸、肺、子宮、乳、検診による早期発見、早期治療	長寿社会課
322	基本健康診査事業	集団健診・個別健診・訪問診査・節目健診の実施、健診による早期発見・早期治療	長寿社会課
323	スポーツ広場整備事業	住民のふれあいを創出するための広場整備、ゲートボールコートなどへ原材料支給	体育振興課
324	倉吉駅周辺整備事業	(仮)駅北通り線整備 上井羽合線沿道土地区画整理事業 倉吉駅南北一体化施設設備 (橋上駅・自由通路) 倉吉駅北広場整備	倉吉駅周辺整備事務所
325	バリアフリー等良質住宅ストックの形成	公庫融資住宅の設計審査及び現場審査により、良質な住宅建設を促進	建築課
326	市営住宅建設事業	障害者、高齢者対応型施設としてスロープ、手すりの設置、段差の解消	建築課
327	バリアフリー等良質住宅ストックの形成	公庫融資住宅の設計審査及び現場審査により、良質な住宅建設を促進	建築課
328	公共施設等点検事業	市内公共施設などの点検活動の実施、交差点における発信音誘導装置・誘導ブロック・車椅子の通行に支障のないバリアフリー歩行空間の確保・促進、障害者住宅改良助成制度の普及・活用、公共的施設のバリアフリー化に対する助成・融資制度の	福祉課
328	バリアフリー推進	障害のある人の自立と社会参画の実現に向け、交差点における発信音誘導装置、誘導ブロック・車椅子の通行に支障のない、バリアフリー歩行空間の確保・促進	都市計画課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
328	庁舎等整備事業	庁舎内案内板の点字表示 本庁舎等関連施設の駐車場整備	総務課
328	公民館施設整備事業	公民館施設整備	生涯学 習課
329	地方バス路線維持対策費 補助金	路線維持費補助、車両購入費補助	企画課
329	交通安全総点検	道路利用者の立場に立った道路交通環境の整備を推進するた めの点検実施	建設課
330	個人情報保護の徹底	条例の遵守を徹底し、個人情報保護システムを確立	総務課
330	セキュリティポリシーの遵守	情報システム等に対する防御策、情報システムのセキュリティ監 査の実施、情報セキュリティに関する職員等研修会の開催	情報政 策課
331	新規採用職員研修	新規採用職員研修に講座を開設	職員課
331	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講	職員課
331	自治研修所における職員研 修	自治研修所階層別研修	職員課
331	各種人権問題研修会職員 参加	各団体主催の研修会へ職員参加	職員課
332	個人情報保護の徹底	条例の遵守を徹底し、個人情報保護システムを確立	総務課
332	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等によ る人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、 人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等 の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の 派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の 設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援 体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵 本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座 の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化 センター
332	企業啓発推進事業	企業研修会、担当者研修会、先進地視察研修会、各種啓発資 料の提供配布、倉吉市同和問題企業連絡会の活動推進、人権 文化センターとの連携、企業訪問・情報提供事業	商工観 光課
332	成人教育事業	各種講座・講演会で人権をテーマに実施	生涯学 習課
332	公民館事業	生涯各期(青少年・成人・高齢者)の対象者別学習会で各種人 権問題をテーマに実施	生涯学 習課
332	公民館職員研修会	職員研修の中で各種人権問題をテーマに実施	生涯学 習課
333	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講、国際交流 員による研修等	職員課
333	関係機関・施設等職員への 啓発	ケア会議等を通し関係機関・施設等の職員に対し人権やプライバ シー配慮について啓発	福祉課
333	保健衛生一般事業	健康づくり推進、保健所・関係機関と連携し啓発活動の推進、感 染症・特定疾患等について広報紙等によるPR	長寿社 会課
333	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等によ る人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、 人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等 の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の 派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の 設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援 体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵 本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座 の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化 センター

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
333	職員研修	専門研修の受講と職員資質の向上	福祉課
333	成人教育事業	各種講座・講演会で人権をテーマに実施	生涯学 習課
333	公民館事業	生涯各期(青少年・成人・高齢者)の対象者別学習会で各種人権問題をテーマに実施	生涯学 習課
333	公民館職員研修会	職員研修の中で各種人権問題をテーマに実施	生涯学 習課
334	相談体制の充実	HIV感染者については、プライバシーの問題があり、保健所において対応する。	長寿社 会課
335	保健衛生一般事業	健康づくり推進、保健所・関係機関と連携し啓発活動の推進、感染症・特定疾患等について広報紙等によるPR	長寿社 会課
336	中学校教育研究事業	同和教育年間指導計画の充実、地域との連携	学校教 育課
337	保健衛生一般事業	健康づくり推進、保健所・関係機関と連携し啓発活動の推進、感染症・特定疾患等について広報紙等によるPR	長寿社 会課
337	人権問題講演会	全市民対象の講演会の開催(手話通訳者・要約筆記者配置)	人権文化 センター
337	人権啓発資料の作成	館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本・人権紙芝居の作成等	人権文化 センター
337	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化 センター
337	成人教育事業	各種講座・講演会で人権をテーマに実施	生涯学 習課
337	公民館事業	生涯各期(青少年・成人・高齢者)の対象者別学習会で各種人権問題をテーマに実施	生涯学 習課
338	難病患者等居宅支援事業	ホームヘルパー派遣事業、ショートステイ事業、日常生活用具給付事業	長寿社 会課
339	保健衛生一般事業	健康づくり推進、保健所・関係機関と連携し啓発活動の推進、感染症・特定疾患等について広報紙等によるPR	長寿社 会課
340	保育所運営事業	乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の実施など 加配保育士の配置など人的条件の整備および充実、障害児保育研修会等への参加及び研修会の開催、巡回相談(医師等巡回指導、関係者会議)、障害者施設との交流、保育所開放事業の推進、同和保育の充実、同和保育加配保育士の配置、職員研修の実施と指導力向上、人権教育としての性教育の推進、保育園給食の充実、食育の啓発と推進	福祉課
340	母子保健事業	母子栄養管理事業、母子健康相談事業、妊産婦、新生児等訪問指導事業、6カ月児健康診査事業、1才6カ月健康診査事業、3才児健康診査事業(歯科関係事業含)、妊産婦・乳幼児健康診査事業、育児教室、幼児教室、すくすく相談事業、保健所と連携を図り相談など対応	長寿社 会課
340	教職員の資質向上	全教職員人権教育研修会、中学校区別教職員人権教育研修事業、倉吉市初等教育研究会の特別支援教育部会での研究	学校教 育課
340	小・中学校保健事業	就学時健康診断及び健康管理の諸検査	学校教 育課
341	生きがい対策の充実	保健所と連携を図り、特定疾患の方等に対する相談対応	長寿社 会課
342	生きがい対策の充実	保健所と連携を図り、特定疾患の方等に対する相談対応	長寿社 会課

基本計画 No.	事業名	事業内容	担当課
342	相談体制充実事業	家庭児童相談室運営事業の充実、母子自立支援員の相談活動の充実、主任児童委員事業の充実、民生児童委員との連携を図り、相談体制を充実、関係機関との相互支援・連携強化、障害者相談員等による相談体制の充実、当事者団体や家族の会との連携による相談体制の充実、各種障害者団体等との懇談会の開催	福祉課
342	障害者居宅生活支援事業	ホームヘルプ、ショートステイ等在宅福祉サービスの提供等	福祉課
343	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
344	人権啓発事業	人権啓発機関との連携とホームページのインターネット検索等による人権関連情報の収集と提供、人権学習プログラムの作成、人権学習支援アドバイザーの機能充実とPR、社会教育団体等の人権啓発指導者養成支援、各種研修会などへの指導職員の派遣、人権啓発事業のPR、各種団体人権啓発担当者連絡会の設置、各行政機関等との連携による人権啓発事業の共催と支援体制づくり、館報の発行、部落解放シリーズの市報掲載、人権絵本や人権紙芝居等人権啓発資料の作成と提供、講演会・講座の開催と行政に対する要望等の収集	人権文化センター
344	職員研修	職場内研修ほか各種研修会実施、専門研修の受講、国際交流員による研修等	職員課
344	教職員研修の充実	倉吉市集会・女性集会、人権のために学ぶ同和教育講座等各種講演会・研修会への参加	学校教育課